

平成31年第1回岩泉町議会  
定例会会議録目次

第 1 号 (2月15日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
施政方針演述	8
報告第1号～報告第6号の上程、報告	19
・報告第 1号 林道大久保線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 2号 林道八戸・川内線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 3号 林道間方線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 4号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 5号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 6号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	





第 2 号 (2月27日)

出席議員	4 3
欠席議員	4 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	4 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	4 4
議事日程	4 5
開議の宣告	4 7
議事日程の報告	4 7
議案第1号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 7

- ・議案第 1 号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例  
について
- ・議案第 2 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例について
- ・議案第 3 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正  
する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条  
例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条  
例について
- ・議案第 8 号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福  
祉センター条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算 (第4号)
- ・議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- ・議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- ・議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第4号)

・議案第13号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）	
・議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）	
請願第1号の上程、説明、委員会付託	53
・請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願	
陳情第3号の上程、説明、委員会付託	54
・陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情	
散会の宣告	54

### 第3号（2月28日）

出席議員	55
欠席議員	55
職務のため議場に出席した者の職・氏名	56
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	56
議事日程	57
開議の宣告	59
議事日程の報告	59
受賞報告、表彰の伝達	59
一般質問	59
5番 三田地久志議員	59
7番 坂本 昇議員	73
1番 畠山昌典議員	81
2番 畠山和英議員	96
4番 八重樫龍介議員	110
9番 菊地弘巳議員	119
13番 野館泰喜議員	126
6番 林崎寛次郎議員	133
12番 三田地泰正議員	141

散会の宣告	150
-------	-----

第 4 号 (3月8日)

出席議員	151
欠席議員	151
職務のため議場に出席した者の職・氏名	152
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	152
議事日程	153
開議の宣告	155
議事日程の報告	155
議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	155
・議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算	
・議案第17号 平成31年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第18号 平成31年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第19号 平成31年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第20号 平成31年度岩泉町簡易水道特別会計予算	
・議案第21号 平成31年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第22号 平成31年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
・議案第30号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負変更契約の締結に関し議決 を求めることについて	
陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	161
・陳情第 3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情	
閉会中の継続審査申し出について	162
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	163
平成31年度議員派遣について	163
閉会の宣告	163

署 名 ..... 1 6 5

平成31年第1回岩泉町議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成31年 2月 5日					
招集の場所	岩泉町議会議事堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開会	平成31年 2月15日 午前10時00分				
	散会	平成31年 2月15日 午後 1時14分				
出席及び欠席議員  出席13人 欠席 1人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○	14	加藤久民	○
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	×			



会議録署名議員	1 3 番	野 館 泰 喜	1 番	畠 山 昌 典
	2 番	畠 山 和 英		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第1号)

平成31年 2月15日(金曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針演述

日程第 5 報告第1号 林道大久保線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第2号 林道八戸・川内線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第3号 林道間方線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 8 報告第4号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 9 報告第5号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第10 報告第6号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第11 議案第24号 その他町道早坂高原線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第25号 林道大石沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第26号 林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第27号 林道寄部沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

- 日程第15 議案第28号 財産（設備）の無償譲渡に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 日程第18 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第13号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算
- 日程第33 議案第17号 平成31年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第18号 平成31年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第19号 平成31年度岩泉町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第20号 平成31年度岩泉町簡易水道特別会計予算

日程第 3 7 議案第21号 平成31年度岩泉町観光事業特別会計予算

日程第 3 8 議案第22号 平成31年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算

日程第 3 9 議案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算

日程第 4 0 陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情

散 会 の 宣 告



---

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成31年第1回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため欠席する旨、届け出が提出されておりますので、報告します。

議案はお手元に配りましたとおりです。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番、野館泰喜君、1番、畠山昌典君、2番、畠山和英君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月12日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり本日から3月8日までの22日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月8日までの22日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、平成30年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎施政方針演述

○議長（加藤久民君） 日程第4、町長の施政方針演述を行います。

中居町長。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 本日ここに、平成31年第1回岩泉町議会定例会が開会されるに当たり、今後の所信の一端と町政運営の基本方針について申し述べさせていただきたいと存じます。

あの悲惨な台風第10号豪雨災害から2年半の歳月がたとうとしております。私は、昨年1月に町長に就任して以来、一日も早い復旧を目指し、復旧事業に取り組んでまいりましたが、この間、町民の皆様お一人お一人から各種復旧事業の推進に多大なる御理解と御協力を賜りましたことに對し、まずもって厚く御礼を申し上げたいと、このように思います。

また、議員各位におかれましても、この間まさに被災者の立場に立ったご助言、ご提言をいただきました。町全域にわたる未曾有の大災害の中で、これまで復旧事業を進めてこられましたことは、町議会の皆さんの早期復旧へ向けたご支援とご協力のたまものであり、衷心より御礼を申し上げたいと存じます。

さて、30年続いた平成の時代も幕を閉じようとしております。顧みますと、バブル経済の真ただ中、消費税がスタートし、ベルリンの壁崩壊や米ソの連戦終結宣言から始まり、その後バブル経済は崩壊、景気は急速に後退し、いわゆる失われた20年と呼ばれる時代に突入をしました。また、地下鉄サリン事件や米同時多発テロなどの凄惨な事件が相次いで起き、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして台風第10号豪雨災害など、回避することの極めて困難な事象が続いた時代であったのではないかと感じております。

これから新しい時代を迎え、まだまだ厳しい諸情勢の中ではありますが、心を新たに明るい未来の見える岩泉町の振興と発展に向け、町民の皆様と町議会のご支援を賜りながら一步一步前進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、まちづくりの基本的な施策の方向について申し上げます。

私は、町長に就任に当たり、何よりもまず台風第10号豪雨災害からの復旧を早期に、そして着実に実行することを町民の皆様にお約束いたしました。

公共土木施設の復旧事業につきましては、本町初の試みであります「CM方式」を導入するなど、膨大な事業量の進行管理を適切に行い、鋭意工事を進めてきたところであります。

各種復旧事業につきましては、特に必要な用地の確保など、町民の皆様からご協力をいただいているところでありますが、さらに国や県に対し、必要な要望を行い、一日も早い復旧事業の完遂に向けて取り組んでまいります。

復旧後のまちづくりに向けた施策につきましては、基本的にこれまで築き上げてきた「新岩泉町まちづくり総合計画」を初め、各主要計画に基づく施策を踏襲しながら取り組んでまいります。将来における人口減少問題や財政規模の縮減等も踏まえ、現実的な施策に練り直す必要があるものも少なくないと考えております。

また、本町の産業振興と雇用の場の創出に大きな役割を担っている第三セクターにつきましては、平成28年1月に、経営基盤や人的資源の強化を図るため、ホールディングス化したところでありますが、台風災害からの復旧を進める中で資源の共有やシナジー効果の向上による組織力の強化を図るため、グループ会社の一部合併を行い、変化の激しい市場における競争力を高め、さらなる業績向上を目指すこととしたところであります。

人口減少は、我が国全体が抱える大きな課題であります。地方にとっては、さらに深刻な状況になっており、産業の振興や医療、福祉、教育などの施策の推進に大きな影響を及ぼしておりますことから、町民の皆様のご意見もしっかりとお聞きし、町政を運営をしてまいりたいと考えております。

次に、行財政運営方針について申し上げます。

国では、平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしており、本町におきましても、今後さらなる厳しい



財政運営を強いられることは確実であります。町財政は、台風災害事業や、それ以前の大規模なインフラ整備事業の実施に伴い、地方債償還額がピークを迎えるところであり、膨大な事業量となった災害復旧・復興事業もまだ道半ばであるため、ここ数年間は単独事業の縮小も検討せざるを得ない時代も想定をされます。

このたびの台風災害でも痛感したように、行政のみでの対応には限界があることから、地域振興協議会等とも連携・協働のもと、さらに官民一体となり、地域課題に取り組むこととし、事業の取捨選択等を行い、限られた財源と人材を最大限に活用し、効率的な行財政運営に努めていかなければならないと考えております。

なお、復旧・復興業務の対応につきましては、スピード感を減退させることなく、引き続き国、県及び他の自治体等からの協力も賜りながらマンパワーや財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今回ご提案いたします平成31年度各会計の当初予算案は、台風災害からの復旧・復興を最優先課題として捉え、計画の最終年度となる「新岩泉町まちづくり総合計画」に掲げる事業のローリングの結果を踏まえ、町民の皆様が復旧・復興を実感できる予算として編成をしたところであります。

東日本大震災と同様の手厚い財源支援がない中で、これまでも町民の皆様にご与える影響等を検証した上で、復旧・復興に要する予算を捻出し、施策を速やかに実施してまいりましたが、台風災害関連事業、社会保障関係経費の増、及び過去の大規模事業に係る公債費の増加により、多額の一般財源が必要となっておりますので、引き続き国や県の財政支援制度を最大限活用しつつ、限られた基金を重点的かつ効率的に配分した予算編成としたところであります。

次に、台風災害復旧・復興事業の加速と防災・減災体制の強化について申し上げます。

町全域が壊滅的な被害を受けた平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧につきましては、これまで以上に復旧事業を加速させ、町民の皆様が復旧の歩みを肌で感じられるよう進捗を図っていかねばなりません。

町道、河川、橋梁の公共の土木施設、林道、農道などの災害復旧工事につきましては、当初の計画どおり平成30年度には町の発注工事は全て契約し、工事に着手しており、簡易水道施設の復旧工事も順次進めておりますが、平成31年度が工事のピークとなり、まさに復旧の正念場の年に

なるものと考えております。

復旧工事を進める上で全国的に頻発する災害の影響により、土木作業員の不足で工事がおくれるなど、早期完成への道のは決して平坦ではありませんが、県及び県内外からの市町村の応援職員のお力もおかりしながら職員一丸となって復旧に取り組んでまいります。

岩手県におきましても、小本川、安家川の改修工事は、平成30年度に全ての工区について契約を終える予定であり、本格的な復旧工事に向け、一步一步進んでおります。

また、被災者の皆様の住宅再建に伴う災害公営住宅につきましては、平成31年の夏までには、被災者の皆様が入居できるよう工事を進めているところであります。

同様に、被災者用宅地分譲地につきましても、平成31年の夏までには全地区の分譲契約を終えられるように工事を進めており、被災者の皆様の住宅再建も平成31年度がピークになるものと考えております。

被災した生活橋や飲料水共同施設、個人施設等につきましては、災害復旧工事の進捗に合わせ、平成31年度におきましても同様に支援を行ってまいります。

次に、防災・減災体制の強化についてであります。本町は、この8年間の中で東日本大震災、そして台風第10号豪雨災害と、大きな災害を二度も経験したわけでありましたが、町民の皆様の生命や財産を災害から守ることは、行政に課せられた大きな責務であるという認識のもと、新たに危機管理課を設置し、この1年間、防災・減災体制の強化に努めてまいりました。

災害は、いつ起こるか予測ができないものではあります。ハード、ソフト両面において、さまざまな観点からの対策を講ずるとともに、過去の災害から学んだ知識や備えなどを継承することで、町民の皆様の生命や財産を守り、被害を減らすことは可能であると考えております。

情報通信設備の普及により、インターネットや携帯電話で気象情報を初めとする災害情報を誰もが入手できるようになった一方で、高齢化が著しい本町においては、そのツールを活用しきれない現状があります。

特に高齢者や障がい者等、避難行動時に支援が必要な方々に対し、迅速かつ安全に避難行動を行うための対策を講ずる必要があることから、「地域防災計画」に基づき、避難支援のプランの作成を順次進めてまいりたいと考えております。

台風第10号豪雨災害では、全町が孤立し、行政の迅速な支援が不可能な状況の中で、地域住民、自治会等による自主的な避難所の運営や消防団による避難誘導などの対応が効果を発揮しました。

大災害では、行政のみの対応には限界があると痛感させられたところでもあります。

今後の防災・減災体制を強化する観点から、より一層地域防災力の向上を図る必要がありますので、平成30年度は、各地区自主防災組織を中心に56名の防災士を育成し、さらに本年1月には、「岩泉町防災士連絡協議会」を立ち上げたところでもあります。

災害時に、「自助」「近助」「共助」の機能が十分に発揮できるよう引き続き防災士の育成など、地域防災力の向上に努めてまいります。

災害時の通信機能の強化といたしましては、消防団に携帯型防災行政無線機を配備し、さらには、平時からさまざまな場面でドローンの活用を推進するため、通称「ブルードラゴン隊」を設置したところであり、災害時には、迅速かつ的確な状況把握と情報伝達に努めてまいりたいと考えております。

また、安家地区の複合施設につきましては、防災機能を兼ね備えた施設として、地域の要望を踏まえ、平成31年度中の完成を目指して取り組んでまいります。

加えて、各避難所における防災備蓄や防災備品の計画的な整備につきましても順次進めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり総合計画の総括と新たな総合計画の策定について申し上げます。

現在の「新岩泉町まちづくり総合計画」は、平成22年度から31年度までの10カ年を計画期間として策定したものであります。

実現したい町の姿として、計画の基本目標に、「大きな木が育ち明日が見える岩泉」を掲げ、4つの大きな森林（もり）づくりを柱に据えて事業展開を進めてまいりました。

また、国における地方創生の旗揚げのもと、人口ビジョンの将来展望を踏まえ、「岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第三セクターの強化による雇用の創出、インターンシップや空き家対策による本町への新しい人の流れをつくる取り組みなど、総合的な人口減少対策を講じてまいりました。

さらに、計画期間中、二度の大きな災害に見舞われたことから、「岩泉町震災復興計画」や「岩泉町災害復興まちづくり計画」を策定し、総合計画と連動した施策の展開に取り組んできたところでもあります。

特に定住化対策につきましては、生活基盤の整備を初め第三セクターの施設整備等による6次産業化の推進と雇用の場の確保に努めるとともに、基幹産業である1次産業の後継者の育成や

経営基盤の強化を図ってまいりました。

また、若者世代の定着や子育て環境の充実を図るため、子育て支援住宅や定住促進住宅の整備を進め、住環境の向上に努めてきたところであります。

さらに、まちづくりの主体となる各地域の活性化のため、地域振興協議会の活動に対し、ハード、ソフト両面にわたる支援を行うとともに、「地域づくり支援協議会」の立ち上げにより、町内外からの人材の活用による地域おこしに取り組んでまいりました。

残念ながら全国的な人口減少の中で過疎化の振興は、今もなお続いている状況ではありますが、広大な面積の中で光伝送路の全域への整備など、各種インフラ整備による格差是正や、第三セクターによる地域産業の牽引など、一定の成果は見えているものと認識をしております。

新年度におきましては、これまでの施策展開を踏まえ、将来の本町の人口規模や財政規模等を考慮し、より現実的で実効性のある施策を展開するため、住民懇談会や議員各位との意見交換の場も設けながら新しい総合計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成31年度の主要な施策について申し上げますが、「岩泉町震災復興計画」「岩泉町災害復興まちづくり計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各事業につきましては、「新岩泉町まちづくり総合計画」と基本的な方向は同じであり、整合性も確保しておりますことから、総合計画に掲げる4つの森林（もり）ごとに順次ご説明を申し上げたいと存じます。

初めに、「力強い産業が高い価値を生む『豊かな森林（もり）』づくり」について申し上げます。

1次産業は、本町の基幹産業であり、定住化を進めていく上で生産所得の向上を図り、魅力ある産業として構築していかなければなりません。

まず、担い手の確保についてであります。引き続き新規就農者や農業後継者への就農支援を行うとともに、新たに経営力のスキルアップを目指す意欲ある農業者が研修を受講するための費用を支援してまいります。

林業及び漁業の担い手の確保につきましても、就業者の定着を図る支援事業に取り組み、関係機関と連携し、就業者の確保と定着につなげてまいります。

畜産振興につきましては、ここ数年の家畜固体販売の高値安定により、畜産農家の経営も順調に推移しておりますが、農家戸数及び頭数とも減少傾向にあることから、次代を築く農家の育成と魅力ある経営基盤づくりに取り組んでまいります。

また、岩泉農業振興公社につきましては、厳しい経営環境にありますが、農業振興に重要な役

割を担っておりますことから、今後も次代の農業を担うパートナーとして支援をしてまいります。

農地の活用につきましては、生産性の高い持続ある農業の推進のため、農地の集積は欠かせないものと考えております。これまで農地中間管理機構事業を活用しながら、5地区で成果を上げているところであります。

事業未実施地区につきましても、平成31年度より農業委員会と連携し、積極的に取り組んでまいります。

また、平成29年度から30年度に、農地中間管理事業により集積した袋野地区の農地につきましては、作業の効率化、生産性の向上を図るため、畦畔除去による区画の拡大と暗渠排水対策に取り組んでまいります。

畑わさびにつきましては、育苗の技術の確立を急ぐとともに、昨年完成したわさび洗浄施設の活用と、新たに支援する土壌分析、施肥設計を実施し、生産拡大に取り組んでまいります。

獣害対策につきましては、農業被害防止のための電気牧柵、防護網の導入支援を拡大するとともに、増加が予測されるニホンジカの捕獲処分を円滑に行うため、捕獲個体の一時保管施設を整備し、実施隊員の負担軽減に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、本年4月より施行されます新たな森林経営管理制度のもと、自治体に交付される財源を有効に活用し、林業事業体の育成及び森林整備に取り組み、持続可能な森林環境づくりに努めてまいります。

観光振興についてであります。平成31年は、三陸鉄道の一貫経営や釜石でのラグビーワールドカップの開催、また県が進める三陸防災復興プロジェクトの中で、本町を会場に「三陸ジオパークフォーラム」の開催も予定されるなど、沿岸地域を取り巻く交流促進のきっかけとなるさまざまな取り組みが予定されております。

本町におきましても、これらを好機として捉え、昨年12月に設置した「岩泉町緊急誘客対策協議会」と連携し、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

また、近年増加傾向にある訪日外国人旅行者等の受け入れ環境整備のため、早坂高原のトイレ改修や三陸ジオパークの案内解説板の設置など、広域観光振興に向けた取り組みを進めてまいります。

観光拠点の要でもあります。龍泉洞につきましては、イベントの充実や閑散期におけるさまざまな催しの企画など、龍泉洞の魅力を高める取り組みを評価するとともに、町民の皆様や観光客

の皆様が親しまれる園地としてどのような姿が望ましいか調査、研究を進めてまいります。

台風災害で被災したふれあいランド岩泉につきましては、町民の皆様が愛され、便利で使いやすく、また河川改修とあわせた親水環境にも考慮し、早期の工事着工を目指し、調査、設計に着手してまいります。

次に、「人々の健康と幸せを運ぶ『安らぎの森林（もり）』づくり」について申し上げます。健康であることは、誰もが望むものであり、豊かな日常生活を送る上で最も基本となる重要な要素であります。

保健事業につきましては、「第二次健康いわいずみ21プラン」を基本とし、「健康づくりネットワーク事業」の継続的な取り組みなどにより脳血管疾患死亡率の改善を図るほか、各種検診事業の受診率の向上に努め、新たに「新生児聴覚検査」の実施や済生会岩泉病院医師による健康講演の開催などを通じ、病気や障害の早期発見、早期療養につなげる体制整備と健康意識の高揚を図り、健康増進に努めてまいります。

また、高齢者福祉につきましては、住みなれた地域で健康で生きがいを持って暮らし続けることができるよう地域における介護予防活動への支援や認知症に関する知識の啓発と早期の受診支援を行うとともに、済生会岩泉病院や介護事業所などと連携した在宅医療の相談体制を強化し、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、地域の中で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう関係機関と連携し、相談支援体制の強化に努め、身近な相談機会の確保や円滑な福祉サービスの利用支援などにつなげてまいります。

また、生活困窮者や、その家族に対する相談支援体制の整備を図り、適切な制度の活用や関係機関への取り次ぎなど、生活困窮者が自立できるよう支援を行ってまいります。

子育て支援につきましては、児童の健全育成を図るため実施している放課後児童クラブにつきまして、現在準備を進めている小川地区での実施を本格的にスタートさせるなど、引き続きニーズに沿った子育て環境の充実に努めてまいります。

結婚支援につきましては、少子高齢化あるいは定住対策としても積極的な取り組みが必要でありますことから、結婚記念品制度の見直しや結婚支援センターの運営支援を進めてまいります。

医療対策についてであります。本町では済生会岩泉病院が一般診療、救急医療、在宅訪問診療のほか、児童生徒の健診から予防接種、各地区の診療所運営まで地域医療の全てを担っており

ますことから、引き続き地域医療の確保等に対する支援を行ってまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、国保被保険者1人当たりの医療費の上昇や被保険者数の減少が続き、平成30年度は、一般会計からの財源補填で対応している状況にあります。

このような厳しい財政状況から台風災害からの復旧、復興の途上ではありますが、国保会計の安定運営を図るためには、税率の引き上げ等を検討せざるを得ない状況にありますことをご理解賜りたく存じます。

次に、「安全で快適な暮らしを支える『美しい森林（もり）』づくりについて申し上げます。

新年度は、台風災害に係る復旧事業が最大の山場を迎えることから、通常の道路改良事業は、見送らざるを得ない状況でありますことをご理解賜りたいと存じます。

しかしながら、町内の主要路線であります国道455号や国道340号の整備促進につきましては、引き続き国や県に対して訴えていかなければならないものと考えております。

国道455号につきましては、平成28年台風第10号豪雨災害により、各所で寸断し迂回を強いられたことから、道路の防災機能の強化や強靱化を図っていく必要があるものと認識をしております。

国道340号につきましては、押角トンネルの完成を控え、前後の道路改良が間断なく事業採択されるよう昨年に引き続き「住民総決起大会」を開催するなど、両路線ともあらゆる機会を捉え、整備要望に取り組んでまいります。

また、大川、安家、有芸地区の主要県道につきましても、各期成同盟会と連携した要望活動を実施し、整備促進を強く訴えてまいります。

情報通信対策につきましては、IBCラジオの中継局が老朽化しており、早期に更新が必要な状況でありますことから更新工事を行い、安定した施設の運用に努めてまいります。

また、ぴーちゃんねっとの告知システムにつきましても、更新工事を行い、安定運用を図るとともに、光回線を活用したテレビ、ラジオの配信による組合負担の軽減とあわせた難視聴対策について進めてまいります。

生活環境につきましては、一日も早く災害前の自然豊かな町を取り戻すため、自然の大きな恵みに感謝し、謙虚な心で限りある自然との共生を図りつつ環境負荷の少ない快適で住みよいまちづくりに努めてまいります。

また、大牛内の南大芦飲雑用水につきましては、施設の老朽化が進んでおりますことから、地域住民の皆様との協議が調い次第、早期の事業着手に向けて取り組んでまいります。

定住化対策の重要性につきましては、ご案内のとおりであります。改めて一朝一夕にはいかない課題であると認識しているところであります。これまでの取り組み等を踏まえ、さらに創意工夫を凝らしながら粘り強く進めていく必要があるものと考えております。

平成31年度は、交流人口あるいは関係人口をふやし、定住人口へとつなげる取り組みとして県外移住コーディネーターを設置し、本町への呼び込みを強化するとともに、移住に向けたきめ細やかな相談体制の充実を図るため、町内での現地コーディネーターもあわせて設置し、現地案内やフォロー体制を強化してまいります。また、現在運用している空き家・空き地バンクにつきましては、一定の活用はあるものの、不要な家財の処理等が課題となっているケースがありますので、空き家バンク登録者に対し、家財等の処分経費につきまして必要な支援を行うとともに、バンクの登録に伴い、契約が成立した場合について奨励金制度を設けるなど、より効果的な制度の充実に努めてまいります。

現在地域づくりの中核を担っている地域振興協議会や地域づくり支援協議会につきましては、高齢化や人口減少が進む中、より重要な役割を担う組織であると認識しております。

平成31年度は、新たに集落支援員制度も活用しながら引き続き特色ある地域づくりに取り組めるよう支援体制を強化してまいります。

加えて地域課題の解決と定住促進の観点から、「地域おこし協力隊制度」を活用し、一人でも多くの人材の呼び込みに力を入れてまいりたいと考えております。

なお、定住化対策の重点課題であります住宅・宅地対策につきましては、新しい総合計画の策定と連動させた諸施策を進めるべく平成31年度中には、行政組織の見直しも含め強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「人材を育み文化をつなぐ『希望の森林（もり）』づくり」について申し上げます。

平成元年当時、38校ありました小中学校も30年たった今15校へと減少しております。

地域から学校が消滅することは、地域の衰退につながる要因となることは十分承知しておりますが、児童生徒の教育環境を第一に考えた場合、一定の規模への再編はやむを得ないものと認識しているところであります。

本年4月には、二升石小学校と浅内小学校が岩泉小学校に統合し、また来年3月には、小川小学校と門小学校両校を閉校し、4月からは新設校としてスタートすることとなりますが、統合に伴い新たに必要となる学用品の購入に係る保護者負担の軽減を図るなど、より充実した教育環境



の体制構築に努めてまいります。

また、廃校施設を初めとする遊休財産の利活用につきましては、内部において検討組織を立ち上げたところであり、多様な角度から調査研究を進めてまいりたいと考えております。

岩泉高等学校につきましては、本町の人材育成の重要な役割を担う教育機関であり、これまでさまざまな支援に取り組んできたところではありますが、引き続き生徒の夢の実現の後押しとなる「ドリームサポート事業」や通学費補助、学力向上対策などへの助成、大学への進学支援について継続してまいります。

また、急速な情報化の進展に対応できる児童生徒の情報活用能力の育成に向けた情報教育を進めるため、町内の各学校に整備しているコンピューターの更新を行い、学校現場での円滑な指導体制と教育環境の充実に努めてまいります。

なお、奨学金制度につきましては、本町への定住に向けた観点から、一部減免規定の拡大等についても検討を進めてまいりたいと考えております。

社会教育につきましては、学習機会や研修の場の充実に図るため、「NPOぱあとなあ」と連携し、今後も町民の皆様が気軽に参加・活動できるよう内容の充実に努めてまいります。

また、町立図書館につきましても年代やニーズに応じた図書や資料の充実に取り組んでまいります。

交流事業につきましては、東京都昭島市、ウイスコンシン・デルズ市との相互交流や台湾派遣事業の継続によりきずなを深め、体験学習による視野の拡大や学習意欲の向上につなげてまいります。

スポーツ振興につきましては、町体育協会などの関係機関と連携した取り組みを進め、台風災害で被災した岩泉球場につきましては、楽天野球団と連携した再開・復興イベントの開催を企画しているところであります。

屋内スポーツ活動の拠点の龍ちゃんドームにつきましては、20年以上経過し、照明器具の経年劣化で照度が低下しておりますので、LED化による改修を進め、安全に利用できる環境を整備してまいります。

以上、31年度における主な施策の概要について申し上げます。

結びになりますが、平成という時代の終幕を迎えようとしている中、本町の将来を見据えた施策について真剣に考えていかなければならないものと考えております。

深刻化する人口減少や頻発する異常気象など、より厳しさを増す時代環境の中ではありますが、産業振興や少子高齢化などの諸課題に挑戦し、一步でも前に進めようとする歩みの中にこそ明るい光が見えてくるものと考えております。

町民の皆様がなにを悩み、なにに苦しみ、なにを望んでいるのか、そしてその思いを一つでも着実に町政に反映し、施策として形にしていくことが必要であり、「町民第一主義」を念頭に、実直に各般の施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、2月28日に行いますので、議員各位の質問通告は2月20日、午前12時までをお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第6号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第5、報告第1号 林道大久保線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてから日程第10、報告第6号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分についてまでの6件について、順番に報告を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） それでは、6件につきまして順次報告をさせていただきます。

報告第1号 林道大久保線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道大久保線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月15日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をごらん願います。専決処分書。林道大久保線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年2月4日、岩泉町長、中居健一。

記。 1、工事名、林道大久保線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字倉脇口地内。

3、契約金額、当初請負額8,640万円、変更請負額8,548万8,480円、変更による減額91万1,520円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、コンクリート擁壁工等の数量が減ったことによる減でございます。

次に、報告第2号 林道八戸・川内線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道八戸・川内線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月15日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をごらん願います。専決処分書。林道八戸・川内線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年2月4日、岩泉町長、中居健一。

記。 1、工事名、林道八戸・川内線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町穴沢字小船地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億4,040万円、変更請負額1億3,630万2,480円、変更による減額409万7,520円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、コンクリート擁壁工等の数量が減ったことによる減でございます。

次に、報告第3号でございます。 林道間方線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道間方線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道間方線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月15日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をごらん願います。別紙でございます。専決処分書。林道間方線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年2月4日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道間方線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町浅内字大沢日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額8,856万円、変更請負額8,776万8,360円、変更による減額79万1,640円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、コンクリート擁壁工等の数量が減ったことによる減でございます。

次に、報告第4号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月15日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年2月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額1億9,440万円、変更請負額2億37万3,480円、変更による増額597万3,480円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

5、変更理由、消波ブロックの製作個数がふえたことによる増でございます。

次に、報告第5号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について。

安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月15日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年1月29日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松林地内。

3、契約金額、当初請負額6,696万円、変更請負額6,957万6,840円、変更による増額261万6,840円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、盛土材について、発生残土利用としていたが確保できず、必要数量を購入土対応としたことによる増でございます。

次に、報告第6号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月15日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年2月1日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町釜津田字上栗宿23番69付近の町道早坂1号支線において発生した車両破損事故に係る当該車両に与えた損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額24万4,000円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、岩手郡岩手町大字江刈内第9地割67番地12、氏名、須賀宏明。

次のページ、示談書をごらん願いたいと思います。事故発生の日時でございますけれども、平成30年11月11日でございます。事故の概要でございますけれども、自動二輪、バイクが町道早坂高原線方面から町道早坂1号線方面に向かって走行中に、路面の段差で転倒しまして、車両と装備品を損傷したものでございます。

示談の内容でございますけれども、損害賠償金としまして、金24万4,000円を支払うものでございまして、内訳は、車両損害額が19万9,000円、装備品の損害額が4万5,000円でございます。被害の総額としましては48万8,000円でございますけれども、過失割合が50%ということで町でこの金額を支払うものでございまして、全額保険料で対応するものでございます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第6号までの6件全部の報告を終わります。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、議案第24号 その他町道早坂高原線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第24号 その他町道早坂高原線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

その他町道早坂高原線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、その他町道早坂高原線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町釜津田字権現地内ほか。

3、契約金額、当初請負額 2 億7,000万円、変更請負額 2 億6,016万2,280円、変更による減額983万7,720円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大型ブロック積工等の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成29年11月7日に着工してございまして、平成31年3月20日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更箇所についてご説明をさせていただきます。災害番号で2段目、28災1372号では、大型ブロック積工が37平米の減。次の28災1373号では、施工延長が1.2メートルの減。強度土壁工で4平米の減。次の28災1076号では、ブロック積工が14平米の増。1つ飛びまして28災1145号では、ブロック積工が22平米の増。次の28災5475号では、ブロック積工が18平米の増となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第25号 林道大石沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結  
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第25号 林道大石沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し  
議決を求めることについて。

林道大石沢線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第  
96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の  
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道大石沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字横道地内。

3、契約金額、当初請負額1億3,068万円、変更請負額1億1,075万760円、変更による減額1,992万  
9,240円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四  
郎。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積工等の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次の参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成29年8月9日に着  
工してございまして、平成31年2月28日完成予定でございます。工事概要で変更箇所ございま  
すが、災害番号の1号箇所ではコンクリート擁壁工が0.8立米の減。2号箇所では、ブロック積工が  
46.7平米の減。3号箇所では、ブロック積工が11.6平米の減。4号箇所ではブロック積工33.1平米  
の減。5号箇所ではコンクリート擁壁工40.1立米の減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑はありますか。

9番、どうぞ。



○9番（菊地弘巳君） ちょっと確認をしたいのですが、工事期間です。31年2月28日が完成予定ですが、これはこのとおり順調に終わる予定ですか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 本工事、大石沢につきましては、工程どおり進んでおりまして、2月の完成を見る予定でございます。

○議長（加藤久民君） 9番、どうぞ。

○9番（菊地弘巳君） このブロック工とか、そういうのは結構進んでいるかと思うのですが、舗装工事、それから川にあります流れた砂利とか土とか石、木材、これらも全部2月で完成しますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回提案しておりますのは、災害復旧工事ということで補助対象の工事になります。こちらのほうは完成いたしますが、現地のほう確認しまして、残っている分の流木、土砂の除去とか、さまざまな分もあるかと思いますので、それは別途対応ということになります。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第26号 林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約の締結に

関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

[総務課長 應家義政君登壇]

○総務課長（應家義政君） 議案第26号 林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道本銅線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道本銅線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町袈綿字本銅地内ほか。

3、契約金額、当初請負額2億4,300万円、変更請負額2億2,926万1,320円、変更による減額1,373万8,680円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大型ブロック積工等の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成29年9月7日に着工してございまして、平成31年2月28日完成予定となっております。工事概要でございますけれども、変更部分でございますが、災害番号の1号箇所では舗装工が4.5平米の減。2つ飛びまして、4号箇所、L型擁壁工が1メートルの減、舗装工が9.8平米の増。1つ飛びまして、6号箇所ではのり面工が36.5平米の減、排水構造物工が3.9メートルの増。7号箇所では大型ブロック積工が25.5平米の減、舗装工で4.8平米の増となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第26号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、議案第27号 林道寄部沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結  
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第27号 林道寄部沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し  
議決を求めることについて。

林道寄部沢線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第  
96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の  
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道寄部沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町大川字舞の子地内。

3、契約金額、当初請負額2億952万円、変更請負額1億8,706万7,880円、変更による減額2,245万  
2,120円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野  
友寛。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。コンクリート擁壁工等の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をお願いいたします。工事期間でございますけれども、平成29年7月12日に着工をしております、平成31年2月28日完成予定となっております。工事概要でございますが、変更箇所でございますが、災害番号で1号箇所ではコンクリート擁壁工を173.0立米の減、舗装工で43平米の減。3つ飛びまして、5号箇所ではコンクリート擁壁工が18.3立米の減。6号箇所ではブロック積工が2.5平米の増。7号箇所では、ブロック積工が10平米の増。舗装工が2.5平米の増となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第27号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、議案第28号 財産（設備）の無償譲渡に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第28号 財産（設備）の無償譲渡に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、譲渡の目的、三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため。

2、譲渡する財産、財産の所在地、岩泉町。種別、線路設備。細目、数量でございますが、土木設備で切取468.48平米、盛土884.31平米、土留壁2,665.60平米、土留擁壁638.61平米、のり面工907.44平米、特殊路盤9.3平米、本線軌道50キログラムレール7,298.00メートル、40キログラムレール75.53メートル、マクラギ3,004.33本、道床2万3,924.01メートル、諸標・車止め0.22式。

3、譲渡の相手方、住所、宮古市栄町4番地、氏名、三陸鉄道株式会社、代表取締役社長、中村一郎。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由でございますけれども、三陸鉄道株式会社に無償貸し付けしていた鉄道事業の用に供する財産の一部を無償譲渡しようとするものである。

今回の無償譲渡につきましては、線路設備分を譲渡するものでございまして、これまで町で無償貸し付けをしていたものを今回譲渡するものでございます。これは、三陸鉄道で第1種鉄道事業者として再認定を行うということでございまして、第1種鉄道事業者というのは、補助等をもって鉄道運営をする会社でございまして、その際に、レールの保有が要件となっておりますことから、今回譲渡しようとするものでございます。線路以外の部分については、従来どおり町が所有しているというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第28号について質疑を行います。質疑はありますか。

5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 無償譲渡はわかりました。そうすると、三陸鉄道の資産になるわけですので、今度は固定資産税ということは発生するのか、あるいは固定資産税についても徴収しないようなことになるのか、その辺をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今後は、三陸鉄道株式会社の資産ということになりますので、固定資産税が発生をいたしまして、岩泉町のほうではその分を課税をするということでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に  
し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に  
し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとするものである。

次のページが総合整備計画書でございまして、その次のページ、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。今回の変更は、第2次変更となります。2の(4)で被災した簡易水道施設を整備するための部分を追加してございます。3の公共的施設の整備計画では、一番下の欄に飲料水供給施設ということで1億1,500万円を追加してございますし、あわせまして上段の消防施設で9,300万円に変更してございます。7,400万円から9,300万円に変更してございますが、これにつきましては、安家の複合施設整備を今進めてございますが、その消防屯所の部分、面積按分で事業費がほぼ見込みがついたということで今回変更をお願いをするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第29号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この参考資料の一番下で飲用水ということですから、安家の簡水のことになるのかどうか。

そして、これは現在安家の簡水については、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三田地上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三田地 健君） お答えします。

安家の簡易水道施設につきましては、平成28年の台風災害で被災した状況のままでありまして、仮復旧はしておりますが、河川の拡幅等のためにそういう計画が県のほうにあるということで着手できない状況にあります。災害復旧事業につきましては、3年以内で終わらなければならないということになっておりますが、それを超えるということで厚生労働省のほうに協議していたところですが、その分を補助金としていただけるということにはなっております。ただ河川の拡幅などにより、それ以外の支出も多く出ることから、その分について今回の計画に出させていたもので着手することになります。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 具体的には、何年度着工、完成という目安が立っているのかどうか、どうですか。

○議長（加藤久民君） 三田地上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三田地 健君） なるべく早くということで県のほうとは頻繁に協議はしており

ますが、橋などについては、なかなか簡単にはいかない状況もありそうだと思っています。できれば2年以内にはやりたいと思っておりますが、とにかくできる限り早くやれるように努力をしたいと思います。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第1号～議案第8号及び議案第9号～議案第15号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第17、議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例についてから日程第24、議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について及び日程第25、議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）から日程第31、議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）までの15件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例について。

岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり設けるため、地



方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人事院規則15-14の一部改正に伴い、国及び県に準じて所用の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。教育長の給与等を定め、あわせて所要の整理を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。教育長の勤務時間等を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について。

岩泉町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。国民健康保険税の税率等を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第 6 号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について。

岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。記念品の支給対象者を拡大するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第 7 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について。

岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。医療費助成に係る現物給付の対象を小学校卒業まで拡大するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第 8 号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について。

岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成30年度岩泉町の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 6,813 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147 億 996 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第 2 条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用す

ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成30年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,277万2,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,839万1,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,540万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

平成30年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,552万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,620万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,040万円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第13号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,458万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,712万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,410万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,147万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ268万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,111万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第8号及び議案第9号から議案第15号までの15件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号及び議案第9号から議案第15号までの15件は、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をするこ  
とに決定しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時44分）

---

再開（午後 1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き会議を行います。

---

◎議案第16号～議案第23号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第32、議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算から日程第39、議  
案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） それでは、新年度予算をお願いいたします。

議案第16号、1ページでございます。議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算。

平成31年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億3,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

る。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

141ページをお開き願います。議案第17号 平成31年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億540万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,890万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、187ページをお開き願います。議案第18号 平成31年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,440万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

197ページをお願いします。議案第19号 平成31年度岩泉町介護保険特別会計予算。

平成31年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,510万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,080万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

239ページをお願いをいたします。議案第20号 平成31年度岩泉町簡易水道特別会計予算。

平成31年度岩泉町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,950万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

263ページをお開き願います。議案第21号 平成31年度岩泉町観光事業特別会計予算。

平成31年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億730万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

287ページをお願いをいたします。議案第22号 平成31年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算。

平成31年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を起すことができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

311ページをお開き願います。議案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

平成31年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ480万円と定める。



第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

以上、平成31年度一般会計と特別会計7件の予算でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第40、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情を議題とします。

ただいま議題となっている陳情は、会議規則第91条の規定によって総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時14分）

平成31年第1回岩泉町議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成31年 2月 5日					
招集の場所	岩泉町議会議事堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開議	平成31年 2月27日 午後 3時45分				
	散会	平成31年 2月27日 午後 4時02分				
出席及び欠席議員  出席14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○	14	加藤久民	○
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

会議録署名議員	1 3 番	野 館 泰 喜	1 番	畠 山 昌 典
	2 番	畠 山 和 英		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
教 育 次 長	馬 場 修			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第2号)

平成31年 2月27日(水曜日)午後 3時45分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第11 議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第12 議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第4号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第13 議案第13号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第4号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第14 議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第15 議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第16 請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

日程第17 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

散会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時45分）

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎議案第1号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例についてから日程第15、議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）までの15件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、八重樫龍介君。

〔条例補正予算審査特別委員長 八重樫龍介君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（八重樫龍介君） 平成31年2月27日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、八重樫龍介。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例について、原案可決。

議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

について、原案可決。

議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第13号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。



したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第16、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願を議題とします。

請願第1号の紹介議員の説明を求めます。

6番、林崎竟次郎君。

〔6番 林崎竟次郎登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願。

紹介議員、林崎竟次郎。2019年2月14日、岩泉町議会議長、加藤久民様。

請願者、岩手県労働組合連合会議長、金野耕治。盛岡市本町通2丁目1-36。宮古地域労働組合連合会議長、佐々木久幸。岩手県宮古市鉾ヶ崎第1地割11番地26。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願。

請願の趣旨と理由は、記載のとおりです。

以上の趣旨に基づきまして、下記事項について国及び関係機関に意見書を提出されるよう請願します。

記として、1、政府は、貧困と生活苦を解消するため、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

4、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い支援等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで請願第1号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって産業常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

---

#### ◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第17、陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情を議題とします。

ただいま議題となっている陳情は、会議規則第91条の規定によって総務常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時02分）

平成31年第1回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成31年 2月 5日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	平成31年 2月28日 午前10時00分				
	散 会	平成31年 2月28日 午後 4時57分				
出席及び欠席議員  出席14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 3 番	野 館 泰 喜	1 番	畠 山 昌 典
	2 番	畠 山 和 英		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

平成31年 2月28日(木曜日) 午前10時00分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散会の宣告





---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎受賞報告、表彰の伝達

○議長（加藤久民君） ここで、議事日程に入る前に表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

○事務局長（菊地辰美君） 去る2月19日に開催されました第70回岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、岩手県町村議会広報コンクールにおいていわいずみ議会だよりが県下町村で第2位となる1席に入賞し、岩手県町村議会議長会から表彰されました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。

それでは、広報広聴常任委員長、副委員長及び委員の皆さんは前のほうにお進みください。

○議長（加藤久民君） 岩手県町村議会議長会表彰。町村議会広報コンクール入選1席、岩泉町議会殿。表彰状。入選第1席、いわいずみ議会だより、岩泉町議会殿。平成30年度岩手県町村議会広報コンクールにおいて、審査の結果、頭書のとおり優秀な成績をおさめられました。よって、これを表彰します。平成31年2月19日、岩手県町村議会議長会会長、武田平八。（拍手）

以上で表彰状の伝達を終わります。

---

◎一般質問

○議長（加藤久民君） これより議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

定住化対策としての廃校舎利用について。

本定例会では、平成の30年間で若干振り返ってみたいと思います。平成の時代は、ふるさと創生1億円事業に始まり、地方創生が叫ばれた30年間でありました。その間に少子高齢化は予想以上に進み、地方の疲弊は進むばかりでありました。定住化、移住と地方はこぞって施策を打ち出すものの、特効薬は見つかりません。本町においても同じであります。

また、この平成は自然災害が多発した時代でもありました。冷夏、大雪、地震、津波、台風と、間をあげずに次々に襲いかかった自然災害は、ますます町を疲弊させてしまったのではないかと思われます。

しかし、我々は負けてばかりいるわけにはいきません。本町最大の被害を受けた台風10号豪雨災害からの復旧・復興は、日に日に見えてきております。

さて、今回の一般質問が平成最後の一般質問となることから、次の時代を担う後継者あるいは定住対策について議論したいと存じます。質問の趣旨としては、最終的には定住化につなげるため、後継者対策も含めた広い意味での質問とさせていただきます。

まず、ここ何年か各産業分野の担い手対策を実施してきていますが、成果と課題をどのように捉えているか、伺います。

この総括を踏まえての施策とは思いますが、町長は施政方針において、31年度は県外移住コーディネーターを設置し、町内での現地コーディネーターもあわせて設置すると述べていますが、受け入れる際の宿泊場所をどのように考えているのか、伺います。

平成元年に38校あった小中学校も、30年後には15校に減少したとのことですが、今年度末にはさらに2校が、来年度にも1校が減少する予定となっております。

小本の旧小中学校の校舎を除き、閉校になった校舎を他へ転用した例が1個もないのはとても残念であります。同僚議員も何度となく一般質問において提案をしてきていますし、私も高齢者の皆さんの就労の場として校舎に備えつけのソーラーシステムを使用したベビーリーフ栽培をしてはどうかと提案したことがあります。その後に軽米町では、閉校校舎を利用したソーラーシステムでレタス栽培を行い、雇用も10名程度生まれるとの新聞報道は、記憶に新しいところです。

町では、閉校施設を含めた遊休財産の利活用について内部において調査研究を進めるとのことですが、今までも内部で検討してきたことと思いますので、むしろ外部の人材からも広く提案を受け入れるようなことをしてはいかがでしょうか。

そこで、定住化対策のための廃校舎の活用策として、閉校になった校舎を宿舎にしませんかという提案をいたします。1日でも、1カ月でも、1年でも利用できる施設とし、あわせて移住・定住のための職業体験の場も提供してはいかがでしょうか。そのためには校舎を改修しなければなりませんので、当然予算が必要になります。そこで、ガバメントクラウドファンディングを利用してはいかがでしょうか。町長の考えを伺います。

住宅対策についてでございます。次に、住宅対策について伺います。住宅対策については、同僚議員が何度も質問に登壇しております。私も同意見であります。あえて質問をさせていただきます。

先般女性の皆様と議員が語る会を開催した際に、転勤がある職場の方から、民間のアパート等は高額で入居できず、岩泉に転勤できないとの話がありました。また、介護の現場では外国人労働者を雇用する動きもあるようですが、やはり住宅に困っているようであります。

そこで、町営住宅を含めた町の住宅施策の抜本的な見直しに着手する時期に来ているのではないのでしょうか。住宅施策と職場の確保については切り離すことはできないわけではありますが、外国人の雇用も既に三セクや民間でも行っています。どちらも町の補助などを活用して住宅を手当てしています。財政が厳しい中で、新たに建設するよりは、条例改正などで町営住宅が利用しやすくできないかと考えますが、町長の見解を伺います。

さて、町では町営住宅を初めとして定住促進住宅などを展開してきておりますが、加えて災害公営住宅も入居が始まり管理が大変になります。そこで、森の越地区で行った宅地分譲のような施策を今後は進めるべきではないかと考えます。ただし、小学生以下がいるという要件などは撤廃し、新婚あるいは第二のふるさととして高齢者なども購入できるようにすべきであります。定住していただくには宅地を格安で分譲するか、もっと思い切って無償譲渡するようなことを考える時期に来ているのではないのでしょうか。今後三陸沿岸道路が全線開通しますと、宮古市あるいは久慈市に住み、働く場所として本町に通うことにもなりかねません。減り続ける人口に歯どめをかけるためにも、町長の決断を期待し、考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目のご質問でございます後継者対策も含めた定住化対策についてであります。

初めに、これまで実施をしてきた各産業分野の担い手対策の成果と課題についてご答弁を申し上げます。農業分野における成果といたしましては、5人と夫婦2組の方々が新規に就農をしているところでございます。制度創設から本年までに農業後継者支援事業で3人、青年就農給付金事業で3人と夫婦2組、新規農業者支援事業で2人に支援を行っております。

課題といたしましては、これまでの担い手確保対策は町内農業後継者を中心に進めてまいりましたが、今後においては町外からの人材とその育成が喫緊の課題であると捉えております。

林業分野につきましては、国の林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、岩手県林業労働力確保支援センターが林業事業者等へ直接の支援対策を実施しているところであります。これら事業の成果といたしましては、平成21年度からの新規就業者の数が41人となっております。

また、平成29年度から始まった林業従事者育成機関であるいわて林業アカデミーへ今年度本町からも1人入校をしており、将来の林業担い手として期待をしているところであります。

課題といたしましては、通年雇用や賃金等の労働条件、労働環境の改善及び機械化による重労働の払拭、さらには林業を職業選択の一つとして考えていただく取り組みが必要であると捉えております。

水産業の分野につきましては、新規就業者に対して小本浜漁業協同組合が小型船舶の貸し出しや漁具購入の助成を実施しており、その成果として現在6人が新規就業をしているところであります。

また、平成27年度に関係機関が連携した担い手の育成確保を目的とした岩泉町漁業就業者育成協議会を設立し、首都圏での漁業就業支援フェアへ積極的に参加するなど、内外からの就業者の掘り起こしに努めております。

水産業分野における課題といたしましては、漁業の種類により資格要件を満たすまでに時間を要することや、養殖漁業、漁船漁業では初期の設備投資が大きなことが挙げられるものと、このように考えております。

次に、移住者などの宿泊場所についてであります。小本地区に設置をしております仮設住宅

兼お試し住宅で10戸程度を確保できる見込みであることから、これを第一優先に考えております。

また、空き家バンクの活用も予定をしておりますので、新年度におきましては登録を推進するための新規事業を制度化する予定としております。

なお、地域おこし協力隊につきましては家賃などの一定の経費も全額活動費として助成できますことから、情報の提供を行いながら、民間アパートの借り上げなども視野に入れて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、県外移住コーディネーターと現地移住コーディネーターが連携を密にし、移住者の希望に沿った宿泊場所を提供できるよう丁寧に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

続きまして、閉校になった校舎の利活用についてであります。現在遊休財産利活用検討チームを立ち上げ調査研究を進めているところでありますが、閉校当時における学区の皆様からの要望等も踏まえた対応や、整備から相当年数が経過をしている施設などもありますことから、まずは利活用の可否についての振り分けなどの整理を進める必要があると考えております。

今後議員ご提言の宿舍や職業体験施設としての利活用もあわせて検討を行い、町内外からの利用希望者や提案等も広く受け入れることができるよう、その環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

旧校舎につきましては、その大半が鉄筋コンクリート構造でありますことから、改修等に相当難儀することも予想されますので、軽度な改修等でも利活用が可能な方法を視野に入れながら検討をしてみたいと、このように考えております。

また、財源の確保につきましてはガバメントクラウドファンディングも一つの有効な手段であると認識をしておりますので、他の財源の確保とあわせて研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、第2点目のご質問であります住宅対策の抜本的な見直しについてであります。

初めに、町営住宅の利活用についてであります。議員ご案内のとおり、町営住宅は町で条例と条例施行規則を定めて運営をしており、上位法の公営住宅法の趣旨にのっとり住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で貸し付けを行っているところであります。

入居の要件といたしましては、原則として住宅に困窮していること、町内に住所もしくは勤務場所を有すること、同居者がいること、所得が制限を超えていないことなどの規定を設けており

ますが、被災をされた方や60歳以上の方などはこの規定を緩和することができることとしている  
ものであります。

町の条例と条例施行規則につきましては、これまでも法の範囲内において利用しやすくするた  
め改正を行っており、平成30年3月には住所要件と連帯保証人の規定を緩和したところでありま  
す。

今後におきましても、法改正や住宅制度の動向を注意し、町営住宅の利用状況と照らし合わせ、  
町の裁量により条例改正で対応できるものなど研究を続け、利用しやすい住宅となるよう検討を  
してまいり所存であります。

次に、諸要件を撤廃した宅地分譲につきまして定住施策の一環として有効であるとの考えは、  
私も議員と同様であります。一方で、議員ご提案の分譲地の無償化につきましては、東日本大震  
災やさきの台風豪雨災害における移転地の分譲も有償でありますことから、慎重に検討を行う必  
要がありますが、依然として人口減少が続く中であらゆる世代の方々のニーズに対応した対策は  
必要であると考えておりますので、先進的に取り組んでいる他の市町村の例なども参考にしなが  
ら、その可能性について積極的に模索してまいりたいと考えているところであります。

近年実施いたしました森の越地区定住促進宅地の分譲につきましては、予定をした8区画全て  
分譲が決定をしておりますが、今後におきましてもアンケート調査などを行いながら町民の皆様  
のニーズの把握に努め対応をしてまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、定住化対策、その基盤となる住宅政策は町の重要課題であると認識  
をしておりますので、内外の皆様の包括的なニーズに対応できるよう、調査研究を継続しながら  
積極的に取り組んでまいりますので、どうぞご理解を賜りたくよろしくお願いを申し上げます、  
このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 明確な答弁ありがとうございます。

それでは、早速再質問させていただきますが、まず各産業分野の担い手対策、それぞれ成果は  
この数字だけ見ていると上がっているのだらうなと思いますが、ではこの中で果たして継続して  
いる人は何%ぐらいなのか、全員なのか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

農林水産業分野でのその後の現在の状況でございますけれども、ほぼ全員の方が引き続き経営をされているという状況で認識してございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ほぼ全員となると各産業かなりにぎやかに活動しているように見えるのですが、でも実際はさほどではないような気がしていますが、この41人という林業の新規就業者、この数も間違いなく継続していますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の林業の41名でございますけれども、こちらについては町内の事業体、おおむね15事業体でございますけれども、この中での従業員としての、作業員としての数になりますので、41名は10年間、ほぼ10年間の数字でございますので、41名というふうになってございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 要は林業分野では冬場の雇用対策も含めて、夏場だけの雇用で冬は一時金もらったり、あるいはもらえなかったりというところもあるのでしょうか、課題としても捉えています。課題として、その冬場のことについてもどのようにこれからしていこうとしているのか、やはり安定した収入がなければ継続して働こうという意思にはならないと思って他の産業に流れるということもある、あるいは町内から出て行くということもある。その辺の対策については、行政としては課題として捉えているのだらうけれども、実際どういう方法で雇用の安定を図ろうという、もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

林業につきましては、冬期間積雪が深い、多い地域につきましては従来そういった形で1カ月、2カ月程度の休業期間がある場合もあったということでございます。ですけれども、地域として定住して職業として捉える面においては、当然やはり今後は全て12カ月通年で雇用するというのがこれからの対策だらうというふうのうちでも思っております。では具体的にという話になりますと、それぞれの事業体さんのほうの考えによりますけれども、町といたしましては積極的な



通年雇用をしていただくような要請等あるいは違う方面からの支援をしながら、何とかそういうふう結びつけていってもらえればなというような形で考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり所得が安定することが一番ですので、そこについては何らかの各事業体それぞれ一人、二人というところを例えばどこかでまとめて冬場のこの間はこういう仕事とかということも可能になるかと思えます。なので、そこについてもこれから、そこだけに任せるということではなくて、その間をどうすればいいのだということをもう少し知恵を絞っていたければと思います。そこはここまででいいです。

次に、漁業のほうですけれども、漁業には6人というこの年齢構成というのはいかがなものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 年齢的な構成、今資料は持ち合わせてございません。後ほど情報としてはお伝えしたいなと思えます。済みません。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 水産業にかかわらず全てのいわゆる1次産業で入り口でこのぐらい雇用ができて、継続させていくためにはどういうことが必要なのか、あるいは年齢構成が若年層から間違いなく雇用が始まっているのか。50代だとちょっとこれから先、50代以降ですとなかなか継続ということも難しいと思われまので、その辺も含めて、若年層が喜んで仕事ができる、楽しい仕事だと思えるような施策をやはり提案していくということは、行政としては私は大切なことだと思っておりますので、そういう視点からもやはり仕事は楽しく、おもしろくですから、そこら辺も含めてその事業体の皆様とも協議をしながら、ただただ辛い、辛いではなくて、こういう効果が出ているのだというようなフィードバックが、継続させるための、していただくためのフィードバックあるいは皆さんとたまにはそういう話し合いということもこれからはやはり必要であらうと思えますので、特にも1次産業については基幹産業ですので、その点をやっていただきたいのですが、課長はいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員おっしゃるとおりだと思います。若年層の方々に魅力を伝えるというのはそのとおり楽しさを覚えてもらう、若年層の皆さんにおきましては最近の動向と

してやはり地域に貢献したいという方も大勢ございます。その中でやっぱり地域をみずからプロデュースしていくという視点が皆さんにはそれぞれお持ちのように思いますので、そこら辺もちょっと含めながら魅力づくり等を実際に組み立てをしてまいりたいなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それぞれが悩んでいることもあるかもしれません。そういう新規で入ってきた若年層の皆さんが一堂に集まって、そこに行政はこういうふうな考え方、こういう支援ができる、継続するためには、では皆さんどういう考え方を持っているのか、はけ口というか、考え方を聞く場所というか、そういうところもこれからは必要になると思いますので、ぜひそれはやっていただきたいなと思います。

次に、移住者の宿泊場所でございます。小本地区に設置している仮設住宅兼お試し住宅ということですが、以前の地域に安定した雇用を創出する事業の中では、各地区にそれぞれ数戸ずつお試し住宅というか……をするというような資料が私の手元にあっただけよは持ってきてあるのですが、小本に限らず各地区にもそういう施策をこれからするのか、していこうとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 各地区ということにつきましては、当初にまず有芸地区のほうにお試しも兼ねまして1戸整備をさせていただいております。無事に入居もしていただきまして、移住されてきた方がそこで快適な生活を営んでいるというふうに承知しております。

その後につきましては岩泉地区以外の分の各地区につきましては新たな建築という部分では進んではおりませんが、私のほうでもいろいろ見直しなり、事業の推考を重ねるうちで、一つは新築でない空き家の活用もあるでしょうというような今考えにも至っておりますので、今のところ各地区に新設をするということについては私どもの検討の中ではちょっと下火にはなっておりますけれども、これは必要に応じてというようなことも含めての今は考え方ということでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いや、鶏が先か、卵が先かというような議論になるけれども、必要に応じてなのか、それとも定住化のために、移住化のために先に整備するのか、これはお互い議論深めなければならないことですが、それはそれとして、要は住宅が一番困っているということであ

りますので、やはりお試し住宅というのは各地区にこれからは必要であろうかと思えます。議員と語る会、大川の方からの発言で、町なかにはばかりそういう施策をしていると、大川は何もできていないということもありました。これはやはり地区の方がそう考えている、思っているということは、そういうことも踏まえて新たな施策として必要なことではないのかなというふうに思いますので、ぜひこれは取り組んでほしいなど、要望をしておきます。

それから次に、空き家バンクの活用も予定しているということなのですが、たまたまホームページを、空き家バンクを見ましたら、残念なことにはほぼ成立、成立と、交渉中が1件、売却が1件がそのままあったかな、ということは成立物件までいつまでも載せておく必要はないのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） まさに議員から今ご指摘をいただきましたとおり、私ども担当者とそういうことを今話しておりまして、邪魔だという声もございましたものですから、その辺はちょっと真摯に対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それから、この空き家バンクを登録を推進するための新規事業を制度化するとありますが、ここについても少し具体的にお話ししてもらえればありがたいです。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） これは新年度予算のほうでお願いをしている分でございますが、一つは空き家の利活用に当たって所有者の皆様の声の反映ということで、家にいわゆるごみ等の要らない、余計な物があってなかなか貸しづらいというようなお声をいただきました。これに何とか対応できないかということで考えたところ、いわゆるそういったものを処理する費用に対してぜひご支援を申し上げたいと。これには何とか地方創生事業の関係で財源も若干私どもでご支援をいただけるという制度をぜひ活用したい。

それから、どうしても登録が伸びないという現実がございますものですから、その登録を促すその方策といたしまして、登録をしていただいて成約をしましたならばぜひ奨励金のほうを差し上げたいと思えますので、まずは登録をお願いしたいと。これも何とか国のほうからの財源手当てもありそうだとということで、新年度に私どもで考えた施策ということでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 少しこの空き家のところで、おとといでしたかね、テレビで九州のほうの番組だったような、取材地は九州だったような気がするのですが、空き家を畑とかもついて立派な家が1万円で借りられる、そこで定住化が始まっていると。ここを読んでいくと、民間のアパートの借り上げも視野に入るとありますから、例えば空き家に関してもそういうふうな助成が私は必要ではないのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいま議員からご提言をいただきましたようお願いいたします。インセンティブなり金額も初めといたしまして、温泉がついておりますとか、いろんなそういったものを、全国各地でその地域の特色を生かしたような施策を展開されているということは、私どももいろいろ情報があるわけがございますけれども、私どもも岩泉町なりの何かインセンティブをもっとつけられるいい方法があるのであれば、そういったことも研究しながら今取り組んでいるという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それでは、そのための施策として県外移住コーディネーターと現地移住コーディネーターが連携を密にということで、これも新規事業でたしか、中身まで詳しくは見なかったのですが、私は県外移住……きのうもそれこそ新年度で、企画費のところであらと話が出ましたが、どちらかというとき重きを置くものは現地移住コーディネーターではないのかなと。受け入れ側がきちんとしたフォローをしてあげないことには、送り込む側が一生懸命やっても、その全てをやっぱり把握しているのは現地の人間でございます。むしろ県外移住コーディネーターについては、移住者の皆さんにSNSで発信してもらおうとか、そういう形で岩泉の暮らしをきちんと発信してもらって、あっ、岩泉って楽しそうだなと思えるほうが私はいいのではないかなと思うのですが、これについては賛否両論あると思いますが、そういう考え方もあると思うのですが、課長はこのことについてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 情報の発信はそのとおりでございます。私どもも新年度には新たなまた情報発信の方法も考えながら進めたいというふうに思っておりますけれども、まずやみくもに今発信をしてもなかなかつかまえないというか、キャッチをできないという現実もございます。とりあえずまずそちらのほうでキャッチをしていただいたら、こちらに送って

ただ、引き継いでいただく。今まではそういった方が本町に視察といいますか、お試しておいでいただいた際には、私どものほうで直接マンツーマンでご案内を申し上げて、一から百まで全て町内をご案内いたしまして対応してまいりましたけれども、私どものほかに専門の町内のそういうご案内をしてくださるコーディネーターを何とか新年度には見つけて、見つけてと申しますか、設置をいたしまして、来ていただいてからもさらにその地域にうまく溶け込んでいただくところまで、あるいはその生活をしていただくことが支障がないような生活をしていただくまでも含めてこのコーディネーターの方をお願いをしたいというふうに思っておりますので、連れてきて現地で生活をしていただくまでという一連の流れの中でこういった方法を考えたというところでございますので、どちらも必要ということの考え方でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いわゆるふるさと回帰センターとかそういうたけたところがあるわけですから、そういうところをうまく活用しながら、むしろ移住してきて生活して2年、3年たった方々に出かけていってもらってそういう話をしてもらおうというほうが、私はかなり効果が高いというふうに思うのです。そこはこれから政策を実行していく中で当然結果を検証していかなければならないですから、そういった意見もあるということをまずは踏まえておいていただければと思います。

時間があと20分しかないので、次に閉校になった校舎の活用であります。ここについては、それぞれ地域からの要望があった、では何で何十年もそのままになっていたのかなという疑問はありますが、それは文科省からの制度の関係でお金返すとか、そういう話もあるかとは思いますが、そのままある学校というのは、やっぱり地域の真ん中に、ほとんど学校というのは地区の、集落の真ん中にありますから、活用しようとするれば一番活用しやすい場所であるはずなのです。しかも、ポテンシャルが高い岩泉でありますから、世の中の事例はいろんなものがあって、やはり宿泊場所になったり、交流センターだったり、文科省で発行している部分についてホームページ見ますとすごい皆さんいろいろ考えてやっている。ところが、岩泉ではなかなかこれが進まない。これはやはり内部だけで考えているのではなくて、例えばインターンシップあるいは移住してきた人たち、そういう人たちから岩泉の……我々は岩泉に住んでいるからポテンシャルがどの程度なのかというのが、どっぷりつかっているのかわかりません。宝の山の中にいながら何もわからない。やはりそこは外部からの人間の知恵やアイデアを活用するということが私は、

100%とは言わないけれども、大切ではないかと思うので、内部は内部、だけれども早急に同じことを外部から、ことしのインターンシップからでも構いません、大学生の皆さんに町内歩いてもらっても構わないわけですから、そういうことをすべきではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どもも認識しております。例えば議員のご提言もそのとおりでございますし、あとはホームページに例えば載せたりですとか、あとは大学のほうとの協定等の関係もございますので、そういったところのプロジェクトなんかの募集なんかも今来ておりますので、そういったところに募集をしたりとか、あるいは県の誘致企業の関係のほうからもそういった建物の紹介とかが参ることもございますので、そういったところに情報発信を、これまでもやってきたところもあるのですけれども、もっと強化をしていかなければならない。ただ、それをやる条件としていわゆる使える学校というのをもう少し、建物というものをもう少し、立地条件も含めて、周りの環境も含めて精査をして、そしてちゃんとお示しをできるような格好にしなければならぬということ考えていたところもございますので、早速そのほうにつきましても取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 大半が鉄筋コンクリートだということで、木造は大牛内とか、二升石とか、中沢とかあるわけなのですが、その辺についてはすぐにでも何となくできそうだなという気がしていますので、その辺も含めて、最終的には取り壊さなければならない鉄筋コンクリートのところもあるかもしれませんが、地域のためにもその目的に沿ったものも必要でしょうし、住民の希望も必要です。全部が全部それができるわけでもない、半分でも、3分の1でもいいので、外からの人たちの意見を取り入れていただきながら、どうすれば、ではここに移住につながるのか、定住化につながるのかというところまで考えて、その後のフォローアップまで含めた考え方でやっていかないとなかなか難しいと思われまますので、そのことについてもお願いをしておきます。

それから次に、町営住宅の利活用でございますけれども、外国人の方々を雇用したくても住居がないというような話も聞こえてきております、介護分野ではあります。そこについては、町営住宅に入るための要件というのはやはり厳しいものなのでしょうか。ここには特にその外国

人のことについては書いていないのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この外国人の方の町営住宅入居の件に関しましては、私どものほうにも介護施設のほうからそういった問い合わせがございました。私どものほうでもちょっと調査いたしまして、今の現行の条例、規則の中では、外国人が入居できる要件としましては永住許可を受けた者、あと在留カードを発行された者、そしてなおかつ現在の災害公営住宅の入居要件、年齢でありますとか、所得要件、こういったものに合致することということが条件になっておりました。この辺は説明をさせていただきまして、ちょっと今の研修制度の外国人の方については無理ですよというお話はさせていただいたところです。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） そうしますと、三セクのきのこ産業さんですとか、竹下水産ですとかに幾らかたしか出して住宅を手当てしている事実がありますが、そこで何人雇われているかはちょっと私はわかりませんが、これからやはりそういうことも含めて何らかの事業者が困っている、そしてそのサービスを受けているのは実は住民なのだとことを考えると、最終的には町民の幸せのためですよね。そこを含めて再度検討する必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この外国人の労働者の関係につきましては、今現在岩泉町で60名弱おるというふうに私のほうでは確認しております。三セク、あとは先ほどのさまざまな介護施設等にもおいでになっております。これからもふえる可能性がございますので、そういった住居対策という部分は、これは考えていかなければならないと。ただ、それと線引きをする部分での町営住宅のこの入居制度というところは、これはまた別枠として、制度の中でどのぐらい改正ができるか、これは私どもでも今も研究しておりますし、引き続き研究はしたいというふうに考えておりました。住宅政策はこれからその辺も含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ町営住宅についてもぜひ一人でも、二人でも入れるような、外国人でも入れるような、公営住宅法が確かに登録していなければいけないというふうに書いてあるのは私もわかってはいますが、しかしそうはいつでもなかなか難しい、人がつくった法律です

し、ではこれからこの人口少なくなっていく中で労働者が確保ができないという中ではどう……これは避けては通れないことですから、いろんな法律がある中でも、では岩泉町独自ではどういう施策ができるのかなというところも含めて、今の課長の答弁で私は期待をしているのですが、ぜひそういうところを含めて取り組んでいただきたいと思います。これ要望しておきます。

それから、住宅地の分譲の話でございますが、この間も追加で2件森の越を出してすぐ売れて8件になったと、ここには書いてあります。ということは、やはり需要はあるのだろうと思うのですが、これが有償、無償、私も無償でもいいのではないかとは思っているのですが、これからもっとそれこそ考えていかなければならないと思うのですが、そういう考えはないのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、そういった議員ご提言の考え方で分譲の必要性というのはそのとおりの認識でございます。どのぐらいの例えば規模感ですとか、戸数ですとか、立地場所ですとか、まだまだちょっとこれは精査をする必要があるなというふうに思っております。必要性につきましては、そのような認識を持って考えているというところでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いずれにしろその必要性は認めてもらったと。あとはその施策を実行するかどうかでございますので、これから本気に定住、移住のための対策というところは、入り口から、そして住宅、そして継続させていくためのフォローをどうしていくか。そこら辺も含めてトータルで、各課縦割りではなくて、それこそそのためのプロジェクトチームも私は必要なのではないかなと思います。そういったところを含めて町長に考えていただき、課の課長さんたちにも考えていただき、副町長にも考えていただき、とにかく行政だけではなくて議会でも提案はこれからさせていただきたいと思っておりますし、そのためには縦割りではなくて、きちんと横のつながりを持って、新たな施策で住民が本当に喜ぶそういう施策を、定住、移住化のための施策、産業の新規就業あるいは継続していくための施策を期待して、本席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君。はい、どうぞ。



〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。台風10号豪雨災害の復旧・復興に向け、また人口減少、財政問題に対し、日夜ご努力を続けている町長以下職員の皆様に敬意と感謝を申し上げながら、次の2点についてお伺いいたします。

1点目の質問でございますが、(仮称)産業バンクの検討についてであります。これは、空き家バンクに見られるように、需要者と供給者の希望する内容を産業振興や後継者育成に生かし、ひいては定住化の促進につなげようとするものであります。

産業・商業等の従事者の中には、せっかく築いた地盤を高齢のため、または後継者不在のため、事業閉鎖、閉店を余儀なくされるケースがあろうかと思えます。例えば酪農、畜産や森林管理、漁業従事者、そして飲食店等の経営者であります。

町では、今までも後継者育成支援事業や地域おこし協力隊などへの取り組みを行い、さらに新年度は移住希望者への対応として移住コーディネーター設置事業を実施する計画であります。

田舎暮らしに魅力を感じている方もおられるとは思いますが、やみくもに町への移住促進をコーディネートしようとしても、移住者にとってはポイントを絞り切れない部分もあります。

そこで、そのコーディネートの具体案の一つとして、町において引き取り手があり、条件が合えば、それらの事業の継続を第三者に委ねてもいいという方を登録し、地域づくり支援員、地域おこし協力隊、移住者等で希望がある方々に仲立ちをするという方法について検討をする考えはないかということであります。

即活用するにはいろいろ問題もあろうかと思えますが、需要者、供給者ともに恩恵を受け、交流人口の増加はもとより、老後も住みなれた土地に安心して暮らしていける施策として、また田舎暮らしの実践者への足がかりとして本システムの検討について、そのお考えをお伺いいたします。

次に、国保税の増額を抑制するための施策についてお伺いします。国保の税収が減る一方で、医療費の増加に伴い、新年度から国保税が増額になるという説明がありました。国保のシステムは、高齢化する年齢構成、高い医療費水準に対し低い所得状況の構造により、今回の改正はやむを得ないものと思われませんが、今後ともこの構造が改善されることは見込めません。とはいえ、次期改正時、国保税の調定額の増加率が一気に10%を超える住民負担を強いることにならないように対策が必要と思われまます。

町では、第二次健康いわずみ21プランを基本とし、医療関係機関との連携による健康づくりネットワーク事業の継続的な取り組みなどにより、脳血管疾患死亡率の改善や各種検診事業の向上など、着実に健康増進に成果を上げております。

問題なのは、健康のまち宣言を掲げながら、住民総健康への意識がいま一つ不足していることにあります。今回の国保税改正の住民説明会でも、対象世帯が1,500世帯以上ある中で、参加者が全町で5名程度でしかありません。町が対策として掲げている健康づくりを推進し、町民が楽しんで参加できる健康への取り組み、これを徹底的に町民に浸透を図り、国保税改正時には成果があらわれるように期待したいと思いますが、町全体が取り組む全町的な取り組みと役場の全庁舎内でのネットワークの構築について町長の所見をお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、移住促進についてであります。現在3人の地域おこし協力隊員が活動をしており、新年度におきましてはこの隊員を新たに17人増員する予定としており、現在首都圏等で募集に取り組んでいるところであります。

新年度に計画をしております県外及び現地移住コーディネーターは、これら隊員の募集はもとより、移住相談や移住後のフォローなどにつきましてもきめ細やかに丁寧な対応をすべく、新たに設置しようとするものであり、地域おこし協力隊以外の移住希望者につきましても広く積極的にコーディネートをしてまいる考えであります。

このため、町内事業者などの個別の意向につきましても現地移住コーディネーターが関係機関などとも連携をしながら情報収集に努め、県外移住コーディネーターへつなげながら移住希望者と町内事業者とのマッチングを図るなど、まさにコーディネーターが議員ご提案の産業バンクとなり得るよう施策を展開してまいりたいと、このように考えております。

また、商工会、農業協同組合及び漁業協同組合等のそれぞれの業界団体におきましても、事業継承や担い手対策の一環として相談窓口が常設をされ随時対応しておりますので、町といたしましても連携を強化しながら情報共有に努め、事業が継続されるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の増税を抑制するための施策についてでございますが、国民健康保険制度のみならず医療保険制度全般が、医療技術の高度化や高齢化の進展、さらには薬価の高騰等を背景に医療費が右肩上がり推移をしている状況にあり、その抑制策は大きな課題となっているところであります。

本町におきましても、町民の健康のため第二次健康いわずみ21プランを基本とした各医療保険計画のもと、子供たちの健やかな健康づくりのための母子保健事業、がん検診、糖尿病等の早期発見、早期治療を行うための特定健康診査、脳卒中・糖尿病対策として栄養、運動などを取り入れた健康教育、訪問指導、さらには全世代に口腔ケアの指導・予防活動などを実施し、一定の成果を上げてきているものと認識をしております。

また、昨年4月に策定をした岩泉町国民健康保険保健事業計画に基づき、中期的目標を健康長寿の延伸、脳卒中死亡率の減少、生活習慣病による医療費の抑制と定め、医療費を抑制する優先課題を明確化し、課題解決のため、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導、糖尿病重症化予防、生活習慣病重症化予防に関する知識の普及に取り組んできたところであります。

近年、特定健診受診率につきましては平成20年に40.4%であったものが平成27年は49.1%まで上昇をいたしました。さきの台風豪雨災害の影響により平成28年は41.4%まで落ち込んだものの、その後平成30年は48%程度まで回復をしており、また脳卒中につきましても年齢調整死亡率が平成26年の95.4ポイントをピークに平成29年は59.2ポイントまで減少をしており、みずからの健康はみずから守るという意識が醸成をされてきているものと、このように認識をしております。

今後、さらなる意識の醸成を図り、町民の皆様の健康づくりのために、済生会岩泉病院医師による健康講話を初め健康フェアやサロンの開催、出前講座、運動習慣の普及啓発活動などを進め、健康づくりに魅力と楽しさを感じ継続していただけるような環境づくりに努め、これまで以上に浸透させてまいりたいと、このように考えております。

また、多くの参加を募るために、チラシやぴーちゃんねっとだけに頼るのではなく、近所同士や保健推進員の声かけまたは各地区の会議での啓発など、より効果的な周知、啓発方法をさらに研究をしながら、継続的に実践をしてまいりたいと考えております。

健康は全ての基本であります。健康づくりを通じて医療費の適正化につながるようさらに努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。

何点か質問をさせていただきますが、この答弁書に基づきましてですが、まず1点目は地域おこし協力隊員、これは実は岩泉町に定住化をすることも可能な貴重な戦略といたしますか、移住者の一人ではないかなと思っております。

そこで、今3人のところに17人を増員するというところでございました。これは補正予算とも絡みますが、よって17人にするにはもう6倍のエネルギーが必要なわけですが、この17人を誘致するための特別な施策というものにつきましてお考えをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 17人ということで、昨日も答弁をさせていただきましたとおり、壮大な計画でございます。何を特色を持ってやるかということにつきましては、今はまさに作戦をいろいろ練っているわけではございますが、きのうもお話をいたしましたとおり、首都圏のほうではもう売り手市場ということで全国各地、東京圏以外の市町村がほとんど全てと言っていいほどそういったマッチング事業、ふるさと回帰支援事業のそういった相談会等々にはこぞって押し寄せて、各ブースを設けてやっているわけでございます。

その中で私ども岩泉町がどのようにして特色を出していくかというのは、埋没をしないようにするためのやり方というのは、非常に難しいところはそのとおりでございます。したがって、いかに脈がある方をタイミングよくキャッチをして、そしてこちらのほうに引っ張り込むというか、ちょっと適切ではないかもしれませんが、引っ張り込んでこれるかというところに注力をしていく必要があるなというふうに思っております。来ました場合にはいずれもうほぼマンツーマンで対応をするということでの今、ドアツードアではありませんけれども、そういった対応を心がけておりますので、地道にまずこちらのほうに来ていただく機会をうまくタイミングを合わせて設けるというところを注力してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 施政方針でもあるように、また今の答弁でもあるように、定住化に向けた主要施策の一つでもあると思いますので、問題はやっぱりこの主要施策たるものがどうしても担当課なり担当職員で終わることがないような、今課長が答弁なったような町を挙げての歓迎なり対応というふうに取り組んでいただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

それでもう一つは、この法律が時限立法であと2年というふうなことになった場合に、せっかくのこの17人おいでいただく、3人足しますから20人、これはとても貴重な人材なわけですが、これについての次の展開というのは現時点では考えていないか。2年といえどももうすぐなものですから、それについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 地域おこし協力隊につきましては、国の地方創生の施策の中でやっているわけですが、国のほうではこの地域おこし協力隊事業はさらに拡大を図るということに今のところはされております。3年の一応任期と、そのうちに地方に定住をするように取り組んでくださいというようなことでの事業でございます。2年というのは復興支援のほうの関係、地域づくり支援協議会のほうのことがあと2年というふうに今言われておりますので、その方々に、今来ていただいている例の8人につきましては、その方々からはその方々で町内に残って何とかいただくようにということで、今は面談をしながら、ご希望をお聞きしたりしながら、マッチングを何とかするというところで今は取り組んでいるところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 私のこの趣旨とする産業バンクというもののの中の後継者がいない、高齢化しているというところの受け皿の大きな力になるのではないかなというふうな観点から、他町村からおいでいただいた20名の方々には相当期待をしたいというところからの質問でございました。また、答弁にありましたように、私の提案の産業バンクというのは仮称ですけども、これになり得るように施策を展開したいというご答弁をいただきました。何とか定住化に向けての取り組みについてご期待を申し上げたいと思います。

そこで、単事業者というか、答弁の中で商工会、農業、漁業関係で相談窓口が常設をされているというふうにご答弁いただきました。この常設をされている中での問い合わせというか、そういう対応について町で知り得ている情報があるかどうか。農政課、それから経済観光交流課になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どものほうで個別のこの団体さんにそういった現実の生の情報を確認はしてはございませんけれども、いずれそういった業界の組合さんでありますとか、商工会さんでありますとか、そういった後継者なり事業の承継についてはいろいろ情報も得たり、そ

の都度相談を受けながら次につないだりというようなことで、窓口はいずれも開いておりますよということでしたので、こういった答弁にさせていただきました。したがって、私どももそういった情報を折に触れていただきながら、この移住コーディネーターにつなげて、そして議員のご発案でもありましたとおりうまくそれらがつながって、そして事業の承継もできるようにしていきたいということでの考え方でございました。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 実は私も商工会にも加入しているわけですが、商工会の商工会だよりの中にもそういうふうな後継者で悩んでいる店主の皆様ということで、相談の窓口を受けていますという中身も入っておりましたので、関係課の皆さんもその関係機関と連絡をとりながら後継者の継続にご尽力をいただきたいと思っております。

次に、国民健康保険税の増税でございます。実は今回の値上げでも10%を超える値上げでございました。ですので、現状はとともよくわかります。答弁であるように、医療費の増とか、医療の技術の高度化となれば、医療費が抑えられるというのはなかなかできないかなと、それから年齢構造もそのとおりでなとは思いますが、今施策として挙げていただいているような健康寿命の延伸についての特段の今後推進が必要ではないかなと思っております。この健康寿命の延伸というところについて、今までとは違った取り組みを今後取り組んでいきたいという考えがありましたらお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 健康寿命の延伸ということにつきましてですけれども、これはもう全町民的な健康づくりになるわけでございます。町といたしましては、まずは特定健診というところに着目をいたしております。特定健診については、糖尿病の早期発見等できます。透析患者の抑制も図れることにもなります。そういったところから、この特定健診の受診率をより高めるといふふうなところに着目をいたしまして、現在48%ほどになりますが、これを60%を目標とするべく、各今までの周知、啓発方法とは違ひまして、済生会の医療機関等の医師からの講話を聞いていただいて、より自分に健康づくりが大切だといふふうな気持ちを、意識を持っていただけるように、または近所同士での健診への受診勧奨等を含めてこの受診率を高めていって健康寿命の延伸を図ってまいりたいなといふふうと考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひここにも、今答弁もいただきましたが、そういうふうには病院とか保健師、保健推進員、連携の中で健康寿命の推進に一步でも二歩でも、何せ今、平均寿命と健康寿命の差が10歳ほどあるので、これを何とか一歳でも、二歳でも縮めれば医療費の抑制には大きく役立つものと思われまますので、お願いいたします。

もう一つは、運動習慣の普及啓発というのがあります。これも総務常任委員会でも大事なことだなどというふうなことから、先般前沢のスポーツクラブを研修に行つてまいりました。そこで得たものは、やっぱり百歳体操を初め本当に直接住民に入りながら総合型スポーツを推進してまいりました。それを聞いたときに、岩泉町でやっている総合型スポーツと何ら変わりがないというか、それより以上に岩泉町ではやっているのではないかなというふうに考えますが、これは教育委員会のほうに質問になりますか、現在の総合型スポーツクラブの今後の展開というか、来年度に向けての、この健康寿命の推進ともかかわるかと思うのですが、ネットワーク構築も含めた形での考え方についてお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、ご質問がありました前沢のスポーツクラブにつきましてはちょっと私詳細を把握しておりませんので、比較したお話はできないことをあらかじめご了承くださいと思います。

岩泉のスポーツクラブにつきましては、町のほうの生涯スポーツの事業も含めてクラブの活動を展開していただいております。年代でいいますとこども園の小さいお子様から高齢者の方まで幅広い年代で活動をしていただいております。その中でも例えば高齢者の分をとりますと、百歳体操、これは町の中の町民課、保健福祉課との連携にもなりますけれども、そういったところでの活動をしていただいております。参加していただいている方からは好評を得ているということで伺っております。実はその好評を得ていることを何とか数値化できないかということで、例えば医療費であったり、皆さんにお示しできるのがないかということで検討はしたのですが、過日葛巻町の体育協会さんのほうにもお邪魔したことがあるのですが、やはり葛巻町でも健康づくりに取り組んだ結果を数値化することが難しいというふうなことで、同じ悩みを持っているということを確認をしてまいりました。

いずれ県下のスポーツクラブの中でも、市町村の人口を超える以上の参加者をいただいているクラブというのは、ほんの一握りというふうには伺っております。本当に活躍していただいております。

まして、大変ありがたいなと思っております。

ただし、住民の方を相手にする教室等があるものですから、指導される方が通常の我々のような決まった定時での仕事ではなくて、時間を合わせる分ずれた、変則的なローテーションといたしますか、そういったこともあるようですので、これからは先生、ちまたで言われております働き方改革といたしますか、健康にも十分留意していただきながら、あとは負担軽減にもつながるような方法について検討していかなければならないということで、現在、新年度の事業の内容に向けて協議をしているという状況となっております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひ、数値化するのは難しいと思いますが、答弁にありますように脳卒中も日本一ということで、岩泉町が大変汚名を着せられたときがありましたが、数値で見ると95.4%が59.2%まで下がったというふうになると、取り組んでいる様子がわかったり、あっ、住民の健康状態が上がっているなということで明るさも出てまいります。そういった意味では、使える数値は町民にも示していただければというふうに思います。しばらくは震災とか台風の影響で町民の方々にはケアを中心に事業が展開してきたと思いますが、これからはその原点である健康づくりであり、またはスポーツ振興というところにもぜひ目を向けながら新年度以降頑張っていただきたいと思っております。

質問は終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、1番、畠山昌典君。はい、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） 1番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

中居町政も2年目に入り、当初掲げていた豪雨災害からの復旧を最優先で進めるという言葉どおり、公共土木復旧工事の発注を終え、災害公営住宅も新年度早々には完成、入居が始まり、県工事分ではありますが、河川改修工事もことしピークを迎えようとしております。

また、先日の施政方針におかれましても、産業振興や少子高齢化などの諸課題に挑戦し、町民の皆様が何を悩み、何に苦しみ、何を望んでいるのか、その思いを一つでも着実に町政に反映し、町民第一主義を念頭に実直に各般の施策の推進に努めると力強い決意が示され、復旧・復興後の産業振興に期待が持てる一年のスタートが切れると確信しています。



そこで、当町の産業を支えている第三セクターについて伺います。民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、町の区域を越えた施策の展開、民間資金のみでは事業継続が困難ではあるもののインフラ整備等の目的で地域に必要と考えられる事業において、第三セクターはこれらを実現するために有効な手法であることは周知の事実です。これまでも全国各地で第三セクターが相次いで設立されておりますが、景気低迷の長期化などを背景に経営不振から抜け出せない第三セクターが続出しているのも事実であり、これに加え当該第三セクターの損失補填が地方公共団体の財政を圧迫している事例も多々見受けられます。

このような状況からの脱却を目指すべく、総務省は第三セクター等の経営健全化等に関する指針を公表しています。こうした中、本町の株式会社としての第三セクター及びその関連会社につきましては、平成28年1月の岩泉ホールディングス設立から全期の決算において子会社全てが経常利益を出すなど、他市町村の第三セクターと比較するまでもなく健全な企業であると認識しております。

かつてはその存続すら危ぶまれた岩泉乳業においては、昨年12月現在の試算において約1億7,000万円の経常利益を計上するとともに、過去の累積赤字は全て解消しており、健全かつ優良な企業に成長しております。これまで経営にかかわってきた皆様、現関係者の皆様に対し、ここで改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

一方で、第三セクター等に対する現在の町の関与、職員等のかかわり方などについては、法的見地、会社の経営的見地の両面から、私は非常に危惧しております。第三セクター等は、町から独立した事業主体としてみずからの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものであります。

また、効率的かつ効果的な会社経営のために所有と経営を分離することとした株式会社の制度趣旨からも、所有者である株主から会社の経営を委任された経営の専門家たる経営者が経営の権限と責任を有することは明らかなところではあります。

本町の第三セクターである岩泉ホールディングスは株式会社であり、経営形態は明らかな営利企業であります。一方、地方公務員法においては職員の営利企業への従事等の制限が規定されております。

こうした中、町長が岩泉ホールディングスの会長、副町長が岩泉きのこ産業の社長、岩泉ホールディングスの取締役役に就任、さらに関係課の課長等は岩泉ホールディングスのオブザーバーと

して取締役会等に出席している状況であると認識しております。

そこで、第1点目の質問であります。第三セクターといえども営利企業である岩泉ホールディングスの意思決定機関である取締役会、その他の重要会議等に出席するなど、一般職の職員が勤務時間内外を問わず第三セクター等の業務にかかわることについて、法の趣旨に反していないのか、町の見解をお聞かせください。

また、現状はどのような手続を経て取締役会等に出席しているのか、あわせてお聞かせください。

全国的に見ますと、総務省がまとめた第三セクターなどの2016年度決算によると、経常赤字となった法人の比率は36.6%で、15年度から1.1ポイント上がった状況にあります。この赤字の大きな要因の一つといたしましては、第三セクターの運営がコスト意識の少ない官主体となっているからであると言われております。

自治体の職員は行政のプロではありますが、会社の経営などを学ぶ機会もなければ、営利企業に関する業務は職務ですらありません。全国的な流れとしましても、第三セクターに関する自治体の人的関与の見直しが進められており、特別職の役員就任からの撤退、一般職の職員派遣の見直しなどが進んでおります。

これに対し岩泉ホールディングスは、冒頭でも申し上げたように、平成28年1月の岩泉ホールディングス設立から前期の決算において子会社全てが経常利益を出すなど、町が誇るべき優良な企業であります。

第1点目の質問と関連して、他と比較して経営状態が優良と思える第三セクター等に対して町長、副町長以下も含め、町の職員が積極的に第三セクター等の経営に関与する必要性に関する見解についてもお聞かせください。

繰り返しになりますが、岩泉ホールディングスは収益性の面においては町が誇るべき優良企業であり、さまざまな意味で町の他の産業を牽引していく役割を担える素質があるものと思われま

す。

今後、町は第三セクター等の経営に積極的にかかわっていくのか、これまで以上にかかわろうとするのか、あるいは地域経済の活性化に民間の活力を生かすための起爆剤とすべく、民営化を視野に入れ、より会社の能動的な経営を後方から支援する形にするのか、その方向性についてお聞きします。

私は、第三セクター等が自立できるのであれば、完全な民営化を視野に入れるべきだと考えています。台風災害により一時的な停滞はあったものの、本町の第三セクター等は既に自立の域まで達しているものと認識しています。この際、民営化に向けた検討をすべきではないでしょうか。国庫補助や地方債の償還などの課題もあろうかと思しますので、早急な完全民営化は困難かと思われませんが、段階的に町の出資比率を下げることなどにより、資本構成においても町以外のステイックホルダーを取り入れることにより事業上の関係を構築するなど、しかるべき時期の民営化に向けてそのビジョンの構築も含めて議論を始める段階にあると考えます。この件についても町長の見解をお聞かせください。

最後の質問ですが、今議会でも参考資料として提出されております岩泉きのこ産業の経営状況についてお伺いします。昨年12月の試算において、経常利益がマイナスの約2,000万円であります。経営陣の刷新やワーキングチームの立ち上げも行い、経営の改善に取り組んできたかと思いますが、この数値は想定内のものなのか。また、経常利益のマイナスを改善するために実施した施策等や今期決算の見通しについて、具体的な数値も含めてお聞かせください。

施政方針でも触れていましたが、来る3月には変化の激しい市場における競争力を高め、さらなる業績アップを目指し、資源の共有やシナジー効果の向上による組織力の強化を図るため、岩泉乳業、岩泉産業開発を吸収合併し、新体制での岩泉ホールディングスが始動します。私も町長が述べていた心を新たに明るい未来の見える岩泉町の振興と発展を願い、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、第三セクターの会議への町の一般職の職員の出席に係る見解と出席手続についてご答弁を申し上げます。議員ご案内のとおり、第三セクターは地域産業の振興、地域雇用の拡大など地域活性化の実現を目的として行政が主体となり設立したものであり、町の全面的なバックアップはもとより町と第三セクターが一丸となって現在の状況を築き上げてきたものと認識しております。

一般職の職員の営利企業への従事制限は地方公務員法でさだめられており、任命権者の許可を受けなければ従事できないこととなっております。具体的には、営利を目的とする会社の役員等

への就任、営利を目的とする私企業の運営、報酬を得ての事務事業の従事には許可が必要となります。

しかしながら、第三セクターの会議にはその設立の経過により関係課長が充て職で無報酬のオブザーバーとして出席をしておりますが、同法に抵触するものではないと判断をしております。また、特別職の取締役就任等についても、会社法の規定に基づき問題はないものと解しております。

なお、同会議の出席手続きにつきましては、第三セクターからの出席要請に基づいて対応をしているものであります。

町といたしましては、議会に対し経営状況の報告を行っていることから、関係課長等の出席を認めているものでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、町の職員等による経営への関与の必要性についてであります。議員ご案内のとおり、平成26年8月に国が示した第三セクター等の経営健全化に関する指針の基本方針にもありまして、第三セクターは地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念をされるわけでありまして。このため地方公共団体は、第三セクターの健全な経営が維持されるように経営状況などを把握し、適切な関与を行うことが必要であるとされているところであります。

したがいまして、経営の状況や資産、債務の状況等を把握をした上で、継続的かつ定期的に評価を行い、将来の見通しなどについて議会、町民の皆様にはわかりやすく報告、説明を行い、ご理解を得ることも必要であると考えております。

本来第三セクターに求められております効率化、健全経営化、また地域活性化などの両立に取り組みながら、その波及効果が町全体に及ぶよう当該指針にも示されており、適時適切な関与は必要であると考えております。

また一方で、設立当初には収益が上がらなくても、将来的に第三セクターグループ全体での収支均衡はもとより、黒字が継続的に確保され、自立した経営を行う見込みがあると判断をされる場合には、町の出資を解消し、完全な民営化を視野に入れた議論の必要性も意識はしております。岩泉ホールディングス株式会社の100%子会社である岩泉乳業株式会社の台風災害復旧費用への町の支援や、議員ご指摘の株式会社岩泉きのこ産業の経営改善の取り組み、また株式会社岩泉総合観光の宿泊業務における将来見通しなど個別の課題を踏まえたと、現段階では時期尚早で

あると判断をしているところでありますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

最後に、株式会社岩泉きのご産業の経営状況につきましてご答弁を申し上げます。第1点目の昨年12月試算の経常損益は想定内のものなのかとのご質問につきましては、前期決算内容に生産及び販売の構造改善を加えなければ今期は1,000万円規模のマイナス計上となる可能性さえあるとの強い危機感のもと想定してきたところでありますので、12月末の数字という点では例年の実績から想定範囲内であったと伺っているところであります。

第2点目の業績改善のための取り組みといたしましては、役員報酬、賞与の削減、リース料の見直し、灯油使用料、出荷運賃の削減等徹底したコスト削減に取り組み、あわせて1ほど当たりの生産量の向上にも取り組んできたとのことでございます。これにより、平成29年度決算と比較し、営業利益では2,000万円ほどの改善が図られる見込みとなっていると伺っているところであります。

第3点目の今期末決算の経営収支の見込みにつきましては、先ほど申し上げましたようにコスト削減、生産量向上などによる改善を見込んでいたようではありますが、菌床販売先の事業の終了、そして何より海外産の菌床を使ったシイタケ生産者がスピード、量ともに想定を超えて増加をし供給過多となったことから、市況も11月と12月の平均単価が前年比で2割以上と、ここ数年聞いたことのないレベルで下がるという外的要因に伴う減少もあり、営業利益がマイナス2,580万円、経常利益ではマイナス1,030万円程度を想定していると伺っているところであります。

現時点におきましては外的要因によって厳しい状況にあります。同社は141名に上る従業員の皆様から日々シイタケ生産に精を出していただいております。本町にとっても大変重要な雇用の場となっております。海外産の菌床につきましては菌種使用の訴訟となっており、司法判断によっては好転の可能性もあり、動向を見守る必要があるとの認識でございますので、関連企業との連携強化による競争力の強化や燃料費などの抜本的コスト削減の検討を継続をし、雇用の場を維持すべくできる限りの支援を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。確認をしながら再質問させていただきます。

まず最初に、地方公務員法の件で伺いましたけれども、抵触するものではないと。そうだと

は思うのですが、根本的なところでまずは経営とか、そういった営業とかに従事するべきではないということを行った上で、やむを得ない場合あるいはどうしてもその業務をしなければいけない場合についてのみ、任命権者である町長が許可を出すというふうに私は解釈しておりますが、そこら辺の解釈の違いがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

○町長（中居健一君） ただいまのご質問にお答えを申し上げますが、先ほども申し上げましたが、やはり今の岩泉町が多額の出資をして、いわゆる第三セクターの目的は何であるかという、まさに町民の皆さんの産業の振興と雇用の創出をきっちり図っていくというのが最大の使命であって、町の行政目的のもとに議会の皆さんからもご理解を賜りながら第三セクターを設立して、これまで来たわけであります。この間紆余曲折もありましたが、やはりこれはまさに町民のための第三セクターであります。町民の皆さんからも多大なるこれまでもご支援を賜ってきたわけでありますから、この点については地方公務員法のその解釈をどう解釈をするかと、いわゆる狭義解釈をしていくのか、ある程度の部分でやはり第三セクターのいろんな状況がある中で第三セクターの第一の使命である産業の創出からこれを6次産業化、いわゆる付加価値を高めていくという場合に、やはりこれはオール岩泉である第三セクターの皆さんとも、町の所管課の課長もおられますから、そういう皆さんがきっちり連携をし、意思の疎通を図りながら岩泉町の産業の振興をますます図っていくという、そういう大きい視点で物事を捉える必要が私はあるだろうなど、そのように思っております。

ですから、先ほども申し上げましたが、具体的に職員が会社の経営に従事をしているというようなことではなくて、あくまでも取締役会があればそこにもオブザーバーとして、これは必要に応じて要請をしているわけであります。それはなぜかといいますと、やはりその議論の中で所管の課長もオブザーバーとして同席をしながら、そういう役員の皆さんの意見も聞きながら、会社のトップである会長なり社長のご意見もしっかり聞きながら、そこは相互に連携をすると、そういう機会は私はこれからも大変必要なことであろうなど、そんな思いで答弁をさせていただいたわけであります。その点についてはご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） とても丁寧な説明をありがとうございました。ただ、私はさっきの質問は法令上の解釈の違いがあるのかどうかというのを聞いたものでございまして、第三セクターの設

立から現在の状況までというのを聞いたわけではなかったのですけれども、非常にわかりやすい思いを聞いたところであります。

何でそういうことを聞いたかと申しますと、全国的に第三セクターへの関与を、質問でもありましたけれども、役員からの撤退とか、あるいは職員の関与というものを見直す時期に来ているというのが全国的な流れでありますので、そういったところの法的な見地からとか、そういったことを聞きました。

全国的にそういった流れがある中で、岩泉町ではこれからも、今までと同様にそういうふうなおブザーで入るとか、そういったことをしていくのかどうか、それをではもう一度お聞きします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 全国的なケースは多種多様ないろいろなことがあると思うわけでありまして。私は逆に、ちょっと反問権はないのですが、逆にお伺いしたい部分があります。

○議長（加藤久民君） 議会改革では反問、反論権を当局にも付与していますので、どんどん使っていただければ助かります。

○町長（中居健一君） ありがとうございます。議長の許可もいただきましたので、若干……なぜそういう場合にオブザーバーとして役場の幹部職員が役員会に出席することが、具体的に何か問題があるのか、どうなのかということ、私は逆に議員からそういう部分について、全く行かないでやるほうがいいのか、オール岩泉の中でやっぱりこれは一心同体で、町の町民の皆様の幸せのことを考えてやっているわけでありましてから、このオブザーバーとして参加をすることに、それが私は先ほどの答弁では法的にはこれは抵触をしないという答弁をしておるわけでありまして、そこになぜこだわって役場の職員が行ってはだめなのかということについてのできれば根拠を示して私のほうに説明をしていただきたいと、このように思います。

○議長（加藤久民君） という反問ですので、1番、答弁願います。

○1番（畠山昌典君） はい、わかりました。

私は、オブザーバーとして参加するのが絶対だめだというふうに言っているわけではございません、もちろん。ただ、今までの関与として、あるいはこれからの方針としてどういうふうな形をとっていくのかというのをただすというか、それをお聞きしたくてこの質問をしたわけでございます。ですから、完璧にだめだということではないのです、そこはご理解していただき

いと思います。

○議長（加藤久民君） 中居町長。

○町長（中居健一君） 質問の趣旨がわかりましたので……我々がケース・バイ・ケースで、全ての取締役会に役場の幹部職員を全てオブザーバーとして出席をさせているということではなくて、それが町政にとって、これからの1次産業を振興する、そして第三セクターと連携しながらよりいいものをつくっていく、いい販売戦略なり、そのためには1次産業をどう振興するかというような観点の中でオブザーバーとして参加をさせる場合もありますし、その役員会の案件によってはオブザーバーとして参加をさせない場合もあるわけでありますから、そういう視点で我々はこれまでも対応してきましたし、これからもそういう対応をしていくということについて、私はその考え方には変わりはないと、このように思っておりますので、何とかご理解をいただけるのか、いや、それについてもそれは問題だろうということであれば、またいろいろ反問していただきたいと、このように思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと視点を変えて質問しますけれども、適所とか適材でオブザーバーとして入る、それはもちろんいいかと思います。ただ一方で、第三セクターといえども営利企業であることは、これはうたわれております。町には営利企業幾つもあるわけでございますけれども、例えばここからの、いや、経営がちょっと大変だからとか、あるいはアドバイスをもらいたいといった場合に、オブザーバーとして入っていただきたいという、その要請があった場合は、同じように出席させるのかどうか、許可をするのかどうか、そこはどうでしょうか。

○議長（加藤久民君） 今は第三セクターの関係での要請ですか。全く民間の企業への、そういうケースですか。

○1番（畠山昌典君） はい。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁はどなた。中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） そこは、私も優しくお話をさせていただきますが、やっぱり民間企業と町が設立の目的を持って第三セクターを設立した経緯、これは全く違うわけでありますから、ただ民間さんにおかれましても、例えば町に対してこういう行政課題、これをクリアすることが民間の企業がさらに振興発展をするのだという観点の中で、例えば民間の皆さんからも町の意見も聞



きたいなど、これから岩泉町はどのような施策展開をしていくのだというようなことでのそういう出席要請があれば、町の施策について、町の考え方については説明することはやぶさかでないわけではありますが、一般的には民間さんは民間さんでそれぞれが企業努力をされておりますから、これまでもそういう場面での出席要請は余りなかったわけでもあります。

ただ、第三セクターとは全く違うという部分で、これはやはり岩泉町も多額の町民の皆さんの血税を使いながらこれは経営をお願いしているわけでもありますから、こういう部分についてはある程度線引きをする必要があるのだろうなど、そんな思いでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） わかりました。派遣とかそういった件についてはこの辺で切り上げますけれども、私は先ほども申したとおり、三セクといえども営利企業であるということでもあります。そこに従事するとか参加するということは、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという憲法のそのところにも反する可能性があるのではないかということちょっとお聞きしました。

続きまして、民営化への移行についてちょっとお伺いしますけれども、答弁の中でホールディングスと乳業ときのご産業、総合観光があたかもまだまだその域に達していない、まだ町でも関与していかなければいけない企業であるというふうなことが言われました。今回の議会でも示されてありました12月末の経営状況を見て、乳業とか産業開発が果たしてそういう会社なのかどうかという見解をお願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 今若干私質問の趣旨がわからなかった部分もございますが、今のホールディングス、いわゆる乳業、それから産業開発であります。これについては経営状況は今のところいいわけであります。それから、一方ではきのご産業については非常に厳しい状況もございます。第三セクターであって、そして企業の経営もしているわけでもありますから、当然これは山、谷はあると思います。でも、皆さんからもご理解を賜りたいのは、例えば乳業の問題であっても、産業開発の問題であっても、これまでこの十数年間、約20年間の中では山、谷がいろいろありました。でも、議会の皆さんからもやはり岩泉町の1次産業を6次産業化にしたい、そして町に所得を上げたい、そしてまた一方ではこの中山間地域の中で企業誘致もなかなかままならない中で、

内発的にやっぱり地域の皆さんが雇用をしっかりとここで働けるような環境をつくる、そういうようなことでいろんな紆余曲折の中でも、本当に議会も悩んだと思いますが、我々も悩みながら、この間の中で徐々にではありますが、少しずつ成長はしてきているわけであります。ですから、そういう点では三セク立ち上げのやっぱり目的はある程度達成をしてきていると、このように思うところであります。

きのこについては今そういう状況でありますが、これについてもこれから業績の改善についてあらゆる分野から、どうすれば本当にこれを守っていけるかというようなことについては、町を挙げてこういう場合に、ですから先ほど申し上げましたように、こういう場合にあなた方のきのこ産業の問題でしょうと、町は関与しませんというようなことにはならないだろうと、私はやっぱり町と町民の皆さんと三セクさんがしっかりと手を携えながらこの困難を乗り越えていくことが岩泉町の振興発展につながると、こんな思いでございますので、何とかご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（島山昌典君） ありがとうございます。

今お伺いしたのは、質問でも述べていましたけれども、第三セクター等の経営健全化に関する指針の中に、経営健全な会社は民営化に段階的にしていくべきだというふうなことが書かれています。お読みしたと思いますけれども、逆に経営健全でないところにはしっかりと監督したりとか入って行って経営健全化を目指すということも書かれています。私は、岩泉乳業や産業開発といったところは、さっき町長がおっしゃったとおりに経営健全しているのではないかなというふうに思っていますので、そちらのほうから随時民営化にするべきではないのかなということが申し上げたくて今の質問をしました。その辺はどうでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 議員もおわかりのとおり、乳業さんにしてもいろんなこれまで経緯、経過があって、今ようようそういう利益も上げられるようになったわけであります。産業開発さんもそうであります。ただ、これから将来を見据えた場合に、短期、中期、長期で考えた場合に、ではどういうふうなこれからの営業予測が成り立つのかというようなことも考えなければならない。そしてまた、今ここまでいわゆる成長してきたという根底には何があるかということも、私はご理解いただきたい。これは、町民の多額な血税を投資しながら、その基礎は町民の皆さんがつく

ったのですよね。その上に今の経営が成り立っているわけでありますから、これを本当に業績がいいところはどんどん、どんどん民間にもう独立してやったらいいのではないかということになると、ではこれまでの町が出資金を全部回収します、では今まで町が公金を使って設備投資したのも全部回収しますと。そうなったときに、果たして今の現状の中で乳業が本当に民間企業として成り立つのか。そういうことについても私はむしろ逆にお伺いをしたいと。今本当にこれは健全経営になっているのかということも含めまして、これはやっぱり慎重な判断が必要だろうと、私はそのように理解をしておりますので、多少見解は違うかわかりませんが、今の私はそういう考え方でおりますので、何とかご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） それでは、お聞きしますけれども、平成29年の6月定例会で同僚議員が同じような質問をした際に、町長の答弁で、将来的には株式を上場して、町の所有株式を譲渡することで完全民営化が図られるように取り組んでまいりたいと存じておりますと答弁しております。そこからの方針転換がではいつされたのか、そういったところはどのようにでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 当時は、当面はホールディングス化をするということだったわけでありまして。これは、将来の目標は、当時の第三セクターそれぞれあったわけでありまして、それをいわゆる全体を経営統合するというのが最終目標の中の途中の中では、まずそこまでは一気にには行かないだろうというようなことで、一応ホールディングス化したということだと私は思っております。当時の町長はそういう発言をしたのは、それはそれで私は構わないと思います。そういう大きな志を持って、やっぱり民間かからも資金を導入しながら、より強力な体質の経営を進めていきたいというようなことがあったと、そのように思いますので、それはそれで私はよろしいのかなと思っておりますが、今の状況を見た場合にそこまでの環境はまだ整っていないのではないかなと。ですから、そういう大きな志は、これは我々もそれを全くもって否定をするものでもなくて、できれば本当に一部上場企業にもなれるような形の中で、民間資本を投入しながら町民の皆さんにご迷惑をかけないような形の中での経営がまさにそれは理想であるわけでありまして、今の現状でもうちょっと中期的に見た場合にはまだまだその域には達してはいないと、私はそのように判断をしております。ですから、そういう部分についての矛盾は私はないと思っておりますので、そこら辺についてはご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） はい、わかりました。町長の思いとか、これからの方針というのがそうであれば、やっぱりそれも尊重しなければいけないと思いますし、あるいは我々もそういったところの意思の確認をしっかりと進んでいかなければと、そういうふうに思っておりますので、わかりました。

それで、今回、あしたからですか、ホールディングスと乳業と産業開発、吸収合併となって新たに始まっていくわけなのですけれども、ここで一つちょっと確認しておきたいことがありまして、12月5日に開催されました前回の全員協議会でまずこの3社合併が示されたわけなのですが、このときの再編理由について施設設備の復旧財源上の問題あるいは乳業への受贈益増の問題というところで合併しなければいけないだよという説明が我々になされました。それで、株主総会で説明したものにはこれが全く入っていないのですね。それはなぜでしょうか。

○議長（加藤久民君） 末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

株主総会における資料についてのご質問でございますけれども、先ほど来いろいろ議論がございますように、有事の際に財政的なご支援をするというようなことを歴史的にもこれまでに、今回の台風10号に限らず、さまざまな経過で地域の雇用の場をしっかりと守る、それから地域経済の活性化という観点から協力をしつつ、ご支援もしつつ取り組んできたという第三セクターの歴史がございます。12月にご説明させていただきました際にも、その点については特にも議会の皆様方の、予算にもかかわる部分でございますので、しっかりと具体的にご説明をさせていただいております。

一方で、議員ご指摘のとおり第三セクターは株式会社の形態をとり、多くの取引先、それから多くの商品を購入してくださいますお客さまのご支持があって経済活動が成り立っていると。その観点に立ったときに最も重要なことというのは、そのほかの理由として、合併の理由として将来は全社合併という目標を掲げながらも3社合併という部分合併を今回とり行ったわけですけれども、理由としては商材が似ている、それから経営形態が似ていると、また規則等の共通点もあるということから迅速にできるものをしっかりと前に出していったということでございますので、組織間のシナジー効果、また加えて昨今、ここ数年来顕著に変化が見られる働き手不足、雇用の場をつくりたいという形で育ててきた第三セクターでございますけれども、同時に働き手不足と

いう環境の変化にもしっかり対峙をしていかななくてはならない、その点でも人材を相互に行き来をさせながらトレーニングもしていただき、より生産性を高めていただくと、その観点で株主の皆様方、それから取引先の皆様方にしっかりそのメッセージが伝わるというところに配慮した内容で整理をさせていただいたということでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） その思いはわかります。私が聞きたかったのは、全員協議会で示されたものをなぜ株主総会で説明しなかったのかということです。ですから、財政的な問題、書いていますよね、全協の資料にあります再編理由について、施設設備の復旧財源上の問題、この財源上の問題とか、あるいは乳業への受贈益増の問題、これがあるから合併しなければいけないのですよという説明が株主総会ではなされなかったのはなぜかということを知っているのです。

○議長（加藤久民君） 済みません、株主総会には基本的には社長が答弁しますか。

○1番（畠山昌典君） 説明したのが末村さんでしたので……

○議長（加藤久民君） それは全協で。

○1番（畠山昌典君） 株主総会。

○議長（加藤久民君） 株主総会で、それでその全協……

○1番（畠山昌典君） 経営陣ということでお聞きしますけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤久民君） だから、その説明する義務があるかどうかという、そういう質問ですよ。要は全協で出した内容を株主総会で説明する義務があるかどうかというそういう質問ですか。ではなくて。

○1番（畠山昌典君） 全協で説明したこの理由をなぜ株主総会では言わなかったのかなということとを普通に疑問に思ったもので……

○議長（加藤久民君） 言うべきものなのかどうかという……そういう質問ですか。

○1番（畠山昌典君） なぜ言わなかったのか。

○議長（加藤久民君） では、何で言わなかったかという質問ですので。末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

全員協議会については、当然のことながら町の予算にかかわる部分でも、関係する部分でもございますので、具体的にそのようにご説明をいたしました。株主総会については対株主の皆様方につまびらかにしっかりご説明をすると、その観点からしたときに具体的な文言、株主の不利益に

なる、全協でご説明した具体の文言がなければ株主に対する不利益になるという内容ではないという判断のもとに、特段そこについて具体的にまでは触れていないということでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） わかったというか、ちょっとあれですけども、私も実はその株主総会に出ていまして、全協で聞いていたこととこの合併理由が違うなど単純に思いましたので、今聞きました。ですから、町に対して、議会に対して説明責任があると、先ほど来町長もおっしゃっていました。私は、そういったこともしっかりと皆さんに提示していったほうが健全経営化になるのではないかなというふうに思いましたので、この質問をさせていただきました。

完全民営化はまだまだ先のこととは思いますが、民営化に向けた取り組みをしなければいけないと私は思っていますので、これからもその議論を続けていきたいと思えます。

そして最後、最後というか、きのこ産業のほうに移らせていただきますけれども、この答弁の中でこの赤字は想定をしていたものだったということでした、端的に言うと。経営陣が変わり、あるいはワーキングチームもつくって、そして経営改善に努めて、そして赤字が想定内であったというのはちょっと理解できないというか、本当にそれを想定していたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（加藤久民君） 末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

シイタケ生産について、キノコというふうに広範囲にいたしますとさまざまに好況な商品も少なくはないと。しかしながら、シイタケという商材に照らしたときに、さまざま外的要因が相当厳しくなるという点については、期首から課題として、これは経営陣、特にも現場を今まで担ってきてくださった経営陣からも共有をされておりましたので、相当厳しくなるであろうということを見込んでおりました。それがゆえに役員報酬を1名減という形で大きく削減をするであるとか、そのほかのコストカット、直近ですぐに着手ができるものについて取り組むことで約2,000万円を超える圧縮をしたと。できればその2,000万円の中でおさまってくれるといいなという希望はございましたけれども、外的なその市況の変化のスピードや規模感というのは想定、そこまで全部を把握することができない。したがって、想定範囲内であるというような解釈でおるところでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。

確かに厳しい状況というのは私も理解しております。ぜひこれを経営健全化に向けて取り組んでいただきたいと思います。しかも、末村さんは社長でいらっしゃいますので、ぜひ代表権を持った取締役社長として陣頭指揮をとってきこの産業の健全経営化に邁進していただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

これからも適時適切に町長の方針に従って、ご支援が遅きに失することのないようにということを議員のほうからもおっしゃっていただきましたことに感謝を申し上げます。

1点だけちょっと事実を、誤解があるといけませんので訂正させていただきますと、代表権は副社長のほうに持っていただく形で商取引に支障がないようにさせていただいておりますので、これからは行政としてしっかり状況を把握しながら経営改善のご支援、ご協力をしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） わかりました。ありがとうございます。

終わりになりますけれども、町長の施政方針にもあります、結びに、産業振興や少子高齢化などの諸課題に挑戦し、前に進もうとする歩みの中にこそ明るい光が見えてくると、私もそういうふうに思っております。町民第一主義を念頭に実直に施策を推進していただくことをお願いして、本席からの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤久民君） 昼食のため1時10分まで休憩します。

休憩（午後 零時16分）

---

再開（午後 1時10分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に続き一般質問を行います。

2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。平成31年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の

町政運営の一端について一般質問を行います。

岩泉町全域が壊滅的な被害を受けた台風禍から2年半の歳月が過ぎようとしています。中居町政も2年目に入り、先般町長施政方針で今後の所信と町政運営の基本方針が述べられました。平成31年度主要施策の柱は、最重要課題であります台風災害復旧・復興事業の加速と防災・減災体制の強化を図る。また、これまでの施策展開を踏まえた将来の人口規模や財政規模を考慮して、まちづくり総合計画の総括と新たな総合計画の策定を進めるとしています。

そこでまず初めに、次期総合計画の策定についてお伺いします。今冒頭で触れましたように、平成31年度は、まちづくり総合計画と町の地方創生版まち・ひと・しごと創生総合戦略、町震災復興計画の最終年度であります。ポスト復旧、復興を見据え、岩泉の未来を見定める町のグランドデザインを描く大事な年となります。まずは、現計画の課題と成果をどう分析しているか。特に、定住化プロジェクトを初めとする6つの明日を切りひらく戦略の実施状況、達成度をどのように捉えているのかお尋ねします。

また、策定する次期総合計画の期間、計画構成、町民等の意見聴取、策定スケジュールなど計画策定の進め方や基本的な組み立てをお示し願います。

町長施政方針で計画策定は、将来の本町の人口規模や財政規模等を考慮し、より現実的で実効性のある施策を推進するとしています。人口減少社会を見据え、次期総合計画では、目標年次の人口財政規模をどの程度に見込んで計画策定をしようとしているのかお尋ねします。

町の現状に軸足を移してみれば、町内東部は、三陸沿岸道路が開通する一方で、西部はいまだに地域活性化イベントに大型観光バスが来られない道路となっていることなど、町内の東西格差、町土の均衡ある発展への取り組みが望まれます。現計画の評価、総括を踏まえるとともに、計画課題や時代の変化、世界の潮流に的確に対応し、その先を見据えていかなければなりません。次期総合計画の期間をどのような時代と位置づけ、町の将来像をどう描き、何に重点的、優先的に取り組んでいくお考えかお伺いします。

私は、さきに災害復興計画の策定、施策を推進する際にも述べましたが、町民一人一人が希望と夢を抱けるようなそんな計画づくりを望んでいます。人生100年時代を見据えた町の姿をどう描くのか、町長のご所見をお伺いします。

次に、持続可能な林業振興の展開についてお伺いします。過日、町議会全員協議会で岩泉町における新たな森林経営管理システムの取り組み概要が示されました。平成31年度から実施するこ



の仕組みは、将来の森づくり、持続可能な林業を展開する上で、次期総合計画の策定と同様に大事な年に当たります。

本制度の趣旨は、森林所有者にかわり町による適切な経営管理、林業事業体への再委託、所有者不明森林等の町の経営管理をすることができるシステムで、本町にとってもこれまでに例を見ない画期的な仕組みとなっています。

しかしながら、この趣旨のとおり動かなければ、これまでと同じであります。林業の成長産業を支える仕組みとして機能するためにも、町当局の役割は、非常に重要となってくると思われます。

そこでまず森林所有者の意向把握は、どのような調査をいつまでに行おうとしているのかお伺いします。

2つ目は、林業経営に適した森林を町から受託を受け、森林の経営と管理を実施する意欲と能力のある林業経営者は、現在どれぐらい見込まれるのかお伺いします。

3つ目は、林業担い手の養成確保にどのように取り組もうとしているのかお伺いします。

次に、持続可能な林業振興を展開する上で林業基盤の整備は重要であります。特に、林業施策を効率的に実施するためには、路網の整備を図らなければなりません。これまでの県代行林道の整備状況と今後の林道網整備の取り組み方についてお示し願います。

道路、河川など公共土木災害復旧事業や被災者の生活再建など、町の復旧、復興事業が進んできている中で、そろそろ林道災害箇所への復旧にも手をつけ、直してほしい、早く通れるようにしてほしいと住民から心配する声が聞かれます。台風災害で被災し、災害査定を受けていない林道の復旧をいつまでにとり進めるお考えかお伺いします。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願ひします。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、次期総合計画についてでございますが、現計画の新岩泉町まちづくり総合計画は、平成31年度までの計画期間として、特に定住化対策を最重要課題として位置づけ、交流の促進や基盤の整備、子育て対策や保健、医療、福祉対策、環境との共生、そして小本地区の早期復興、これらを6つの重点戦略に掲げ、施策を展開をしております。当初予定をしております重

点事業につきましては、おおむね実施しておりますが、さきの台風豪雨災害を要因として、繰り延べや見直しが必要な事業もございますので、平成29年度までの全体的な事業実績は、事業ベースで5割程度となっております。これまでの課題と成果につきましては、計画期間中、2度の大災害に見舞われながらも、第三セクターを核とした産業の振興、またインフラ整備による格差是正など一定の成果を見ながらも、一方で人口減少、少子高齢化の問題につきましては、十分な成果を見出せない現状であると捉えております。新年度におきまして最終的な実績見込みや目標数値の達成状況などを検証の上、議会にもお示しをし、次期総合計画へ反映をしまいたいと存じております。

計画期間につきましては、長期的な町の将来ビジョンとして10年程度の構想のもと施策展開を図ってまいりたいと、このように考えております。

計画の構成につきましては、これまで同様に町の将来像、基本目標を掲げ、分野ごとの基本計画や地域振興計画を位置づけるほか、災害復興まちづくり計画についても計画の一部として位置づけてまいりたいと考えております。

また、町民の皆様からのご意見をいただく機会を設けるほか、議員各位からも十二分にご提言を賜る機会を設定し、本年10月ごろには草案としてまとめてまいりたいと考えております。目標年次の人口や財政規模のフレームにつきましては、今後の策定作業における人口推計また大型事業の優先順位なども考慮の上、検討をしまいたいと考えております。

次期総合計画の期間は、2040年問題という言葉もありますように高齢化率のピークを控え、誰もが経験したことのない人口減少、少子高齢化に挑戦する時代になるものと考えております。したがって、定住化対策はもとより、組織横断的な少子化対策や産業振興対策などに重点的に、優先的に取り組む必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、広大な面積を有する町全域の持続可能な発展をどのように構築していくか。均衡ある発展に向けた将来像を町民の皆様とともに描いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、持続可能な林業振興の展開についてであります。新たな制度は、本町を取り巻く林業の諸課題を積極的に解決する有効な手段であると認識をしております。森林所有者の意向調査の実施に当たっては、所有者の委託する、しないの意向を確認する作業を人工林が多い西側から実施してまいりますが、現段階では5カ年での調査を計画しております。意欲と能力のある林業経

営者の見込み数でございますが、現在町内の林業事業者が岩泉町森林組合を含め15事業者と把握をしております。そのうち岩手県が定める基準を満たす事業者は、現時点においては6事業者が該当するものと、このように確認をしております。

林業担い手の養成確保につきましては、林業の魅力の発信、林業アカデミーの活用、高校生を対象にしたセミナーの開催など、林業を進路選択の一つとして意識していただけるような取り組みに努めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、林業振興の路網の整備であります。県代行で整備した路線は15路線であります。現在も県において2路線の整備を進めているところでありますが、今後においては3路線を計画しているところであります。

また、さきの台風豪雨災害で被災しながらも災害査定を受けていない林道の復旧についてでございますが、現在町と県の災害復旧工事の残土等を活用しながら復旧を進めており、この手法により18路線については、既に完了をしております。今後も引き続き残土を活用するなどの方法で復旧を進め、町民の皆様が早急に林道を活用できるよう町管理の林道は全て復旧をしてまいりたいと考えております。

時期につきましては、新年度が林道等を含め、災害復旧工事のピークを迎えることから、まずは現在着手している工事の完成を優先し、その後未着手の復旧工事も順次進めてまいりたいと考えておりますが、災害復旧工事で生じる残土の確保や財源の調整も必要でありますことから、今後2年から3年は要する見込みとなっておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、確認も含めまして再質問させていただきます。

まず計画の関係ですけれども、まちづくり総合計画とか、創生総合戦略、震災復興計画とか、31年度までの計画になっていますが、これらについてでありますけれども、それぞれの関連づけはどのようになるのか。また、このほかの創生復興戦略、そして震災復興計画は、どのように取り扱いと申しましょうか、策定作業を進めていくのか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） あくまでも基本は、まちづくり総合計画であることは、そのとお

りでございます。創生総合戦略は、地方創生にいわば特化したような事業、国がお示しをしたものに対する計画の内容となっておりますけれども、計画の中で取り組む事業等々につきましても、基本的にはまちづくり総合計画に盛っているものの内容から、その地方創生に特化したような内容を計画しているという部分にもなるかと思えます。

また、震災復興計画は、主に沿岸、小本地区を中心にした計画でございますが、その復旧、復興をまず最重要に計画をしているわけではございますが、これにつきましても、まちづくり総合計画とは整合性を保ちながらの計画立案、災害復興まちづくり計画につきましても、そのとおりの基本理念として計画の策定をしているということになるかと思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 総合計画からちょっとそれますが、今の総合創生戦略、これはいつ策定するのでしょうか。そうしますと、復興計画は、もう大体終わっているわけですが、まだソフト的なことで国の事業もあと数年ありますが、それはこの総合計画の中に盛り込んでやるということでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 総合戦略の策定期間とおっしゃいましたでしょうか。済みません、少しだけお待ちください。総合戦略は、平成26年の国のビジョンに基づきまして、ビジョンというか、総合戦略に基づきましてやりましたので、27年に策定をしたものでございます。周期としては31年度まで。それから、震災復興計画も31年度まで。さらに、災害復興まちづくり計画につきましては、これは33年度までということになっております。したがって、復興まちづくり計画につきましては、32年度からの今度策定をする総合計画と、このまた整合性をとりながらの計画の策定ということで、もうあらかじめ基本理念のほうに盛り込んでいるということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 済みません、私の再質問の中身がよく、あれでしたが、今度新たに策定するのはいつやるのかなという趣旨でございました。わかりました、いいです。

次に、組み立てとか進め方の確認をさせていただきますが、計画期間が10年程度というふうなことで、今の計画と一緒に将来ビジョンをするということなようでありましてけれども、今日まぐるしくどんどん世の中が変わって行って、先を見通すというのがなかなか困難な時代になってい

るといふか、困難と申しましょうか、10年先はどんどん変わっていくと、5年先も変わるというふうな中で、短くしてやっている自治体もかなりあるようなのですけれども、それらについては、ビジョンは10年の予定でというお答えでありますので、この計画の期間については、それらについてもご検討したのか、どう考えているのか再度お願いしたいなと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 失礼をいたしました。現在の創生総合戦略も平成31年度までという事で国のほうの2018の基本方針というのが示されまして、その中でさらに総合戦略は延長をするというような中身で今進んでいるようでございますので、恐らくまた平成31年度におきましても、新たな創生総合戦略をまた策定をすることになるかというふうな今のところは理解をしております。

今の議員の質問の総合計画の関係につきましては、今のところとしては10年の5年、5年という事を考えております。ただそれを基本としながらも国が今後示す将来人口推計の考え方がありますとか、あるいは県の総合計画の今年度から、31年度から発効をいたしますので、その辺との兼ね合い等々も考えながら、県のほうにおいても、沿岸広域振興局、地域振興計画のようなものもつくっておりますので、その辺のところも見合わせしながらその辺のところは検討する余地はあろうかと思っておりますけれども、基本的には5年、5年かなというふうな今のところは予定をしております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 将来ビジョンは、現時点10年先においてやるというふうなことです、この基本計画といひましようか、部門別計画、これ5年、5年という、今前期、後期のお答えがありました。これも今県とかほかの事を含めてまたこれから検討していくというふうなお話でしたけれども、私もここは町長の任期、マニフェスト、それにあわせて基本計画は区切ったほうがいいのかと思っております、それはまた後で議論すればいいことでありますけれども、そうしますと、これから2年、あと4年、4年とか、そして災害復興計画、まちづくり復興計画、これも33年までですので、その区切りがあと2年になりますので、それがそうしますと期間が合います。そうしますと、総合計画のほうに組み入れてやったほうがいいのかと思ったりはしております。これから議論して決めていくことかとは思いますが、そんな考えもありますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） くしくも岩泉町は、大震災のほうの震災の関係の計画と、それから災害復興まちづくり計画というのまでも策定をしなければならない状況になったわけでございますけれども、例えば岩手県のほうにおきましては、いわゆる大震災の関係の計画の部分ではあと4年あるということで、それを県の計画のほうはもう取り込んで計画策定をしているわけでございますので、私のほうとしましては、大震災のほうの関係は取り込むような格好で、今のところはフレームを組んだほうがいいかなというふうに思っております。

ただ復興まちづくり計画のほうにつきましては、現に33まであるものですから、これを全て取り込むというのもできるかどうか、もちろん事業の整合はとりますので、その辺のところは齟齬がないようにしたいと思いますが、33年までは復興まちづくり計画はそのとおり、それ以降のことについては、取り組んでいくような格好になってくるかなというふうに思っております。

また、議員から今ご指摘をいただきました首長の任期の関係というようなことにつきましては、これは内部でも議論をしているところでございます。ただこれのいいか、悪いかについては、まだそういった詳細の議論まではしておりませんので、いずれそれも念頭に置きながら議論を深めてまいりたいということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 次に、人口の目標年次の人口あるいは財政予算、これについては、まだこれから検討するというお答えでありました。今は、確かに難しい面も、難しいというか、そんなのかもしれませんが、ただ町で既に人口ビジョンをつくっているわけです。そうしますと、これを見ますと、若干それに触れさせていただきますが、人口ビジョンを見ますと、これからの計画で2020年から10年先を見ますと、2030年、そのときのビジョンでは7,615人見ているのです。人口推計は6,843人落ちるのですけれども、7,600人あるというふうなことで見ているのですけれども、これらを見ていきますと、合計特殊出生率とか、転入、転出後均衡にするというふうなことからやっているのですが、これについての現状、状況、今はどんな状況となっているか、どのように見ているかお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 岩泉町人口ビジョンでお示しをしておりました目標の人口につきましては、今議員のご発言のとおりでございます。これは、合計特殊出生率2.3、それから社会増

減をゼロというふうにしていくとすればという目標を設定しての人口の推計と。一方、このままでと申しますか、いった場合の人口推計という目標にする基礎の数値があるわけでございますけれども、それが2010年の国勢調査の数値をもとに推計をしたものでございます。その後2015年の国勢調査の数字が出ておまして、私どもで担当のほうで頑張って同じような推計のほうを試みたのですが、2015年が何もない推計の場合は9,811人の岩泉町民の推計をしておったわけですが、2015年の国勢調査の人口を推計いたしますと9,841人の推計が出ているということで、これだけを見ますと、たったというかわかりませんが、2015年でやったときの推計の人口が2015年時点では、上回っているわけでございます。これはひそかな自信を私どもに与えてくれるわけでございますが、ただ議員、先ほどご指摘の目標は、そういった2.3、社会増減ゼロという設定のもとでの推計でございますので、現実的には、それよりはもう下ぶれをしていると、それで推移をしているという現実でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それで4つの柱でこれを何ほかでも減らしていくというようなことにして今やっているわけですが、雇用の創出とか、新しい人の流れをつくるかというふうなことで4つやっているのですが、これについての実施状況というか、評価と申しますか、それどのように見えていますか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまのご質問は、まちづくり総合計画ではなくて総合戦略のほうのご質問だというふうに認識をいたしましたけれども、ご案内のとおり総合戦略は効果検証することになっておまして、毎年度効果検証委員会ということで各課等から数字を取りまとめましてご報告を申し上げますなければならないことになっているわけでございますが、大体今90弱のそういった主要事業、岩泉町のほうでは設定をしてございまして、そのうちのいわゆるKPIという数値目標を導入しているのは76事業でございます。その中で達成が10強、それから進んでいるのも10強ということで30ぐらいは何とか進んでいる。その分、半分ぐらいはまだ途中経過にも達していない事業があるということでございますので、5割ぐらいの今のところは達成状況というふうに認識しているところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） なぜ細かいところに今質問したかといいますと、地方創生交付金なんかを

使った事業等もなく、この事業等々がどうなっているのかなと思って確認の意味でご質問いたしました。新年度の事業は、交付金事業が入っているようでありますけれども、今までこれがないと思っておりませんが、交付金なんかどの程度使っているのですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 地方創生の推進交付金は、いろいろ国のほうでもお示しをしていることもありますけれども、大きい目線、視点での事業でございまして、個別具体の私どもが取り組んでいる事業にそういったものが一つずつ入るとするのは、なかなか見えにくい交付金でございました。そのために岩泉町では、それを導入をした、いわゆる移住、定住に向けたような事業というのは、なかなか利用しにくかった、導入できなかったという事実もございまして。ところが、国のほうでもまたさらに成果が、国自体でも成果がなかなか見えにくいということでだんだんにその枠を広げてまいりまして、私どもでも若干使い勝手が出るような事業も示されたことから、私どもも新規に事業を打ち立てたということでございますので、今の議員のご質問に率直にお答えをすれば、地方創生交付金関係は、これまでは導入はしていないということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 次に、財政の関係なのですが、財政規模について大きな事業等が定まらないということでもまだこれからだということでもあります、それでは今の中期財政見通しと申しましょるか、それについて新年度予算も編成していますので、大体はその流れでいくかと思っておりますので、地方債の運用等を含めてお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 中期財政見通しということでございますけれども、現在台風復旧、復興の事業が進んでおりまして、最終的に3基金で二十数億円ストックできるのかなと思っておりました。一方では、起債残高が膨れまして150億円ぐらいになるということ、一番懸念しておりますのが、平成32年度で実質公債費比率が18.8%になるのではないかなと見込んでございます。ご案内のとおり18%を超えますと、許可団体といいますが、国に計画を出して起債を借りていかなければならない、起債を起こさなければならぬという状況が出てくることを見込まれております。その後は、ある程度18%は下回るのではございますけれども、その辺がピークになると思っておりますので、その辺も見据えた形で今後財政運営をしていかなければならないものと考えており



ます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 簡単に言いますと、年20億円の公債費償還がありますので、これが当分続きますので、通常180億円であれば、その分がずっと続きますので、これも大変厳しい財政事情、常にそうではあるのですけれども、そうかなと思っています。そうした中でまたどんどん公共施設を今災害の関係もありますので整備をしました、しています。その維持費もかかりますので、そっちの方面から見れば、経費もかかってくるのかなと思っています。

ただ復興の先を見据えて地域の経済とか、いろいろ考えてまいりますと、それもやらなくてはいけないし、それをやって地域の経済を活性化していかなければならないというのがありますので、また町の課題、いろんな大きなプロジェクトも今後出てくるのかなと思っていますが、そうしますと、この財政、財源の確保、国が頼りなわけでありますので、これを確保しながらいざれやっていくしかないかなと思っていますので、それらを見ながら、事業も進めていかなければならないというふうに思いますので、私が心配することではないかなとは思いますが、よろしくお願ひしたいなと思っています。

次に、林業振興の関係の持続可能な林業振興について若干触れさせていただきますが、森林環境譲与税のこれに関連する財源としての譲与税の積立金、基金はいつつくるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 森林環境譲与税の基金でございますけれども、こちらについては、現在国のほうで審議中ということになってございます。うちのほう、町といたしましては、基金の創設については、県のほうから通知等があるかと思っておりますので、それを受けまして基金のほうは準備してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） そうしますと、譲与税は予算計上ないのですけれども、これは補正か何かで歳入で見るといえるのでしょうか。額は幾らぐらい見込んでいますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） その辺につきましては、まだ国のほうが通っていませんので、取り扱いが微妙なところがありまして、補正での計上になると考えております。約2,000万円を超えるぐらいかなと思っています。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 若干制度のところを、本当の確認ですけれども、今新年度の計画のほうで作業道、作業路開設についてもこの事業を充てるような計画になっていますが、これを充当する、譲与税を充当する予定でしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お見込みのとおりまだ仮称ではございますが、譲与税のほうを活用した財源をもって事業を実施してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ちょっと町の事業ではなくて、県で同じような森林環境税みたいな岩手森林づくり県民税、これもあるわけでありましてけれども、これの今後どうなるかというのは、情報と申しましょうか、どうなるのか入っていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 県の県民税のほうの関係でございますけれども、具体的な形で情報等はまだうちのほうには入ってございません。まだ当面引き続きやるということでは県のほうは、そういうふうな状況であるということは確認してございますが、以後の具体的にどうなるというのは、まだ示されていない状況でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 次に、それでは森林所有者の意向調査についてちょっと触れさせていただきます。この目的が、小規模林家の森林の利用集積して整備をするというふうな狙いもあるようではありますが、確かに私岩泉町の林家のちょっと調べてみたのですが、1,400ぐらいの林家数あります。そうした中で3ヘクタール以下の森林所有者を4分の1で10ヘクタールはいずれ半分以上が10ヘクタール以下であります。というふうなことで、ぜひ今まで森林に、山に興味を、関心を示さなかった少ない面積の人たちからひとつ調査を進めて、これが目的、狙いに沿うようにぜひやっていただければなと思います。

それから、要望ですが、そしてもう一つの狙い、所有者不明森林、これも手続すればできるというふうなことを書いていますが、これはどのように進めるのかお答えしていただければなと思います。

○議長（加藤久民君） 質問の趣旨がわからないということで、再度簡潔明瞭に質問してください。

○2番（畠山和英君） 所有者不明森林があるわけですが、これの手続を経れば町で経営管理ができるということなのですが、これはどのように進めていくおつもりですかお答えいただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

所有者の不明な森林につきましては、その都度調査をしながら各種機関から情報を得ながら情報把握をしていくという形になるかなと思います。周辺の方々の情報等も貴重な情報となりますので、そこら辺も踏まえながら情報を入れながら対応していく形になるかなというふうに思っています。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 林業担い手の今度は養成確保でありますけれども、さきの一般質問の質疑の中でも出ておりました、これの林業アカデミーなんかに行っている方もいるようではありますが、これらを使って養成をしていくというふうなご答弁であります。そうしますと、これらをいろいろやって、どのように、どれぐらいの人数を確保しようとしているのか、この見通し等も含めてお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 現在の林業事業体の事業者数も年々減少傾向にあります。現在15事業体様の従業員数は、当方で捉えている数字は、約100名弱、99名ということで押さえてございます。ここ10年ぐらいで約28名ぐらいの従事者が減少してございます。これを何としてでもプラスのほうに、減少しない方向に転じて、100名を超える従業員数を確保していきたいなというふうに考えてございますので、今回の制度、新たな制度をもって事業体を育成しながら確保に努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしく申し上げます。

それではあと災害未査定の林道の整備ですけれども、これまでかなりやってもらっているようですが、残っている林道の路線は、どのぐらいになっておりますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現在未着手となっております路線が31路線あります。

たが、そのうち18路線については、もう開通できるところまで復旧しております。残りが13路線となっております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 31年度、来年度でこの計画策定と新たな林業振興に向けての新しいシステムということで質問しました。それで最後に、町長にお伺いします。4月からスタートする森林経営管理システム、ダブるわけでありますけれども、森林とか林業の町として、これは岩泉にとっても画期的な制度かなと思っています。これを今しっかり取り組むことによって、5年あるいは10年、あるいは30年後に、多分立派な森ができますし、林業の成長産業を支えていくのかなと、そんなふうに思って林業振興につながるのかなと思っていますし、それから今計画につきましても、まさに計画の課題、山積しているわけですが、人口減少から少子高齢化初めずっとあるわけですが、そうした中でもちょっと触れました、先ほどみんな町民が夢、希望を持てるような、そういう計画ができればいいかなと思っていますし、それぞれ人生100年時代も来るわけですので、町長のぜひカラーを出して描いてほしいなと思います。

それでこの計画策定にける町長の思いをひとつお聞かせいただきまして、またこのご所感をいただければなと思っています。突然済みませんが、よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、中居町長、お願いします。

○町長（中居健一君） まずもって岩泉町は、この8年間の中で東日本大震災、そして2年半前には、台風第10号豪雨災害と、まさに岩泉町、1町5カ村が合併して60年を過ぎました。こういう中でかつて類を見ない、未曾有の大災害であったわけであります。ですから、今のまちづくり総合計画についても計画の策定の時点では、そういうことは想定をしないで、岩泉町の財政規模は大体70億円から80億円であったわけであります。その中でしっかりとこれから将来を見据えた岩泉町、まちづくりを進めてまいりたいと、そんな思いの中での計画を策定して、これまで鋭意と進めてきたわけであります。

そういう中で本日は議員のほうからも、まさに町民一人一人が希望を、夢を抱けるような、そんな計画にしてほしい、またそんな町にしてほしいと、そういうようなお話もございました。しっかりとこれについては、そういう対応をしていきたいと、こうは思っておりますが、非常に私の中でも悩みがあるわけでありますが、1つは、やはりこれから持続ある財政をどうするのかと

ということが大きい課題になるわけであります。いろんな町民の皆さんからも。議会からもいろんなさまざまな要望がございます。これは、当然そのとおりでありますから、これはしっかりとこれから一歩一歩、愚直ではありますが、前に進むような、そういう環境づくりは進めていく必要があるだろうなど、そんな思いでございます。

ただ一方でこれからのまさに日本全体の人口規模のパイが非常に小さくなっている。そのひずみが、特に全国的過疎地域に非常に相当深刻な影響を及ぼしている。人口構成を見ましても、まさに硬直化をしている。本日も午前中にもいろんなご議論を賜ったわけでありますが、やはり今を生きる町民の皆様、そしてまた、これから将来の岩泉町をつくっていく町民の皆様、こういう方々とやっぱりしっかり議論をしながらどういう町としてあるべき方向を模索し、そして町をつくっていくのかということがあるわけでありますが、一方では、それのみではなかなか対応ができない。そうしますと、やはり外からのいろんな、きょうも議論が出ましたが、これは定住人口のためのいろんな外部からのいろんな方々も招聘をしながらともに力を合わせていく必要があるだろうなど、そのように思っております。

そういう中でも、これは非常にかつてない、まさに地方自治体にとっては、これだけの人口減少社会、そして少子高齢化という新たな厳しい挑戦に向かってこれから進んでいくわけでありますから、これはまさにいつも言っているとおり、オール岩泉で本当に町と議会がひざを交えて徹底的に議論をしながらお互いにこれからの岩泉町をどうするのか、どうつくっていくのか、どうして生きていくのかというようなことについては、真摯に議論をしながら考えてまいりたい。

これについては、妙薬も即効薬もないわけでありますから、皆さんとともに知恵を出しながら頑張っていきたいと、そのように思っております。その中で今回の計画についてもそういうものを、きらりと光るものを1つでも2つでも多くこの計画の中に盛り込んでいきたいと、そんな思いでございます。これからも議会の皆さんのご支援とご協力を賜りながら頑張っていきたいと、このように思いますので、何とぞご支援とご指導を賜りたいと、このように思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 大変ありがとうございました。終わります。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、4番、八重樫龍介君。はい、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして次の事項についてお尋ねします。

2月15日に町長の施政方針演述が行われました。町長は、町民第一主義を念頭に施策を進めていくと述べております。台風災害からの復旧、復興事業はもとより、小中学校の統廃合による地域の衰退の懸念や人口減少と高齢化の進展による社会保障関連経費の増大など、本町に山積する課題は多岐にわたります。この状況下で平成31年度の新規事業が幾つか今定例会に上程されましたが、次の2点について質問します。

1点目は、約2年半前の平成28年6月の定例会で質問していますが、空き家、空き地バンク事業についてお伺いします。その時点では、空き家は全町に約990棟あり、外観調査が行われていました。しかし、残念ながらその年の8月にあの台風災害が発生し、詳細調査などの事業は中断せざるを得ない状況になってしまいました。

その後、同僚議員初め、この事業の進捗状況について、質問、提言をしてきましたが、ここに来てようやく本腰を入れて空き家の活用に取り組む姿勢が示されました。台風災害の河川改修により、住宅の移転を余儀なくされた人の中にも空き家を望んでいる人がいました。また、議員と語る会や住民との意見交換の場でも、岩泉で働く職場はあるが、入居できる家がない、従業員を雇ったが、入れるアパートがないなどの意見が出されています。本町に移り住んでくださる人がいるにもかかわらず、居住の場が不足している現状は、定住人口をふやす妨げになっているものと思われまます。

今回提案された新規事業は、成約奨励金5万円、ごみの処理料金など10万円を支給する内容です。今後調査が進めば、バンクに登録可能な物件がふえてくると思われます。そこで定住促進制度をさらに充実させるため、現在のリフォーム制度の奨励金を増額するなど、さらに積極的な取り組みをすべきと考えます。現在の空き家、空き地バンク事業の現状と今後の取り組みについて町長の所見を伺います。

2点目は、教員のかわりに中学校の部活を指導する部活動指導員についてお尋ねします。部活動指導員は、教員のかわりに部活の顧問を兼ねることができ、技術指導とともに大会への引率も可能です。教員に授業などの仕事に集中できる環境が生まれ、教員の負担を減らしながら部活動の質を高めることが可能な制度です。県内の中学校でも、この制度を取り入れ始めており、心強

い存在となっています。生徒が専門的な指導を受けることができるこの制度の導入に向けて国体レベルの岩泉町出身者の人に打診を行うなど、部活動指導員の採用に向け取り組むべきと考えますが、教育長の考えを伺います。あわせて平成31年度における各中学校の運動部の活動予定種目を伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） ４番、八重樫龍介議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、空き家、空き地バンク事業の現状と今後の取り組みについてであります。移住、定住の促進の観点から住宅などのストックの確保が急務であると考えております。平成28年度から29年度に定住促進住宅の建築や定住促進宅地の分譲、そして平成29年度には、町内の既存の空き家、空き地の流動化を促し、利活用につなげる空き家、空き地バンクを開設したところでございます。

空き家、空き地バンクの現状は、空き家の登録件数が賃貸、売却希望を含め12件となっておりますが、このうち成約件数が8件、空き地の登録件数は、賃貸、売却希望を含め3件となっております。登録件数が伸び悩んでおります背景といたしましては、家財等の片づけ費用の負担が難しいこと、またお盆の時期や正月に一時帰省のため実家を現状のまま残しておきたいといったことなどが挙げられております。

昨年8月には、岩泉及び小川の2地区で空き家実態調査を実施をし、147件の空き家候補の物件を確認しております。その後、5段階の総合評価を実施し、昨年9月末にすぐに住めそうな物件所有者に対し、空き家、空き地バンクの案内通知を送付したところ、お一人の方から登録をいただいたところであります。そのほか、ことしの1月に役場本庁舎及び各支所単位で空き家相談会を開催し、計8名の町民の皆様にご参加をいただきましたが、残念ながら登録物件の増加にはつながらない状況でありました。このため新年度の取り組みといたしましては、登録物件の増加に向け、空き家実態調査を残りの4地区、いわゆる小本、大川、安家、有芸で実施をし、すぐに利活用できそうな物件所有者に対しまして、速やかに案内通知などの呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

また、空き家の相談に来られた方々からいただいたお声を反映し、新年度予算に空き家、空き

地バンク成約奨励金や今ある家財等の片づけ費用として空き家利活用促進事業補助金を計上し、所有者の物件登録につなげる支援について取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、国で示しております空き家等対策計画に基づいて、本町でも計画の策定に着手をし、空き家などの対策をさらに具体的に示してまいりたいと考えております。

また、現在の住宅リフォーム事業奨励金に加え、新たな空き家のリフォーム補助などの導入についても模索をし、空き家の利活用の促進に向け、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。質問事項の部活動指導員につきましては、教育長から答弁を申し上げさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、部活動指導員についてでございますが、議員ご案内のとおり、教職員の負担軽減及び部活動の質的な向上等を目的とした平成29年の国の制度化を受け、岩手県では今年度から指導員の配置に取り組んでおります。現在県内8市町村の中学校に13人が配置されておりますが、宮古地区におきましては、現在は未配置という状況になっております。

議員ご提言の部活動指導員の採用についてであります。県では、新年度におきまして中学校への部活動指導員の配置を大幅に増員する計画と、そのように伺っております。実際の対応いたしましては、本町のような過疎地では、人が多く集まる都市部とは違いまして、指導スポーツの専門的な知識や技能、そして学校教育に関する十分な理解を有する者という採用条件に合った人材確保が大きな課題になると考えております。このことから、引き続き管内市町村との情報交換を行うほか、現場の状況等を確認しながら部活動指導員の採用を検討してまいりたいと、そのように考えております。

次に、新年度の町内各中学校の運動部の活動予定であります。昨年9月の新人大会では、町内5中学校で7種目に出場したところであります。4月からは、新入生を加えた体制で運営されることとなりますが、新人大会と同様の種目で活動していくものと、そのように考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。



○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。まず初めに、空き家、空き地バンクのほうから何点か再質問をしたいと思っております。5番議員も言っていましたが、ホームページから検索しますと、空き家、空き地バンクが出てくるのですが、8件ぐらいがもう成約済み、ここに書いているのがそのまま載っているわけです。残りの二、三件だけで、あれではバンクではないなと思っております。あわせてこの空き家の周知の方法、町内外への周知の方法は、インターネットだけでしか確認できないのか、まずそこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 空き家の位置ですとか、あるいは外観ですとか、そういった画像を含めた情報提供、それをリアルタイムに提供をするということをまずは第一に考えましたものですから、ホームページのみということになっております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 議員と語る会とか、あと住民の方なんか意見も聞きますと、年配の方たち、あと被災して家がもう次いつ水があふれてくるかわからないところには住めない。それで家を建てるのも考えものだし、空き家があったならば教えてもらえませんか、そのような人たちは、ホームページ等は、当然覗けないと、高齢者で。でしたら、ぴーちゃんがあるわけですから、このぴーちゃんできき家が出てきたならば、流す、行政広報を使って流すとか、そのようなことを今後取り組むべきと思いますが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員のご指摘の部分につきましても、私どももそのように認識をしております。時を見てのまさに行政広報、紙媒体によるお知らせ、あるいはリアルタイムの部分からいきますと、ぴーちゃんを一部活用ということで私どもも考えておりましたので、議員のご提言を参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひ取り組んでいただければ、幸いです。

次に、ここに8名の町民の方が空き家の相談に来たと、残念ながら登録物件にはならなかったと、この理由がわかればお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 8名の方々は、制度の内容についてのご確認の方もいらっしゃる

ましたし、中には、対象となる空き家をお持ちの方もいらっしゃいましたけれども、積極的にこれを活用する気持ちでお見えになった方々だけではなかったということもございましたので、すぐ私も手を挙げて登録をいたしますということにはつながらなかったということでございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 今度新年度で奨励金、それからハウスクリーニング等の財政措置が行われますけれども、岩泉、小川地区では、147件中5段階の総合評価ですぐに住める物件があったと。1人が登録をしたと。すぐに住める物件は、数字で申しわけございませんが、何割ぐらいあって、あとハウスクリーニング等を行えば何割ぐらい、手直し、特にも水周り等の手直しをすれば住める物件が何割と、数字で申しわけございませんが、わかったならば、お願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 空き家候補の147件がございました。さらに、私どもと委託をした業者さんとで目視での確認なわけでございますが、そこで岩泉、小川地区で61件確認をいたしまして、ご案内の通知を申し上げたところでございます。したがって、自宅のほうに入らせていただくというところまでは、それはいってはおらないわけでございます、内部のほうの確認までは至っていないということでございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） やはり本気で取り組む姿勢が出てきたので、すぐ住める物件等々には、相手が来るのを待っているのではなく、こちらから行ってお願いをすべきと思うのです。やはり来いといっても、なかなか遠かったり、年配の方だったならば、役場というところは来にくいのです、病院にはぱっと行くのですけれども、どうですか、候補の所有者の方に直接行ってお願いをするという手法をとるべきと思いますが、その考えはあるかお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 空き家のほうの調査は、主に現場に直接行きまして、目視で確認をしているわけでございます。市販の住宅地図等々合わせながら1件ずつ当たってまいります。そこで、これはというふうにつけた物件を今度は、所有者を確認を次はしなければなりません。これはまたなかなか難儀でございます、所有者様に行きつかない、行きつけないというようなケースもあるわけでございます。それから、ご案内の通知を申し上げて、私どもに電話なり、お手紙なり、人伝りの反応をいただいた方に対して、こちらから積極的に電話攻勢なりなんな

りをそこで初めてコンタクトをとれるというような状況でございます。

したがいまして、同じ方に反応がないからといって同じ手紙を出すというのも時々には考えますし、あとはやはり反応をいただいた方には何とかということで粘り強く交渉のほうをお願いするというので今のところは対応している状況でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 空き家バンクのほうについては、もう1件だけ、担当課が違うかもしれませんが、やはり都会で住みなれた人とか、今水洗の水回り、水洗便所等を使っている方が旧式のトイレだと、なかなか借りられないと。空き家バンクに登録する物件に関しては、リフォーム、今上限30万円、きのうも1番議員が言っていましたが、30万円だとなかなかいいものには仕上がらないような、借り手がつくようなリフォームにはならないと思うのですが、空き家バンクに登録する物件に関しては、30万円以上でもいいような制度を考える予定はないか、考えてみてほしいなど、その辺の担当課は違うかもしれませんが、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員からも一般質問でご提言をいただきました。町長も先ほど答弁をさせていただいておりますけれども、1つは、国のほうで定めております空き家対策計画というものを策定するというを新年度、私どもも何とか取り組みたいと思っております。その計画を定めることによりまして、そういった国の支援を受けることができるような制度もあるというふうに私どももくろんでおりますので、ぜひその計画を何とか策定を着手して、策定をしましたならば、そういったご支援を申し上げるような制度、今の町の補助にさらに上乘せをするような制度、そういったものを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） よろしくお願いいいたします。

それでは、部活動指導員のほうに移りたいと思います。まず初めに、この制度ですけれども、これは町で県に要望して、それから県のほうに派遣になるというような事業でしょうか、まずそこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 指導員の制度化につきましては、先ほど教育長のほうからご答弁させ

ていただいたとおりになります。ご質問の流れですけれども、今現在やっておりますのは、県のほうで各市町村に募集をかけて、市町村からは、各学校さんのほうに指導員さんが要ですかというところで要望をいただいて、それを県に伝えて、その予算の範囲内で配置をいただくといった流れになっております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） まずそこを確認いたしましてから、二、三の質問をしたいと思います。

今こうして見ますと、中学校の部活動に教員以外の有志の方が無報酬で外部指導員と呼ばれておりますが、それらの方たちは何名ぐらい指導に協力してくれているか把握しているでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

実は、この部活動指導員に関する調査にあわせて、今の外部指導者、俗に言うコーチと言われている方ですが、その調査もあわせて行っております。回答がありました3校のうち2校の内容としましては、種目で6種目、11人のコーチがいるということで回答をいただいております。

あとは、その内容を見ますと、現役世代の方と退職された方に分かれておりまして、11人のうち3人が退職されている方というふうな状況となっております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） この方たちのおかげで教員の方もかなり助かっているのかなと、強力なパートナーだと思っておりますが、この部活動指導員になるには、県に登録して諸条件をクリアして初めて採用になると思われるのですが、今コーチと言われましたが、この人たちに働きかけて部活動指導員になってみてはどうですかということを行う気はないか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 指導員を任用するといった仮定でのお話になるとは思いますけれども、まず最初の答弁にもありましたが、この指導員になるためには、当然指導するスポーツの専門的な知識等が必要になってくるほかに学校教育に関する十分な理解をいただいている方ということになりますので、ちょっと普通にただ教えるだけでは難しいのかなというのがございます。

あとは、コーチの皆さんからは、いろいろご協力いただいて、先生方も助かっているものと思っておりますが、もしこの指導員さんが実現をしますと、目的にもあります先生方の負担軽減、具体的には指導に係る付き添っている分の時間を節約して生徒との面談時間を確保するとか、あ

とは自分がしたことがないスポーツを教えなければならないという心理的な負担の軽減にもつながるといふふうにされております。あとは、学校のほうで必要かどうかということ、各学校で部の部員数といいますか、部の構成なり、人数が違ってまいりますので、現在学校さんのほうとも新年度に向けた調査を行っているところということでご理解いただければと思います。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） なかなか難しいこととは思いますが、ぜひ町のほうから要望を出していただいて、指導員を確保してもらいたいなと思っております。

今答弁のほうにありました最後に質問したのですが、5中学校で7種目に新人大会は参加したと。これ多分1校だけでは無理な種目もあったと思うのですが、連合で出た競技は何種目あったかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） ご質問の昨年の新人大会における連合軍の状況でございますけれども、競技種目でいいますと、2種目になっております。軟式野球競技が岩泉、小川、小本の3校の連合でやっと1チームができたという状況です。もう一つが小本中学校のソフトテニスと田老一中との連合ということで、この2チームといいますか、2種目で連合軍が組まれているという状況になっております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） こうしていざ聞いてみると、ショックを受けるわけですが、新人大会同様で新年度もその体制でいくようですが、今の小学の児童を数えていけば、今後中学の生徒数は把握できるのですが、ここ数年はこの種目でいけそうですか、ちょっと突然で済みませんが、大丈夫ですか、済みません。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 大変申しわけありません。先ほどの種目のほう、ソフトテニスと申し上げました。ちょっと段間違いでバレーボールの間違いでしたので、訂正をお願いしたいと思います。

新入生の関係については、今スポーツ離れがちょっと進んでいるというふうな状況もあって、各学校さんともできるだけ教育上もスポーツを通じて成長させてあげたいという先生方の思いもあるのですが、できるだけ運動部に入ってもらえるような活動を展開していくというふうに関

いておりますし、あと各学校で入部された人数によってどのように部を編成していったらいいかという検討も既に始まっているというふうに伺っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 今最後になりますが、非常に興味深いことを答弁されまして、スポーツ離れが始まっていると。そういう観点からもこの部活動指導員をどうにか依頼をしまして、岩泉町でも全国に行けるスポーツがあるのだということを知らしめてもらえればと思っています。これは要望ですので、今後よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

次に、9番、菊地弘巳君。

〔9番 菊地弘巳君登壇〕

○9番（菊地弘巳君） 9番、菊地弘巳です。通告に基づきまして一般質問を行います。

中居町長になられて1年が過ぎ、2度目の予算案が示されました。2度の災害からの復旧、復興は、最重要であります。復興後を見据えた町政運営について伺います。大災害後全国からのボランティアや自衛隊、近隣の消防隊、水道事業関係者等の皆様のおかげで岩泉町の復旧、復興が進んでおります。そして、義援金や寄附金など、全国から寄せられた温かい思いに被災された町民は、どんなにか救われたことでしょうか。今なお全国の市町村から職員の応援や工事関係者、建築関係者の方々に岩泉町の復興のため頑張ってもらっていることに感謝申し上げます。

さて、復旧関係工事の完了は5年と言われております。町工事、県工事は、31年度がピークであり、町内全域で工事車両が大変多く働いております。しかし、災害復旧後における状況は、非常に厳しいものになると誰もが想像しております。人口減少や雇用の場の確保、少子高齢化は、全国的現象であるとはいえ、本町においても最重要課題であります。さきの新聞報道によると、2017年の岩泉町の社会減は94人とありました。工事関係者による経済効果も縮小すると予想され、空き家の需要も減少すると思います。人口減少に歯どめがかかりません。思い切った対策が必要と思いますが、町長の見解を伺います。

本町においては、多くの交流人口があります。友好都市である昭島市を初め、大震災や台風災害における善意の支援者、復興工事関係者の来町者やふるさと納税者などとの交流があります。

これらのつながりを今後も継続発展させていくべきです。町長の見解を伺います。

また、現在本町のために大変活躍している岩泉地域づくり支援協議会や地域おこし協力隊との連携を強化し、一層推進していくべきと思いますが、今後の取り組みについて伺います。

次に、閉校後の学校の利用についてです。平成28年台風第10号における教訓は、避難する時間が非常に短かったことです。地区の中心地である支所や生活改善センターまでは避難できない方が多かったのです。緊急の場合は、近くの避難所が必要です。そこで各地域にある学校二才証言の防災設備を備えて利用すべきと考えます。学校は、地域の中心にあり、皆さんの憩いの場であり、平常時は、運動や地域の文化の伝承、健康老人になるための活動場所として利用すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 9番、菊地弘巳議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、災害復興後の町政運営についてでございますが、人口減少は、全国的な課題であり、本町におきましても取り組まなければならない最重要課題であると認識をしております。国におきましては、まち・ひと・しごと創生法を制定し、急速な少子高齢化の進展に的確に対応して人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を防ぎ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会の創生に国を挙げて取り組む考えを記しております。

本町におきましても、平成27年度に岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策に取り組んでいるところであります。これまでの定住化などを推進するための施策として定住促進住宅や子育て支援住宅の建築、定住促進のための宅地の分譲などを行ってまいりました。

新年度におきましては、地域おこし協力隊員を新たに17人委嘱すべく、現在首都圏等において募集を進めているところであります。今後出入国管理及び難民認定法の改正による外国人労働者の増加も見込まれることから、空き家バンク等を活用した空き家のストックも確保し、定住化の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

昭和35年のピークから減り続けている人口減少に対しましては、これまでの既存の枠にとらわれない思い切った施策の展開が必要であると考えておりますので、全国の優良事例等を参考にし

ながら取り組んでまいりたいと考えております。

交流人口につきましては、平成26年に友好都市協定を締結いたしました昭島市を初め、徐々に拡大してきているものと認識をしておりますが、今後におきましても、ふるさと納税者や災害ボランティアの皆様など、さまざまなご縁があって来町された方々とのつながりを拡大させるために、ふるさと住民票などの制度設計につきましても調査研究をしてみたいと考えております。

岩泉町地域づくり支援協議会、いわゆる復興支援員制度につきましては、東日本大震災からの復興に伴う活動を推進するため、震災復興特別交付税を活用し、配置をしておりますが、最長でも平成32年度には復興支援員制度が終了することとなっておりますので、個別の面談などを通じて本町での活動の継続をお願いしているところであります。今後は、地域おこし協力隊の制度を最大限活用し、外部からの人材を一人でも多く呼び込む施策に力を入れるとともに、企業や定住を支援し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、閉校後の学校の利活用についてであります。町ではさきの台風豪雨災害を教訓といたしまして、平成29年度に岩泉町地域防災計画の大幅な見直しを行ったところであります。この見直しでは、災害による孤立化を防ぐため、町内の小中学校等を中心に44カ所の避難所を追加指定し、52カ所としたところでございます。町内の小中学校につきましては、閉校をして学校も含め、避難所の指定に伴い、今年度中には、主に食糧品などの配備を予定しております。

さらに、新年度におきましては、小中学校等の施設を優先し、停電時を想定した自家用発電機や投光器等を計画的に配備してまいりたいと考えております。

また、これらの備蓄計画とあわせ、各地区自主防災組織などと連携をし、地域住民がみずから避難所の開設及び運営を行っていただく体制づくりも進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、閉校した学校の平常時の利活用や今後の利活用につきましては、有効な活用が図られるよう継続して検討をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 9番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○9番（菊地弘巳君） それでは、午前中から同僚議員が質問したおりましたが、大分重なっている部分がありますので、それは省略しながら簡潔に質問したいと思います。

まず、人口減少についてであります。これは平成20年の日本の人口が1億2,800万人ということで、全国的に減少しまして、約200万人が減少したということでもあります。当町においても同じ



く約2,000人ぐらい減っているという資料が出ております。それで今後のあと20年後、平成40年には大体5,000人から5,700人ぐらいになるというような予測が出ております。これにならないように一生懸命今町当局ではやっていると思います。

そこでついこの間、新聞を見ていましたならば、出てきた言葉が関係人口という言葉が出てきます。町当局ではご存じだろうとは思いますが、私にとりましては新しい言葉でありまして、この関係人口とは、地域に対して、移住するまでではなくて、地域に対して交流や観光人口より深くかかわり、定住人口より浅いかかわりを持つ人々ということで、要するに岩泉のために何かボランティアとか行事があるとか、そういうようなときには、都会の人が登録してきて、協力すると。そして2泊なり、3泊なり泊まっていくと、そういうようなことをやるというような事業のようです。そして、総務省でもこれに対しては、2,500万円ぐらいの予算をつけるという新聞報道がありました。当町では、恐らくこれが先ほどのふるさと住民という登録かと感じましたが、そのとおりですか。今後は、それで進める予定があれば、どのようにしてやっていくのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今の議員のご提言のとおりの関係人口のことでございますけれども、先ごろ示されました国の創生総合戦略、まち・ひと・しごとの中でもそういった関係人口の増加、そういったものが示されております。これは、やはり人口そのものが数がもう減っているわけがございますから、これはとめられないと。奪い合いになっても、それもどうかということなので、とにかくに人の動きを活発にしながらいろんな関係をつくって交流をしていくということになるかと思っておりますが、私どもといたしましても、以前から議会のほうからのご提言をいただいております。その一つが先ほどのふるさと住民ということの考え方になるかと思っております。私どもといたしましても、いわゆる何らかのご縁があって岩泉町とおつき合いをいただいている方々に対しまして、いろんな私どものほうからもアプローチを図って、岩泉町のふるさと住民、岩泉町をふるさとにさせていただく考えのもとでの住民ということに何とかなっただいて、そして事あるごとに来町をいただいたり、あるいは私どものイベントに参加をしていただいたり、来て泊まって癒やさせていただいたり、食べていただいたり飲んでいただいたりということで何とか交流を深めていけないかということは今模索しているのは、そのとおりでございます。

そして私どものほうからそれをするためには、いろいろ情報のほうをお示しをしたり、イベントをお伝えしたりというようなことを何とかスムーズにできないかということで考えているものでございます。

○議長（加藤久民君） 9番、どうぞ。

○9番（菊地弘巳君） 実は、これは恐らくこのことだと思ったのですが、2月26日にテレビ放送がありまして、そこで野田村が出ていました。野田村のこれは握手会という名前だったと思うのですが、ボランティアの学生さんとか、1回来たことがある方々がリピーターとして100人ぐらい来て、民泊で二、三泊して交流を深めながらやっていると。帰っていくときには、もう本当に涙を流しながら、握手をしながら帰っていくという、こういう方々が恐らくまた来て、もしかすればもう定住化するのではないかというふうな感じを持っていましたので、これは参考までにお話ししておきます。

それから、あと一つ、人口減少につきましては、実は、我が地域のほうで、小川地区だったのですが、2月になりましてから、非常に葬祭が多くて、とてもとてもあと10年後を見据えた集落ができるのかどうかというふうなことを真剣に感じました。また、高齢の方々からもそういうような話をされまして、非常に心が痛みましたが、あと20年後に5,000人になるというようなことが、とてもとてもそれで済むのかなど。新聞報道によりまして、もうこのごろは全国の問題でしたけれども、消えた集落が190あったというようなことも載っていましたので、そういうことにならないように、岩泉も取り組まなければいけないなと思っています。

それでひとつ、ひとり暮らし高齢者とか、そういう除雪もできないとか、冬になかなか生活するのも大変だというような方々がいっぱい出てくるような気がしています。ですから、そういう方々には、昔からよくあったコンパクトシティといいますが、冬場だけの集団生活、どこかに場所をつくって集団生活するというようなことも考えていかなければならないのではないかと思います。ですが、これについては、政策課長、どのように思っているかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまの議員のご提言につきましては、古くて新しい問題ということで時々には議会のほうでも問題提起をされている事柄だというふうに認識をしております。本町の高齢者生活福祉センターどんぐり苑は、まさにそれを意図した施設であるわけでございまして、居住部門を10部屋整備をしたものでございますけれども、これを各地区にというようなこ

とも古くて新しい問題かなというふうに認識はしております。これの今まで実現をしてこなかった理由の背景としては、いずれお年寄りがなかなか住みなれた家からは出ないという現実もありますよというようなことも広く言われてまいりました。したがって、これからまたそのころのお気持ちとは変化も出てきているのかどうか、その辺も含めまして、いろいろ地域振興協議会のほうの皆様ともご意見もまた聞きながら、それについては考えてみたいと思います。

○議長（加藤久民君） 9番、どうぞ。

○9番（菊地弘巳君） 次に、これも新聞報道でございますけれども、中小企業の廃業が多くなっていると。非常に岩手とか地方には深刻な問題であるというようになっています。当然仕事なくなれば、若者は都会とか、そういうところに出ていってしまうというようなことで大変これも心配な出来事だと思っています。災害の工事が終わったときに、果たしてどのぐらいの仕事量があるのかなというようなことが心配されていますが、これらについてはどのような考えを持っていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまのご提言も確かに私どものほうも徐々に認識を深めていかなければならない問題だというふうには認識をしております。いずれにいたしましても、今は人がどちらかといえば足りていないという状況の中、そういったこともだんだんには心配をするということになろうかと思いますが、一つは、今議会でも問題提起をされております、いわゆる担い手の対策、それから事業継承の問題、その辺のところにも集約をされてくる部分もあろうかと思っておりますので、十分にその辺も意識しながら後継者問題、これも情報収集に努めながらよいマッチングの方法を考えて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 9番、どうぞ。

○9番（菊地弘巳君） それでは次に、ちょっと学校の閉校についてちょっとお伺いしますが、中沢小学校の例を申し上げましてお話ししたいと思います。中沢小学校は、非常に新しく、そして平家であって、ガラスが多くて温かい、廊下も広いというようなことで、地域としても大変ありがたく使わせてもらっています。閉校して1年と10カ月ぐらいになりますか、非常に大人が使うにはいい学校だと、大人の学校にして使うというようなことで、今春と秋には、学校の奉仕作業というようなことで、今までと同じように学校の草取りをしながら学校の掃除をしながら、ガラス拭きをしながら、そしてその後みんなで一緒にわいわい騒ぎながら交流を深めていると。そ

のほかにも大人の方々、子供も含めて楽器演奏の練習とか、それからこの前の秋には演芸会も開きました。大変皆さん喜んでいました。そして、敬老会もやっているし、それから月に1回ぐらいの平均で集まりを持って交流を深めながら食事会をしたりしています。それから、盛岡の米内の民生委員、そこの方々とも交流をしながらお互いに楽しんでいます。

要するにこういうようなところを絶対各地区には必要なのかなと思って、そしてそのときには、高齢者の方ですから、当然歩くのも大変ですし、運動もなかなかしたことがないのですが、そこで1時間ぐらい運動をして大変喜んでいて、保健師の方々に来てもらって。そういうようなこともあって、だんだんに参加者もふえてきているので、絶対こういうような施設は必要なのかなと思っていますので、検討中というようなことがありましたので、そういう感じに使わせてもらえればありがたいと思いますが、何かお話がありましたら、今後の検討についてお伺いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今議会におきましても遊休財産、特に学校施設なんかの利活用に つきましては、さまざま問題提起をいただいております。その中で、当然その有効な利活用を前提としながらも、いろいろ地域住民の皆様、それから私ども行政との間で、まずそういった利活用の実態があるかどうかということも当然踏まえるということになっておりまして、そういうふうなご答弁を申し上げたつもりでございます。

したがって、そういった活用があるのであれば、当然それを維持発展、継続をする必要性も考慮しなければならない。そして、全くと申しますが、活用の予定のないような施設については、積極的に別な利活用の方法を考えるというような進め方で今後取り組んでまいりたいということでございます。

○議長（加藤久民君） 9番、どうぞ。

○9番（菊地弘巳君） ありがとうございます。終わります。

○議長（加藤久民君） ここで午後3時15分まで休憩します。

休憩（午後 3時03分）

---

再開（午後 3時15分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き一般質問を再開します。

13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

[13番 野館泰喜君登壇]

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして、町長の施政方針に関連して一般質問を行います。

中居町長は、就任以来一貫して町民第一主義を掲げ、一日も早い復旧を目指してこられました。その復旧事業も平成31年度が山場を迎えます。事業の進捗を注視しながら町民目線に沿って、漏れや遅滞のチェックを間断なく遂行しなければなりません。その中にありながら新年度予算には、町民生活に留意し、新規事業17本を計上しております。復旧、復興第一の思いとともに、日々の暮らしに目を向ける、その意識に対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。その中で復旧、復興後の本町を考えると、最も留意しなければならないと思われる「力強い産業が高い価値を生む『豊かな森林（もり）』づくり」について質問します。

1次産業の振興の中で農地の集積に言及しておられます。これまでの農地中間管理機構の事業を中心とした集積につきましては、順次積極的な展開を望むところであります。一方で、その事業になじまない遊休地の増加も見逃すことができません。超高齢化の進展とともに、農業離れも進行しています。この対策も急務ではないかと考えます。

そこで先ごろの全員協議会で示された新たな森林経営管理制度にあるような意向調査を農地にも実施していただけないのでしょうか。本町における農地経営管理制度の取り組みであります。森林経営管理制度で評価できるのは、面積要件がないということであります。農地においても、その条件のもとに意向調査を実施すれば、委託希望はかなりの面積になるものと予想されます。点在する狭小地をいかに有効活用するかという問題はあると思いますが、少なくとも多くの町民に安心を担保することができます。幸い岩泉農業振興公社の位置づけも厳しい経営環境にありながらも支援していくと明言しておられます。その農業振興公社と町が一体となって本町の農業を牽引していくことを願っております。この農地経営管理制度の取り組みについて町長の所見を伺います。

次に、本町における林業振興について伺います。森林の価値の最大化を考えると、どうしても貯木場構想の再燃を期待するものであります。特定財源としての森林環境譲与税から新たな森林経営管理制度の取り組みがスタートします。これによって入り口の整備が進むであろうこと

は、容易に推測できますが、出口の言及がありません。入りと出のバランスがとれて初めて林業の活性化が実現します。

復旧、復興後の本町における林業振興は、極めて比重の大きなものであることは、衆目の一致するところであります。6次産業化という言葉は、農業だけにあるものではありません。価値の最大化を語る際に、貯木場の整備は欠くことのできない事業ではないでしょうか。スタート直前までいきながら、災害に流されたこの事業にもう一度命を吹き込むつもりはありませんか。町長のご見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野館泰喜議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、農地経営管理制度の取り組みについてであります。議員ご質問の農地の意向調査につきましては、平成24年からスタートをしている人・農地プランの計画策定の中で実施した経緯がございます。この意向調査は、人を中心とした調査であり、農業者が地域農業をどのように考えるかという観点で整理をしているため、1筆ごとの調査とはなっていない状況にあります。

人・農地プランは、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる計画であります。国は平成31年度から人・農地プランの実質化を進めるための農業経営基盤強化法など関連法案を今国会に上程をし、ただいま審議中であります。この人・農地プランの実質化を図る背景には、平成26年から事業開始している農地中間管理事業をさらに加速させ、地域の機運の醸成、農地の集積、集約化の推進などの課題の解決を目的としているものであります。

町といたしましても、この人・農地プランの実質化に向けた取り組みにより、農地の意向調査を進めることとしております。具体的には、地区ごとにおおむね5年から10年後の農地利用について調査、把握、地図化しながら将来ビジョンについて話し合い、中心経営体の集約的農地利用を促すよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、法案の改正に当たっては、実質化に向け、農業委員会の役割を明確化される予定であります。農業委員や農地利用最適化推進委員の活動として、農地所有者の利用意向調査も行われることとされておりますので、各委員と連携を密にしながら地域ごとに中心経営体への農地集積を進め、農地の効率的かつ持続的な利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、貯木場構想についてでございますが、議員ご案内のとおり計画の準備段階でありました地域木材流通拠点事業は、さきの台風豪雨災害により先送りを余儀なくされております。本事業の狙いは、豊富で多様性のある広葉樹資源を初め森林資源の価値の最大化による森林所有者、林業関係事業者などの所得の向上にあります。森林から生産された原木を集積し、用途ごとに選別した後、製材、乾燥、加工、貯蔵を含め、町産材の流通拠点を目指した事業計画であります。

しかしながら、多額の事業費と広い敷地面積を必要とするなどの課題も多く、またさきの台風豪雨災害もあったことから、計画を据え置かざるを得ない状況にもありますが、必要とされる施設については、新たに計画していく必要があると考えております。

森林から生産された原木の集積と選別を行う貯木場、製材品の貯蔵施設については、遊休施設の利活用を視野に入れた検討を行い、また製材、乾燥、加工設備については、町内事業者などの設備機器の導入への支援を検討するなど、最小限の経費で最大の効果を生み出せるよう、これまで以上に関係者などと連携を図りながら事業の組み立てを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いを申し上げますと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問ございませんか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ご答弁ありがとうございます。まず初めに、現在の町内の全体農地にかかわる遊休地あるいは耕作放棄地の比率というのは出ていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農地の耕作放棄地の状況でございますが、こちらにつきましては、傾向としては徐々に増加傾向にあるということで、全体の面積的には放牧地等も含めた中で面積の比率で見ますと、約1割満たない弱ではあるのかなというふうに思っております。完全な耕作放棄ではなくて、管理的にまだ十分でないようなところも含めましての内容かなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 答弁の中で平成31年度から人・農地プランの実質化を進めるための農業経営基盤強化法というのが今国会で審議されているということですが、これの骨子については、ご紹介いただけるものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

この経営基盤強化促進法の内容につきましては、農地の面あるいは人の育成の面で国で一番重要とされている法律でございます。例えば認定農業者の関係もそうですし、あとは制度資金の関係とかも、これに全て絡んでくるものでございます。その中で国では、人・農地プランということで24年に制度を位置づけまして、人・農地をマッチングさせる中での地域の計画をつくっていくという形で制度を改正しながらやってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 往々にして国の制度がスケールが大き過ぎて、どうも中山間地の実情に合わないという傾向が見られるわけです。それで、今回私が質問したい一番の肝心なところは、そういうところから漏れるところ、実はちょっと調べてみたら、現在の本町の世帯数が4,456世帯です。そして、私自身は驚くなかれですが、65歳以上の一人世帯が、そのうちの1,031世帯あります。これは比率にして23%、つまり4世帯に1世帯は65歳以上の一人世帯ということになります。このことは、かつて家族のために家の裏の畑で野菜をつくっていたと、これが1人になったならば、買ったほうが安いよということで、想像以上に耕作放棄地化というのは、人口減少あるいは高齢化の推移以上に進んでいるものという認識をまず持つべきではないでしょうか。

したがって、農地の中間管理事業にそぐわない部分、あくまでも農地中間管理事業というのは、貸し手と借り手のマッチングが条件になってきます。そうすると、当然面積要件がそこに出てきます。それを超越した岩泉で今こそ必要だという部分の研究、組み立てをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員のご提言のとおり、今後の農地の状況につきましては、かなり厳しい状況もございますし、それを踏まえて当局のほうでもいろいろと検討は、施策に移らせるための検討はしてございます。あわせて国の方では、今回の農地プランの実質化につきまして、中山間地域を配慮した制度改正になってございます。その集積等の優遇的な部分でかなり緩和される予定でございますので、そちらのほうの内容も注視しながら取り組んでいきたいと思っております。

いずれ農地のほうの関係につきましては、今中心経営体として、主にやはり畜産農家の方が集約を目指しながら現状取り組んでいる状況でございますが、集約はまだまだ進んでいない状況に



ございますので、まずこの取り組みを本格的に加速させながら中心経営体の皆さんの利便性を向上していくことはまず第一かなというふうに捉えられておりますし、さらにそれでも利用が厳しい農地が実際に生じてくるだろうなと思っております。それにつきましても地域の皆さんと話し合いながら、町の仕組みが本当に必要であれば、それなりに制度化してまいりたいと思っておりますけれども、まず地域の皆さんと実際に耕作する方、何をつくろうとしていくのかといったビジョンを5年、10年先を見据えて皆さんと意見交換をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 優等生の答弁、ありがとうございます。ただ5年、10年ということが非常に気にかかります。先ほど2番議員が林業振興の中で意向調査も5年ということでした。これはやっぱりかかり過ぎだというふうに私は聞いておりました。2年ぐらいで意向調査をしないと、手は打てないよという思いがあります。したがって、この農地の意向調査についても、その後の2年、ですから、合わせて5年以内で意向調査を確定しないと、その後の計画は立てられないのではなかろうかという思いがしますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご指摘のとおり、調査につきましては、スピード感を持って対応したいなと思っております。農地に関しては、国なり、県のほうで示されるスケジュールもあるかと思っておりますけれども、1年以内には全ての地区の状況を把握しながら実施可能なプランを組んでいくという形になろうかと思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。

次に、林業の関係について、実はきょう7番目の質問でございまして、既にいろいろな情報が入ってきております。その中で伺いしますが、答弁の中で必要とされる施設については、新たに計画していく必要があるという言及があります。それで私も、この前段でかつての計画した地域木材流通拠点事業、これはもうちゅうちょせずに白紙撤回すべきだと思います。そして、今町が考えている持っている材料をもとにどういうふうに組み立てていくか。この答弁にあるような、新たに計画していく必要があるという部分につきまして、ある程度のもくろみがあるかと思っておりますが、その点は、もし披瀝できるのであれば、ご答弁ください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

この新たに計画していく必要がある部分の文言につきましては、従来の計画が規模が大きい計画でございました。今後につきましては、台風災害を受けまして、財政規模等を考えますと、当然規模の縮小というのはやむを得ない事態になるだろうとは思ってございます。ですが、必要なものとして、やはり林業振興する上で、それなりのものは必要と思っておりますので、その部分を新年度におきまして関係する皆さんのご意見をいただきながら皆さんのコンセンサスを得ながら計画づくりのほうをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今最後のほうで関係者と連携をとりながらという言葉いただきました。

これまでも数々多くの連携という話をいただいております。町、それから森林組合、あとは林業関係者、実際に連携のとり方、あるいは会議の持ち方でもいいですが、定期的なもので現在実施がなされているのかどうかはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） こちらの現在の構想の段階の会議、集まりというのは、現在は持っておりませんが、この構想に向けるための会として岩泉のあすの林業をつくる会という、そういう組織を立ち上げてございます。こちらにつきましては、台風被害後も継続して勉強会を毎年数回、年に数回重ねてございます。そういった中で引き続き検討していくということと、もう一つ新たに岩泉フォレストマーケティングという会社が立ち上がってございます。こちらのほうは主に流通のほう役割を担うという会社ではございますけれども、こちらのほうの会社とも連携を深めながら取り組んでいく必要があるだろうと思っておりますので、あとは森林組合さんの関係につきましては、新たな森林管理制度の県で定期的に少し意見交換をさせていただいております。こういった形も今後継続していく必要性もありますので、あらゆる角度からいろいろな場を設けながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 定例化すべきだと思いますが、それから先ほどのあすの岩泉の会、その構成メンバーを教えてくださいたいことと、月に1回とか、定例化すべきだと思いますが、その件について。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉のあすの林業をつくる会の構成メンバーにつきましては、岩泉町も構成メンバーで町長が会長という形でやってございますし、あとは賛同いただいております業者さん、数的にはかなりな会員数で40名を超える会員数だと思っております。常に出席いただいている方も20名を超える方が年4回なり、五、六回の勉強会をしていましたので、そちらのほうには常に出席をいただいております。こういった中で定例的にまちづくりのあり方、林業振興のあり方も含めながら検討、話し合いできればいいのかなというところも今感じてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） きょうの一般質問の中で数度出てきていることが復旧、復興後の本町における産業のあり方、これはもう多分想像であります、町長も頭を痛めているところであろうと察しております。そして、一方で本町は93%が森林であります。そういう背景をもとに復旧、復興後、この森林に格別に力を入れた政策の取り組みをしていかなければならないと思います。きのうの条例補正の特別委員会の中で、町産材利用の議論がありました。この93%が森林、町有林4,000ヘクタール、大川財産区2,000ヘクタールという恐らくほかにはないほどの山の町であります。その町でこの町産材が使われていない、極めて嘆かわしいことだと思ながらきのうの議論を聞いておりました。悲しい災害のためではありますが、今現在は空前の新築ラッシュであります。このときに、実は町の木は使われていないと、これは大きな反省材料ではないでしょうか。この現実をどのように認識しておられるのかご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

厳しいご質問ではございますけれども、災害復旧の関係で今災害公営住宅なり、いろいろ造成地に住宅を建ててございますけれども、こちらでも町産材という形で今使っていただいております。先般の特別委員会では、残念ながら2件の町産材利用という結果でございましたけれども、課題としては、やはり材の乾燥のほうが一番の要因なのかなというふうに私も捉えてございます。そういったことも含めまして、今後の支援制度のあり方と連動している林業施策については、トータルでちょっと考えさせていただきたいなと思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） やっぱり最大の要因は、在庫にあると思います。もうそこに尽きるのだと思いますので、この在庫に関しては、では民間の製材所が抱えられるかという、これはもう現実的には寝かせる在庫でありますので、資金的に無理だと。したがって、やはりこの答弁にもありますように、その部分を現在の民間の製材所に支援するとか、そういった形で全体の岩泉町の林業をこれまでの大きい貯木場構想ではなく、実際に動かせる貯木場構想に切りかえていくべきだと思いますが、最後に町長の所見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） ただいまは具体的な提言もいただきました。我々は、先ほど答弁をいたしました、いわゆるそれぞれの地域の方々から今回の貯木場構想については、役割分担をそれぞれ持ってもらって、合理的な形の中でやっていきたいという答弁であったわけであり、一方では、白紙撤回をして1回リセットをしろと。もう一回町内の森林所有者、そしてまた従事されている方、そして製材業者もあるわけですから、そういう地域で営々と営んでいる方々ともう一回紳士的にもお話をしながら、より効率的で効果的な93%の森林をどのように活用するのか、そういう部分について、今具体的なご提言を賜りましたので、真摯にこれについては、前向きに検討させていただきたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風10号豪雨災害から2年6カ月がたとうとしています。この災害からの復旧、復興は、町政の最大の課題です。町は、負担軽減のため、被災者の国保医療費、介護保険利用料などの減免を進めてきました。被災者の命と健康を守る大きな力となっています。

さて、町民の命と暮らしを守るための課題について質問します。公的医療保険は6つあり、全国民が原則としていずれかに加入します。国民健康保険は、その中の一つで国民皆保険制度を支える重要な柱となっています。また、今年度から県が国保財政に責任を持ち、市町村と共同で運営する制度になりました。そして、国保税は、町民にとって最も身近な切実な問題です。町民の

命と健康、暮らしを守り、国保を持続可能な制度にしていくためにはどうするか。行政と議員、町民が共通認識に立てるよう議論を進めることが大事だと思います。

そこで高額化する国保税の現状について質問します。国保税が高額化する要因は、国保に対する国庫支出の削減と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化にあると思います。全国知事会、全国町村会、全国町村議長会は、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げのために1兆円の公費負担増を政府に要望し続けています。これらの打開策についてどう認識しているのか、町長の所見を伺います。

次に、均等割、平等割の問題について質問します。国保税には、世帯の人数にかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割がありますが、これは国保税にしかない人頭税とも言うべき前近代的なものです。全国自治会なども均等割の見直しを要求しています。均等割、平等割の見直しを進めている市町村も出ています。国に対し見直しを求めるとともに、改善すべきところから改善を図るべきと思いますが、町長の所見を伺います。

最後に、滞納者への対応策について質問します。国保税を払えない方の試算を差し押さえし、短期保険証を発行していますが、私はこのことは、医療を受ける権利を侵害していると思います。こんなことは直ちに改善しなければなりません。国保税の滞納は、町民の暮らしの危機のあらわれです。滋賀県野洲市は、債権管理条例を制定し、滞納は生活状況のシグナル、ようこそ滞納いただきましたという立場で市民生活を壊してまでは回収しない。滞納を市民生活支援のきっかけにするという立場で取り組み、滞納者の実態、課題を把握し、各部署が連携して生活再建を支援し、結果として滞納の解消を図っています。滋賀県野洲市の取り組みに学び、滞納者の支援を進め、対応策のあり方を見直すべきと考えますが、所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、国民健康保険制度の現状についてであります。議員ご指摘のとおり、高齢者の占める割合の増加と医療費の高度化が進むことで医療費が高額化しているものと考えられます。1人当たりの医療費を短期間で効果的に抑制するという打開策につきましては、現状なかなか見出せない状況にあります。町といたしましては、昨年度国民健康保険の医療費分析を行い、策定をい

たしました岩泉町国民健康保険事業計画に基づく特定健康審査等の受診率の向上と糖尿病重度化予防事業、生活習慣病対策などを通じて全町的な健康づくりに危機感を持って取り組んでまいり所存でございます。

全国知事会等の要望の趣旨は、国民健康保険の財政運営主体の都道府県化に向けて国の役割をしっかりと果たすよう求めたものであると、このように伺っているところであり、継続して安定的な国民健康保険の財政運営が図られるよう、岩手県や他自治体と連携をし、引き続きこれらの課題の解決に向けた要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の均等割の見直しについてでございますが、国民健康保険税は、加入者の療養費等を賄うための財源である目的税として、応能、応益の原則に基づいて課税をしているのであります。税の賦課方式には3種類の方式が示されており、この中から市町村が条例において定めるもので、いずれの方式も均等割を含む内容となっております。本町では、所得割、資産割、均等割、平等割で構成する4方式を採用しており、また県内市町村の多くが同方式を採用しているところでもあります。

現段階では、均等割を構成内容とする現行の方式は、制度上から、そして給付と負担の公平という観点からも適切であると考えておりますので、ご理解を賜りたく思います。

なお、国におきましては、地方からの要望を受け、子供に係る均等割の軽減措置の導入について引き続き検討をしていると伺っておりますので、この議論の推移を見きわめながら対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、国民健康保険税の滞納者対策についてでございますが、ご質問の滋賀県野洲市の債権管理条例の内容は、同市が保有する債権のうち強制徴収手続が規定されている債権を除く債権を対象としており、効率的な債権管理体制の整備等の必要性から制定されたものと認識をしているところであります。したがって、国民健康保険税は、国税及び地方税の滞納処分の例によることとされており、この範囲から除かれるものでありますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、短期被保険者証の交付につきましては、負担の公平性や国民健康保険制度の安定的な運営確保の観点から、滞納対策の一環として国民健康保険法が改正されたことに伴うものであり、県内市町村も同様の取り扱いがなされているところであります。短期被保険者証でありましても、病院受診には何ら制限があるものではないこと、また短期交付により、納税相談を中心としたき

め細やかな対応を行っていく趣旨でもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

さきの台風豪雨災害からの一日でも早い復興のため、税収の確保は一層大事なものと認識をしているところであります。また、加入者間の負担の公平を図る観点からも、納税者一人一人の状況に応じた対応を行っているところでもあります。

今後も納税資力や生活状況をしっかりと把握した上で、税法等に照らし合わせながら従前にも増して丁寧な対応をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 優等生の答弁、ありがとうございます。まず平成32年度までに約8,000万円の不足が見込まれる中で、昨日国保税率の引き上げが成立しました。これからも真摯に国保の運営に努めていくこととなりますが、行政と議員と町民が共通の認識に立つことがすごく大事だと思います。それと同時に、町民を守るべきところは、気概を持って守っていくというのはすごく大事なところだと考えております。

まず最初に、質問の中で6つの保険制度が国民皆保険を支えていると申しましたが、その6つの中で一番国保税が高い保険制度はどれだと認識していますかお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 制度的に制度設計が若干各保険とも違うので一概には言えないという前置きを置きまして、いろんな文献によりますと、全国的に、一般的には国保が一番負担感があるのかなという文献資料的にはあると存じております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） そうです。国保税が6つの保険制度の中で一番高いのです。それで、協会けんぽなどには、均等割とか、それから平等割というものがないです。これを均等割とか平等割を取り除けば、国保は大体協会けんぽと同じくらいの金額になります。こういうふうな状態になっています。

こういうふうな中で、議長も加入している全国町村議長会などでも協会けんぽ並みに国保税を引き下げるために国庫負担を1兆円にということで要望をしております。そのところは担当者は理解していましたでしょうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 町長のほうの答弁にもありましたように、1兆円というのは、広域化前の平成26年当時の圏域の単位の国保運営の県知事会との協議の中での委員から出たお話と聞いております。その後、国保制度、圏域化となって1,700億円の公費の負担増というような流れは、そういう流れの中で知事会と国のほうで合意形成をうたって、そういう公費の追加負担、公費の補填が行われているものと思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 全国自治会は、国保の平等割、均等割をなくすることによって協会けんぽ並みに国保税をすることができるということで国に対して引き続き要請しているのです。それで、そのことによって国のほうでも答弁にもありましたけれども、国のほうでもその点について検討を始めると、こういうふうになってきています。

次に、国保税の子供の均等割について、隣の宮古市では平成31年度の新年度予算に、この関係のことについて新しく提案しているのですが、担当者は、これを知っていますか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

盛田税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（盛田正次君） まず冒頭国保を持続可能な制度にしていくためにどうするか、国、県はもとより行政と議員、町民が共通認識に立てるように議論を進めることだと、私も考えを同じくするものでございます。そういった中で今お話がございました隣接市町村で隣接地で子供に係る均等割の免除措置を講じたという報道がされたところでございます。これにつきましては、全国でも異例だという報道がありましたが、この免除措置については是非についてのコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

先ほど町長が答弁を申し上げたとおり、地方では国のほうに子供に係る均等割の軽減措置導入について、平成27年国会等でも議論されておりますが、要望をして。なおかつことしの参議院の冒頭でもそういうふうな質問に対しまして、引き続き検討していくと。今国保制度改革がなされておりますが、最たるものは、県の広域化が平成30年度から始まったということで国でも財政支援を強化しておりまして、いわゆる国保制度の中で3,400億円もの財政支援を行って、財政基盤を大幅に強化しているところでございます。来年度も同じく3,400億円の国費を投入するとしているところでございます。

こういった財政効果、支援効果も確認しながら今後とも地方との協議を引き続き検討していく



と。均等割の軽減措置導入については、引き続き検討していくという答弁がなされております。私たちは、この議論の情報収集に努めるとともに、この議論を慎重に見守るべきと、このように認識をしているところでございますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 宮古市ですが、新年度に提案するのですが、12月定例宮古市議会で、その一般質問の中で国保税の均等割の問題が取り上げられました。その中で市長とのまず討論の中で、均等割というのは赤ん坊がおぎゃーと産まれたときから均等割がかかると。そのことについてどう思いますかという市長に対して質問で、市長もびっくりして、これは何とかしなければならぬ。それで認識が一致したということです。そして市長は、市長が先頭に立って、まず新年度にということで取り組んできて、問題は財源になるわけですが、この財源については、ふるさと寄附金を使って一般会計から財源にしていると。

こういうふうな市民、町民を守るべきところは守るという、こういうふうな立場にも国から見れば優等生ではないかもしれないけれども、町民を守るべきところは守るといふかたい決意を持つ必要があると思うのですが、中居町長は、山本市長の決断についてどういうふうに思いますか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

○町長（中居健一君） おぎゃーと産まれても、すぐ病気にかかる場合もあると思うのです。ですから、それぞれの自治体においてそれぞれが判断をされるということについては、それぞれあるうかと思っておりますので、個々具体の案件については、私もコメントをするつもりはありません。先ほど答弁したとおり、やはり国保の医療費の増嵩に従って今の現行制度の中では、それ相応の被保険者からの負担を求めるということは当然の今の現行制度の中では、それが基本的な考え方なわけでありまして。

ただもう一方では、今回は町議会の皆さんからもご理解を賜りながら今度の税率の改正に当たりましたが、いわゆる今の被災状況に鑑みて、これを満額税に負担を求めるということについては、非常に悩んだわけでありまして、これは引上額の約半分につきましては、町民で支えようと、そういうふうなことで被災者についても岩泉町は、十分配慮をした引き上げにしているつもりでありますので、そういう点についてもぜひ町民の皆さんにも議員のほうからお知らせをいただきながら、町は町なりに、やはり被災者の皆さんの部分についても十分配慮した中で何とかや

りくりをしていきたいのだと、やるのだということについても、ぜひそういうご説明を議員の立場からもお願いをしたいなど。

我々も今本当は台風災害で非常に苦しい中であります。復旧第一優先で今頑張っているわけですが、その貴重な財源をそういう部分に振り分けて、そしてやっぱり被災者の本来であればこのぐらい税率も改正しなければならぬのだけれども、それについては、今の状況の中では非常に厳しいだろうというようなことで当然被災者にも配慮するような形の中で我々も今回悩みに悩みながらこういう対応をしていくということでございますので、その点についてはご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、均等割の問題については、これは先ほども課長がご答弁を申し上げておりますが、これからのやっぱり国の制度改正の中でどのような形になるのかということも踏まえながら岩泉町も対応をしてまいりたいということでもあります。

ですから、他の市町村の例について、今それに即追随してやるというような考えはございませんので、その点についてはご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 国保税のことですが、まず激変緩和を使って平成32年度まで頑張ると。激変緩和が4年残っているわけですが、この間やっぱり32年までと、それからその後の4年間、やっぱり真摯にやっていかなければならないと思います。

その中で知事会などが要求している1兆円の国庫導入、これについても、それこそ政府というか、政府が変われば出すかもしれないと、こういうふうな希望もあるわけですので、やっぱり否定的なことばかり考えないで、夢を持ってやっていくべきだと思います。

次に、滞納者の関係ですが、滋賀県の野洲市の例を出したのですが、岩泉町では短期保険証をまず出していると。連絡をして、個々の状況を聞いているようですが、尋ねることまではやっていないということです。これを何とか尋ねるところまでやれないのか、この点についてお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 済みません、尋ねるという趣旨。

○6番（林崎寛次郎君） 滞納者の訪問、呼び出しはしていると。呼び出しの場合は、本人が来ないときには、どういうふうなことになっているのかわからないと。それから、来ないときは尋ねるところまでやるべきだと……

○議長（加藤久民君） 収納方法ですね。

○6番（林崎竟次郎君） 訪問。

○議長（加藤久民君） 収納のために。

○6番（林崎竟次郎君） そうです。

○議長（加藤久民君） 盛田税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（盛田正次君） この短期被保険者証の交付については、国保法の施行令によって滞納対策の一環として制定されているものでございまして、県内でも同様の取り扱いがなされてございます。そういった中で、この趣旨は答弁にもございますとおり、納税相談もちろんその中心となりますが、保険証交付の町民課も適用関係の担当課も同席をして、いわゆる今後についての納付相談等を進めていく一つの場所となっております。そのために3カ月の短期の期間を定めて交付していると。受診については、何ら制限はないものでございます。したがって、納付相談によっていろいろな野洲市の債権管理条例は、一つはこういった強制徴収、いわゆる上位法で定めている地方税とか国税徴収法に定める強制徴収の規定がないものについて定めたのが野洲市の債権管理条例でございまして、そういった意味では、国保税は、いわゆる国税徴収法なり、地方税の例によって進められるわけですが、こういったことで違いがあるわけです。特に野洲市の債権管理条例には、議員の質問にもありましたとおり、債権支援にもつなげるのだという趣旨もおありなようでございます。そういった意味では、そこでの相談いかんによっては、ご本人さんのご希望もお伺いしながら、そういった方面への橋渡しという役割もなせる場として、非常に有効な場面だというふうに思っています。

それから、交付については、町民課長のほうから。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 短期保険証の関係でございますけれども、基本的に嘱託徴収員をもって税務出納課のほうで訪問という形もあるのですが、基本的には、要するに資産の、悪質な滞納者に対する交付、悪質というかね、そういう基準があつて、それを悪質滞納者と判断して、資格証明書等をやつて、納税相談の機会をたくさん設けるといふことなので、基本的に来ないからお邪魔するということではないということになります。できるだけ納付が、納税が本人の義務ということを大前提に置きまして、それでもつて来ていただくという考え方で取り扱つて、そのときに資格証明書をお渡ししながら納税相談もあわせて行うという趣旨のものでございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 最後になりますけれども、感じたのは、岩泉町の行政にとって全国で言われている一人は万人のために、万人は一人のためにという、その精神にややもすれば乗っかれないようなところもあると感じるのですが、私の感じだけでしょうか、この点について最後に担当者の所感をお伺いします。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、お願いします。

○町長（中居健一君） 万人は一人のために、一人は万人のためということでございますが、私も町政を預らせていただいているわけでありますが、常に町民の皆さんに寄り添った形の中で対応はしていきたいということで、そういう方針の中で、町の職員につきましても、そういう姿勢で町民と接していただきたいというようなことは、常にお話をしておりますし、町民もそのような形の中で対応はしていると思うわけであります。

ですから、今議員がおっしゃったその意味が具体的に何を指して、どこを目指して、何を言いたいのか、ちょっと具体的にお話をしてもらえれば、我々もお答えができるわけでありますが、抽象的な概念の中でそういうお話をされましても、ちょっと私もお答えできない部分がございますので、もしいろんな気になっている部分があったならば、具体的にお示しをしていただければ、我々に反省すべき点があれば、十分反省をしながら、これからも町民の皆さんに寄り添った形の中で対応はさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 私が答弁いたしました内容の中でちょっと不適切というか、ちょっと表現を間違ったところがありましたので、訂正させていただきます。

資格証明書ということをおっしゃっていましたが、短期保険証の間違いでしたので、申しわけございませんでした。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

次に、12番、三田地泰正君。はい、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。時間も大分たっていますが、通告しておりますし

たので、質問させていただきます。本日は、町長並びに教育長に質問させていただきます。

まず初めに、予算編成方針についてお伺いします。計画の最終年度となる新岩泉町まちづくり総合計画に掲げる事業のローリングの結果を踏まえた上で台風災害関連事業、社会保障関連経費の増、過去の大型事業に係る公債費の増加により、多額の一般財源が必要となっておりますが、基幹の農林水産業を初め、産業政策、特に地域政策が物足りないと感じました。地域に若い人が少ない、小さな集落の多くは存亡の危機を迎えます。町には、地域を持続させる責任があります。存亡がかかる新時代の地域をどう持続可能にするのか、今のうちに将来に向けた展開をしないと大変なことになると思います。産業政策と地域政策をバランスよく実行すべきときと考えますが、認識をお伺いします。

次に、防災、減災体制についてお伺いします。復旧、復興再生拠点の整備がスタートするなど、復興、再生に向けた取り組みが本格化してきています。大災害では、行政のみの対応には限界があると痛感していると話されました。復興、再生期間終後の復興のあり方を見据え、目前の諸課題を解決していくとともに、復興のステージの進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応し得る体制が必要と思います。従来では考えられないレベルと場所で発生している近年の自然災害から町民の生命と財産を守るため、高齢、人口減少社会においても活力に満ちたまちづくりを進める中で、官と民が、その垣根を越えて、情報や人材を流動的に行き来させるなどを通じ、体制を構築すべきと思うが、見解をお伺いします。

次に、畜産振興についてお伺いします。町長は、施政方針の中で農家戸数及び棟数とも減少傾向にあることから、次代を築く農家の育成と魅力ある経営基盤づくりに取り組んでまいりますと述べています。現場では、個々の担い手の収益が確保され、次世代へ継承される農業を目指して取り組んでいるが、そのほとんどが家族経営です。この実態がこれからの大きな問題なわけですが、方向として農家戸数、棟数とも減少傾向はとまりません。改めて公営の搾乳牧場建設についてのご見解をお伺いします。

次に、教職員の働き方について教育長にお伺いします。平成の世を振り返り、教育界に与えた出来事として影響が大きかった教員の多忙化問題がかつてないほど注目を浴びています。特に部活動改革、教職員の長時間労働への対策などについて学校現場の実態も含め教育長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えを申し上げます。議員から4点のご質問を賜りましたので、順次答弁をしてみたいと、このように存じます。

まず第1点目の予算編成方針についてでございますが、さきの台風豪雨災害からの復旧、復興事業を最優先の課題として取り組むとともに、あわせて新岩泉町まちづくり総合計画に掲げる事業の推進を図りながら、町民の皆様が復旧、復興を実感できる予算として編成したところであります。東日本大震災時のような手厚い財政支援がない中で、町民の皆様に与える影響を検証した上で限られた基金等を重点的かつ効率的に配分した予算編成としたところであります。

ただいまご指摘を賜りましたが、この8年間の中で、未曾有の大災害の中で非常に厳しい財政状況の中でもできるだけバランスのよい財政運営、そしてまた持続ある財政運営ということで、いろいろ配慮に配慮を重ねながら今回このような予算を編成したわけでありますが、ただいまは大変厳しい産業政策や地域政策のバランスよい事業の遂行につきましては、多少バランスがよくないのではないかという厳しいご指摘も賜りましたが、その点については、まさに私ども率直に議員のご指摘のとおりだと、このように感じておりますので、これから引き続きこのバランスのとれた施策展開に取り組んでまいりたいと、このようにも思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

今日本の総人口は、減少傾向にあり、少子高齢化の中で本町も非常に厳しい局面を迎えておりますが、多様な地域課題克服に挑戦をし、少子化に歯どめをかけることが喫緊の課題でもありますことから、これらの課題解決に向け、効果的で効率的な施策の選択と集中に取り組んでいかなければならないものと、このようにも考えているところであります。被災後の町の現状、そして将来の展望を踏まえ、新年度は新たなまちづくり計画の策定の時期でもありますことから、町民の皆様、そして議員各位のご意見をお聞きしながらご指摘の点につきましては、積極果敢に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたくお願いを申し上げたいと、このように思います。

次に、第2点目の防災、減災体制につきましては、まさに町民の皆様の生命や財産を災害から守ることは、行政に課せられた大きな責務であるという認識のもとに、これまで防災、減災体制の強化に努めてまいりました。今年度は、専任職員を配置した危機管理課を新たに設置し、集中

的な防災情報の収集、早期の避難情報等の発信及び迅速な災害対応を行うための体制の強化を図ってきたところであります。

さきの台風災害を教訓に岩泉町地域防災計画の大幅な見直しを行ったところでありますが、一方で行政と地域住民の緊密な連携及びさらなる地域防災力の向上の必要性も痛感したところであります。このことから、自主防災協議会連携会議の新設、そして地域住民個々の防災力向上を図るために防災士の育成や、その効果を高める防災士連絡協議会の設立など、各種防災、減災の取り組みを進めてまいりました。

さらに、町内事業所の災害時連携も重要でありますので、社会福祉施設と近隣企業との応援協定締結にも積極的に支援をしてきたところであります。このほか、災害時の緊急対策業務など係る協定につきまして、民間事業者や他自治体と合わせて12件の協定を締結したところでありますが、今後も継続して協力体制の構築、充実強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、これらの情報発信につきましては、自主防災協議会連携会議等を通じ、町の防災、減災施策の周知や地域防災の課題等、引き続き地域と意見交換できる場を積極的に設けるとともに、他の防災関係機関等につきましても、防災会議等を通じて情報交換を行い、顔の見える体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第3点目の畜産振興、特に公営の搾乳牧場の整備事業についてであります。同事業は、平成28年に搾乳牛300頭規模の中核牧場整備のための準備を進めてきたところでありますが、20億円を超える多額の財源を要する事業であったことから、この台風災害により、復旧、復興事業を優先する必要があると判断をし、この計画の策定につきましては、見送ってきたところであります。

搾乳牛の中核牧場の整備につきましては、財源の確保が大きな課題であり、計画の準備段階で課題となっておりました中核牧場が持つ機能が、個々の酪農家への振興に結びつくのか。また、多額の費用の投入による費用対効果が十分発揮されるのか、いま一度原点に立ち返って整理しなければならないものと考えております。

町といたしましては、酪農を取り巻く情勢の変化に耐え得る基盤強化の支援、さらには後継者の確保や新規参入を含めた担い手対策が大変重要であるという認識は変わりありませんので、次期まちづくり総合計画におきまして、将来の財政状況も見きわめながら包括的な酪農振興策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

4点目の質問事項につきましては、教育長から答弁を申し上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 三田地泰正議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のありました教職員の働き方につきましては、全国的な喫緊の課題と認識をしているところでありまして、平成29年の国による緊急対策を受け、岩手県でも昨年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、教職員の事務作業の一部をかわって行うスクールサポートスタッフや部活動指導員の配置等により、教職員の働き方改革に取り組んできているところでございます。

町内小中学校における勤務実態につきましては、昨年12月の状況では、教職員1人当たりの月平均時間外勤務が37時間という時間結果が出ておりまして、このことから本町においても県と同様の取り組みが必要と考えております。

当町では、従前から県費負担事務職員未配置の学校へ事務職員の配置また特別支援教育での支援員を独自に配置するなどしまして、教職員の負担軽減を図ってきたところでございますが、今後このほかにも長期休業時における学校閉庁日の設定のほか、教職員と連携をして、学校業務の見直しなどを行ってまいりたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、町の将来を担う人材を育成するため、教職員が授業等に集中し、健康で子供たち一人一人に向き合うことができるよう県の動き等と連動しながら取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 12番、再質問ございませんか。はい、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 今般の予算編成は、言うまでもなく、台風10号による復旧、復興に重点を置かれたというふうになりに評価をしております。その中で、いわゆる町長の所信表明の中で、実は何年ぶりで気になった文字がありまして、実はローリングという言葉です。これは、行政にとって非常に、私も前にこの言葉に肩透かしを食ったような感じがしたのですが、非常に行政としては使い勝手のよい言葉だなと思っておりますが、そこで予算なり、政策を進める時に、全員協議会なり、あるいは各課長等が議会と具体的に、この事業の中身について協議をしたり、



すり合わせしてまちづくりの方向性なるものを今までも出してきたわけです。そこで今回、そのローリングということなのですが、しからばまちづくり計画の中で、あるいは総合計画の中で今回ローリングした大きな事業というか、それはどういうものが何カ所、何件ぐらいあるのか。大きな項目でよろしいですが、お伝えを願いたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） まちづくり総合計画の実施につきましては、毎年度町内におきまして対象事業のヒアリングを行いまして、今議員ご指摘のローリングということで、少し待っていただいたり、緊急にやらなければならない事業を優先したりしながら、町の財政部分とも兼ね合いを図りながら進捗を図っているわけでございます。今の議員の質問につきましては、今回の新まちづくり総合計画のローリングの中で、今のところ未実施としております大きい事業ということでございますれば、例えば小川地区の複合施設がございましたし、それから大川の七滝の吊り橋でありますとか、あるいは搾乳、先ほど来話題になっております搾乳牧場の整備事業、さらには短角牛のキャトルセンター事業、それから町道外山川崎線の開設の事業というようなものが、今のところは未実施というふうになっている状況でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） いわゆる産業政策とうたったのですが、字のとおりなりわいを生む仕事なわけです。また一方では、私は地域政策というのは、地域の活力が生み出されるような生きがい対策の政策があればいいかなというふうな感じで思えて質問したわけではありますが、今ご案内のように、町道を初め復興、復旧のダンプが行き交っているような状態で、そうはいつでも、先ほど来から話があるように、時間と年は待つてはいないわけで、やはり先々5年とか10年でなく、もう今から次の手をバランスよく政策的に論じなければならないという思いは、我々議会の方々も理解をした中で質問をしていると思うのですが、その中で各地区に、いわゆるマスタープランなるものがあって、そして地域の活性化の事業をするということで、このマスタープランの事業なるものがあるのですが、なかなかこれが復旧、復興が、やっぱり完成しない、進行しない中で見える化をしていないというふうなのが実感なわけで、このマスタープランは、具体的にことしはどのような地区でどういうスタイルでもって地域振興を図っていくのか、この点についてまず伺います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

マスタープランということで農業のほうのマスタープランということで私のほうからご答弁させていただきます。このマスタープランにつきましては、先ほどのご質問ありましたけれども、農業経営基盤促進法に関する事業で人・農地プラン、通称人・農地プランということで位置づけられているものでございます。台風の被災後、そのマスタープラン、人・農地プランの見直し等、随時図っていくということで地域の皆さんと座談会をしながら見直し等を行っていくということでございましたけれども、今度実質化という新たな文言が追加されましたので、この新たな制度の見込みの内容を熟知しながら精度の高い取り組みにしていきたいと思いますというふうにご考えてございます。現状については、そういう状況で今進めてございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 次に、先ほど来から同僚議員からの質問があったのですが、今集落を見渡すときに、不耕作といいますか、遊休農地が散見されるわけです。それで前は、今の年齢的に70歳前後の方以上の年の方々は、ほとんどの農家に家畜が三、四頭いて、そして勤めながら牛を飼って、そしてそれなりに農地の管理をされていたのですが、こうして見るに、不耕作なり、遊休農地が発生しているのは、やっぱり家畜がいなくなった地区がまず先に目につくなというふうな感じを受けています。そこで農地中間管理機構の話もあったのですが、これは貸し手と受け手のほうの関係でマッチングさせる事業なわけですが、岩泉町は大体この事業は、積極的に取り組んでいるなど私は思って、今残っているところは、いわゆる傾斜地なり、面積が狭かったり、いわゆる使い勝手が悪い農地が残っているわけ。そこである集落に行ったときに、70代の方々がいて、昔はここでも和牛なり飼っていて、柵をめぐらせて放牧しながら牛を飼ったと。今は、まだ働けるのだが、何もやることのないようなことで非常にエネルギーを余しているような話をしていたのですが、そこで私は遊休農地の解消と、いわゆる高齢者の方々の生きがい対策として、できれば農業公社あたりがその事業を進めることで、いわゆる草刈りかまのかわりをしてもらうヤギなり羊なりをあそこに電牧か何かで放して、そして眺めただけでも日が暮れるのではないかなと、そういう老人の方々もいたので、これはこれからもしできるのであれば、ひとつ考えてもらいたい事業だなというふうに思っております。

そのことによって、いわゆる集落の高齢化の方々の生きがいにつながればいいかな、あるいはまた動物園のような感覚で若者から子供からお年寄りまでが日中そこを眺めて、そして大した設

備も要らないわけで、雨、風をしのぐような屋根をかけて、水さえあればできる、そして移動するのは農業公社が定期的に草刈りが終わったならば移すような格好でやれば、何となく景観も保たれるのではないかというような感じがある老人の方からも話があったので、ひとつ参考にしてもらえればいいかなと、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災、減災対策について伺いますが、さまざまな災害を教訓として防災士が誕生して、そしてまたこれから3年間150人を目指してふやすということですが、今のやり方は、いわゆる防災士になりたい人を手挙げ方式で予定しているわけですが、やはり町内、全町にこの防災士が配置されるのが私は理想だと思うので、そういうふうにもし防災士の育成のつもりならば、できるだけ今度は行政のほうからもお願ひをして、適任者の方々にこういう資格を持っていくような誘導もやっぱりこれから大事ではなからうかなというような思いがするわけです。

そこで現在50人だか、何人だか受けた防災士の方々のいわゆる旧村単位のうまくバランスよく今回防災士が誕生したのかどうか、現状についてお話を願ひします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

防災士の育成につきましては、本年度を初年度として3カ年でとり進めているところでございます。3カ年で約150名という部分につきましては、基本的には、各自主防から推薦をいただいて、その人数につきましても基本的に町内108つの各行政区がございまして、できれば行政区から1名ずつという目標でやってきたところでございますが、実態は、例えば有芸地区が二、三人とか、それから安家地区が二、三人といった部分でなかなか手を挙げていただかない部分、その地区がございまして。そういった部分も今後育成に当たっては、ある程度行政の主導のほうで声がけをして、幅広く各地区に旧町村単位に防災士を養成するようにこれから留意しながら養成してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 次に、防災関係についてお伺ひしますが、阪神・淡路なり、東日本、そのときに、やはり現場で人命救助に大きく貢献したのが、報道によれば民生委員だということを知っているわけです。そこでやはり民生委員の方々は、日ごろからその関係地区の人脈なり、様子なりを十分にわかっているために相当活躍したように伺っているのですが、そこで今度

は民生委員もみずから行動力のある人でなければならないような、今要求されているので、ある集落に行ったら、いやとても最近だって避難誘導できるような民生委員ではないというような話もあったので、ひとつこれからの民生委員を選ぶ場合は、やっぱり体力的にもある程度、それこそ長けた人を選んでいただくようにひとつこれは考えるというか、指摘しておきたいと思います。

それから、防災、減災の立場で、いわゆる避難がなかなか困難な要支援の障害者なり、老人に対して何か行政は名簿等をつくるようなことが義務づけられているように受けたのですが、岩泉町としては、その要支援者のいわゆる名簿の作成は、既に終わっているのかどうか、現状についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

要支援者の名簿につきましては、これは基本法となる災害対策基本法のほうで定められておまして、岩泉町といたしましては、既に名簿の作成はしております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 次に、畜産振興について伺います。

当初の構想を聞いたときに、300頭というのが出たときに、私はちょっとふろしきを広げ過ぎたのではなかろうかなと、100頭規模でもよかったのではなかろうかなというような、そして様子を見ながらふやしていけばいいかなと思ったのですが、初めからこの20億円の予算では、なかなか賛同も得られない。そして、何で今度これを聞いたかというのは、いわゆるホールディングスの関係です。当初20年もたつのか六十何人、酪農家初め商売をやっている方々含めて株主になっている。あのときの考え方というのは、何とか原料を岩泉産でもって、そして地元で加工して、いわゆる販売までいく、6次産業化ということを先駆けてやろうということで株主の方々も時間をかけて、そして株主になってもらってスタートした経過がある。そのときを思い出せば、今の山下社長がちょうどJAの当時の担当者でした。それで今の社長も当時非常に半分投げかけたようなことでいらしたときもあるのだが、何とかまとめてきょうがあるような感じがしています。

そこでこれからの先行きを見たときに、やはり1次産業がだめで原料が、いわゆるおぼつかないというか、ここで生産できなければ2と3を掛けて6になるわけだが、1がゼロだというと6次産業にならない。これは、ご案内のとおり。そこでそういう思いもあって、何とかこれからの

酪農家の戸数が減る、そういう実態を踏まえた中で、やっぱり公設、その規模はいずれにしても、どうしても必要ではなからうかなということであえて質問させていただきましたので、きょうは答えは要りませんが、いずれ原点に戻ってという答弁をいただいておりますので、何とかこれからのホールディングスの行く末を案じて何とか地元で原料を確保したいというふうな思いで改めて質問させていただきましたので、その点はひとつご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、教育長について、部活についてはそのとおり、それから先生方の働き方改革の中で、よく報道されているのは、先生方が保護者なり、外部からの連絡が来たときに、いちいち授業中に呼び出されるのが大変だということで、何か学校に留守番電話を設置すれば、相当軽減になるというような話があったのですが、町内の小中学校の留守番電話の設置状況はどうなっているのか。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 町内小中学校におきましては、今現在留守番電話を採用しているところはございません。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） いずれ教育委員会は、生徒の教育環境の整備と、それから先生方のいわゆる職場環境の充実ということに意を努めてもらって、これからも郷土岩泉からすばらしい生徒が成長するように願っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで12番、三田地泰正君の質問を終わります。

一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時57分)

平成31年第1回岩泉町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成31年 2月 5日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	平成31年 3月 8日 午後 2時45分				
	閉 会	平成31年 3月 8日 午後 3時07分				
出席及び欠席議員  出席14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 3 番	野 館 泰 喜	1 番	畠 山 昌 典
	2 番	畠 山 和 英		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
教 育 次 長	馬 場 修			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第4号)

平成31年 3月 8日(金曜日)午後 2時45分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算 (新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第17号 平成31年度岩泉町国民健康保険特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第18号 平成31年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第19号 平成31年度岩泉町介護保険特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第20号 平成31年度岩泉町簡易水道特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第21号 平成31年度岩泉町観光事業特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第22号 平成31年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算  
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第30号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求める  
ことについて
- 日程第10 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情  
(総務常任委員長報告)
- 日程第11 閉会中の継続審査申し出について  
(総務常任委員長申し出)  
(産業常任委員長申し出)



日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長申し出)

(産業常任委員長申し出)

日程第13 平成31年度議員派遣について

閉会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時45分）

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算から日程第8、議案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、菊地弘巳君。はい、どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長 菊地弘巳君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（菊地弘巳君） 平成31年3月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。  
新年度予算審査特別委員長、菊地弘巳。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、  
会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第16号 平成31年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第17号 平成31年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第18号 平成31年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第19号 平成31年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号 平成31年度岩泉町簡易水道特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成31年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成31年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成31年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第30号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第30号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

ケーブルテレビ施設整備工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、ケーブルテレビ施設整備工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額1億800万円、変更請負額1億3,333万1,400円、変更による増額2,533万1,400円。

4、請負者、住所、神奈川県鎌倉市岩瀬1285番地、氏名、ミハル通信株式会社、代表取締役社長、中村俊一。

平成31年3月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、施工対象機器の数量変更等に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。

工事期間でございますが、平成30年9月7日着工してございまして、31年3月31日完成予定となっております。工事概要については記載のとおりでございます。変更内容でございますが、3波多重フィルターの数量の変更でございます。岩泉地区から有芸地区まで計42個を増設し、変更後の数量を121個とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第30号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） この議案に対しては何も不満はございませんが、1つ確認をしたいと思っております。

さきの委員会でこの新規事業が発表されましたが、地上波放送とBS放送の受信できるかどうかの違いがいまいち不明確なところがあったので、丁寧な説明を再度お願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今回お願いをいたしております町のケーブルテレビ事業でございますけれども、この事業実施につきましては、ぴーちゃんねつとを使いましてテレビとラジオの信号を流すという事業でございますけれども、テレビのほうは地上デジタルテレビ放送のみと、それからラジオはFMでございますので、IBCとNHK第1の2局、この3つの信号をお流しするというものでございます。したがって、BS放送あるいは4K、8Kも含めましてでございますが、これには対応はいたしておりません。このケーブル事業に加入をしていただきます主にテレビの共聴施設組合の皆様でございますけれども、皆様におかれましては、現在もほとんどの皆さんがそうだと思いますけれども、BS放送をごらんになっていただくためには、現在と

同様アンテナをご自分でご用意をしていただいて、テレビに別につないで視聴していただくということになります。4K、8KもこれはBS放送のみが対象でございますので、BS放送のしかも4K、8Kのためには、それ専用と申しますか、対応をしたアンテナをご用意していただいて、そのアンテナから現在の4K、8K対応テレビまでつなぐ線も全て4K、8K対応のものにかえていただいて初めてごらんいただけるということでございますので、私どもが今回ケーブルテレビ事業でやるものについては地上波テレビとラジオのみということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 11番、どうぞ。

○11番（畠山直人君） 前の説明で、4Kの対応は何かをつければすぐ対応できるというような答弁があったと思うのですが、それはなかったですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 施設の構造上と申しますか、整備をいたしましたもので、これに追加と申しますか、改善と申しますか、をすればBS放送をお流しする対応もできるということでございます。ただし、それには約1,000万円弱の新たな追加費用がかかるということでございますので、その部分につきましては、私どもとしては緊急の必要性はひとまず置いておくということでの説明でございます。流せることは流せるということでございます。

○議長（加藤久民君） 11番、どうぞ。

○11番（畠山直人君） そうすると、後々は4Kもそのような対応ができるようにすると、考えるということですか。それとも、4Kの対応はもう考えない、ほかでやってくださいという状況ですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 機械の施設整備の技術上は、追加でやればBS放送は流せるということでございます。4KはBS放送のみが現在は対象でございます。地上波テレビのほうには4Kはまだ流せないということのようでございますので、基本的にはBS放送をご利用をいただくというのが条件になってくると思います。現在でも一部の組合さんだけはBS放送を視聴されているというのは私どもも認識はしておりますけれども、ほとんどの組合さんは地上デジタル放送のみと、BSアンテナにつきましてはご自分で用意をされて視聴されているというふうにお聞きをしておりますので、私どもといたしましては最少の投資で最大の効果を上げるという今回は

原理原則に基づきまして、BS放送までの必要性はとりあえず置いておきまして、難視エリアの解消ということ为原则として地上波テレビとラジオ2局ということでの事業の制度設計でございました。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 平成31年3月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願等審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果で報告いたします。

陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情、不採択とすべきものと決定。



以上でございます。

○議長（加藤久民君） 報告が終わりました。

ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり不採択と決定しました。

---

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（加藤久民君） 日程第11、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長及び産業常任委員長から、目下両委員会において審査中の陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情及び請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願について、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、両委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（加藤久民君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から常任委員会の閉会中の継続調査申し出が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎平成31年度議員派遣について

○議長（加藤久民君） 日程第13、平成31年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時07分）



この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

---

署 名 議 員

野 舘 泰 喜

---

署 名 議 員

畠 山 昌 典

---

署 名 議 員

畠 山 和 英

---